

学 生 便 覧

平成25年度（2013年度）
入学生適用



広島大学工学部

広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たな知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

工学の目的

工学の目的は“具現化の探求”であり，以て人類の平和，発展，存続に寄与することである。すなわち，自然との調和の中で，社会における要請，課題を解決するための具体的方策を科学的知識に基づいて検討し，実現化することである。

広島大学工学部の教育目的・目標

■教育目的

- (1) 工学の目的を理解させ，社会性，自立性を養うこと
- (2) 工学に必要な基礎的知識を習得させること
- (3) 工学に携わる能力を身につけさせること
- (4) 工学を継承，発展させる人材を育成すること

■教育目標

- (1) 人・社会・自然と工学の関わりを重視する教育の実施
- (2) 論理的思考力，解析・統合能力の養成
- (3) 確実な基礎に立つ総合力の養成
- (4) 広い視野，柔軟な適応力や創造力の養成，及び自己啓発・研鑽意欲の醸成
- (5) 高度情報化への適応
- (6) コミュニケーション能力の向上

広島大学学期区分基準

期 間		区 分	
前期	4 月 1 日～ 4 月 8 日	春 季	休 業
	4 月 9 日～ 7 月 3 1 日	授	業
	8 月 1 日～ 9 月 3 0 日	夏 季	休 業
後期	1 0 月 1 日～ 1 2 月 2 3 日	授	業
	1 2 月 2 4 日～ 1 月 7 日	冬 季	休 業
	1 月 8 日～ 2 月 1 1 日	授	業
	2 月 1 2 日～ 3 月 3 1 日	学 年 末	休 業

授 業 時 限 表

時 限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1 0	9 (※)	1 0 (※)
時	8:45	9:30	10:30	11:15	12:50	13:35	14:35	15:20	16:20	17:05	16:20	17:10
刻	9:30	10:15	11:15	12:00	13:35	14:20	15:20	16:05	17:05	17:50	17:05	17:55

(※)を付した時限は、45 分授業を実施する場合の時限を示す。

1. この学生便覧は、最初に工学部各類の概要を掲載し、次に教養教育に関する履修方法等及び工学部の教育課程（専門科目履修基準等）を掲載しています。後半には全学共通の教育プログラムに関する記述、大学・学部の諸規則、資格取得関係、学生生活に関する諸規則、建物配置図等が掲載されています。
2. 工学部平成 2 5 年度入学生は、卒業までにこの『学生便覧』のほかに『My もみじ（広島大学学生情報システム）』により、w e b 上で授業科目の『講義概要（シラバス）』が閲覧できますので、学生はそれらを有効に活用して各自の履修計画等を立ててください。
3. 大事な伝達、連絡等は「My もみじ」電子掲示板により行いますので、**1 日 1 度は必ず確認してください。**確認しなかったために思いもかけぬ不利益を生じる場合がありますので注意してください。

目 次

(工学部の概要)

共 通	1, 2
第一類（機械システム工学系）	i - 1 ～ i - 6
第二類（電気・電子・システム・情報系）	ii - 1 ～ ii - 5
第三類（化学・バイオ・プロセス系）	iii - 1 ～ iii - 8
第四類（建設・環境系）	iv - 1 ～ iv - 11

(教養教育)	教養-1～教養-53
(略)	

(学部教育)

広島大学通則	学部 -1
広島大学工学部細則	学部-14
広島大学工学部履修手続及び試験について	学部-68
オフィス・アワー制度について	学部-68
外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規	学部-69
広島大学工学部外国人留学生に関する授業科目履修上の特例	学部-69
中国・四国国立大学工学系学部間の単位互換について	学部-70
「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修（早期履修）制度について	学部-71

(到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」)	ハイプロ-1～ハイプロ-26
(略)	

(規則関係等)

学業に関する評価の取扱いについて	規則 -1
気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて	規則 -3
期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則 -4
広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則 -5
広島大学転学部の取扱いに関する細則	規則 -6
広島大学工学部転類に関する取扱い内規	規則 -7
広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則 -8
広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	規則-10
身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	規則-11
広島大学学位規則	規則-14
広島大学学生交流規則	規則-18
広島大学研究生規則	規則-21
広島大学外国人研究生規則	規則-23
広島大学科目等履修生規則	規則-25

(資格取得関係)

教育職員免許状の取得について	資格 -1
その他の資格について	資格 -6

(学生生活関係)

学生生活関係について	学生 -1
広島大学学生生活に関する規則	学生 -7
広島大学学生証取扱細則	学生 -9
広島大学授業料等免除及び猶予規則	学生-10
広島大学学生表彰規則	学生-13
広島大学学生懲戒指針	学生-14
広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）	学生-18
広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	学生-19
広島大学ピア・サポート・ルーム規則	学生-21
社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	学生-22
広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	学生-23

(その他)

広島大学図書館利用案内	その他 -1
工学部構内配置図	その他 -4
工学部講義室配置図	その他 -5
広島大学歌	その他 -6

工 学 部 の 概 要

共 通	1, 2
第一類（機械システム工学系）	i-1 ～ i-6
第二類（電気・電子・システム・情報系）	ii-1 ～ ii-5
第三類（化学・バイオ・プロセス系）	iii-1 ～ iii-8
第四類（建設・環境系）	iv-1 ～ iv-11

工学部の類・課程組織と教育プログラム制

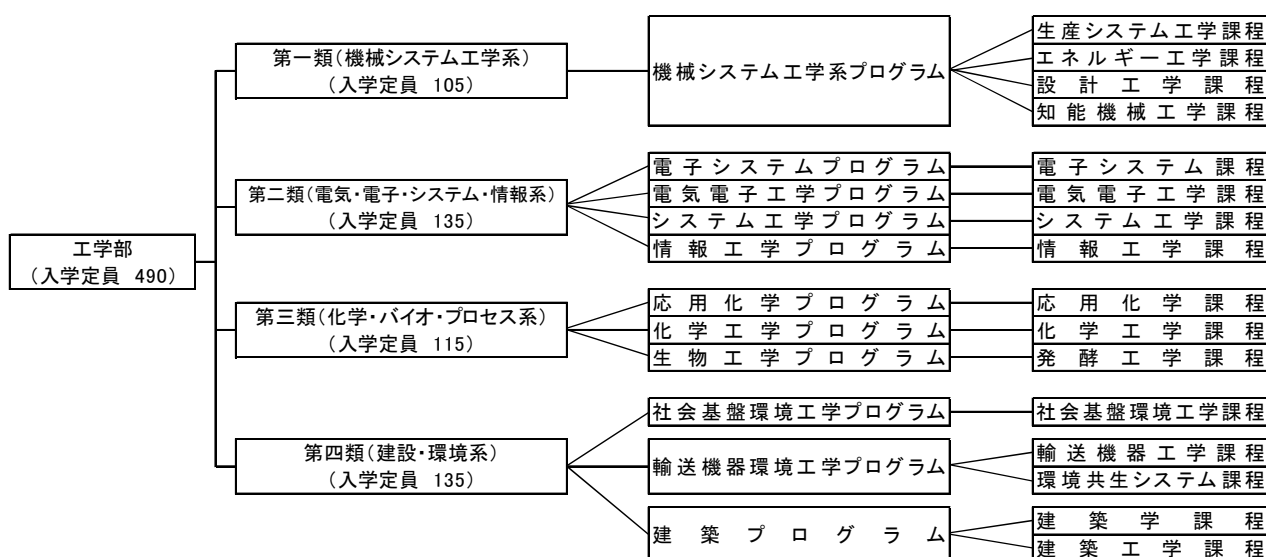
広島大学工学部は類・課程制度を採用していて、下図に示したように第一類から第四類までの4つの類組織があり、それぞれの類の中にはいくつかの課程があります。また、広島大学は2006年度から新たに「到達目標型教育プログラム－HiPROSPECTS－」という学部教育制度を導入しました。皆さんは自分の選んだ類の教育研究内容をよく理解した上で、その類を選択し受験し合格してきたことと思います。しかし、類・課程と教育プログラムとの関係はなかなか分かりにくいので、学生便覧の最初に簡単に説明しておきます。詳細については、便覧の中に項を設けて書かれていますから、必要に応じて読んでください。なお、この学生便覧の内容・規則はこれからたとえ変更されても、それはその後に入学してくる学生に適用されるので、ここに書かれた内容は皆さんが大学を卒業するまで変わることなく有効です。ですから、この学生便覧を大切に扱い、決して紛失しないように注意してください。

広島大学工学部が類制度を採用したのはたいへん古く1976年まで遡り、それ以前は学科ごとに学生を募集していました。しかし、初めから専門分野に分けることによる知識の細分化・断片化の弊害をなくし、進歩・発展の著しい工業化社会に対応して、広い視野と基礎学力を身につけた技術者と高いレベルの自主的研究能力をもつ人材を養成することを目的として、類制度が発足しました。この目的を達成するために工学部では、工学に関する基礎知識を重視しつつ、専門科目の特定の狭い分野に偏らないような複合型のカリキュラムを用意しています。4つの類にある課程は幾度かの変遷を経て現在は、第一類（機械システム工学系）には生産システム工学、エネルギー工学、設計工学、知能機械工学の4つの課程、第二類（電気・電子・システム・情報系）には電子システム、電気電子工学、システム工学、情報工学の4つの課程、第三類（化学・バイオ・プロセス系）には応用化学、発酵工学、化学工学の3つの課程、第四類（建設・環境系）には社会基盤環境工学、輸送機器工学、環境共生システム、建築学、建築工学の5つの課程があります。入学直後は類共通の授業を受け、その後、類によって多少時期は異なりますが、課程に配属されより専門的な教育を受けることになります。なお、工学部および4つの類の「教育研究の目的」が2008年に定められ、学部－14、15ページに書かれています。

また、広島大学ではHiPROSPECTSという到達目標型教育プログラムを2006年度からスタートさせました。2ページの図に示したように、第一類では機械システム工学系プログラム、第二類では電子システムプログラム、電気電子工学プログラム、システム工学プログラム、情報工学プログラム、第三類では応用化学プログラム、化学工学プログラム、生物工学プログラム、第四類では社会基盤環境工学プログラム、輸送機器環境工学プログラム、建築プログラムが提供されています。各プログラムは、皆さんが類に入学し、課程に配属され、卒業研究を終えて大学を卒業するまでに受ける教養教育科目、専

門基礎科目、専門科目を総合したロードマップと言えます。HiPROSPECTS の特徴は、4年間の授業科目のシラバス、到達目標、成績評価の方法があらかじめ明示されていることです。到達目標を明確に定め、それに達するために内容や方法が十分に吟味された授業科目が統一的かつ体系的に配置されています。ですから、従来から行なわれている個々の授業科目の成績評価とは別に、プログラムに設定された到達目標としての「知識・理解」および「能力・技能」についても到達度の評価が行われます。

ここまで説明してきたのは主専攻プログラムといい、皆さんが大学を卒業するために必ず取らなければならないプログラムです。これに加えて、より広い勉強をしたい学生には副専攻プログラムおよび特定プログラムが用意され、一定の基準を満たした学生は登録してその講義を受けることができます。工学部では講義および実験・演習が密に組まれているので余裕がないかもしれませんが、意欲のある人は頑張って挑戦してみてください。また、工学部の多くの類・課程では、HiPROSPECTS に先駆けて日本技術者教育認定機構（JABEE, Japan Accreditation Board for Engineering Education）の認定を受けています。JABEE とは、大学で実施されている技術者教育プログラムが、社会の要求水準を満たしているかどうかを公平に評価し、要求水準を満たしている教育プログラムを審査・認定する非政府団体です。



●第一類（機械システム工学系）

1. 第一類（機械システム工学系）の特徴

＜創造への挑戦＞

21世紀に要求される人間や環境にやさしい機械作りを目指して

第一類では、機能性材料の開発と利用、生産加工原理、新エネルギー開発、動力変換新技術、新しい機械システムの構造・機能や設計原理、メカトロニクス技術、知能化機械システムの生産原理などについての教育を行っており、これらの教育を通じて、機械と人間との関わり合い、次世代のエネルギーや環境問題などについて広い視野を持ち、最先端の設計・生産技術開発を担える技術者の養成を目指している。効率良く一貫した教育を行うために、大学院工学研究科機械システム工学専攻・機械物理工学専攻に所属する教員が、4つの課程（生産システム工学、エネルギー工学、設計工学、知能機械工学）の教育を担当している。学生は2年次前期にこれらの課程のどれかに配属される。また、4年次前期には教育科目（研究室）に配属され、研究テーマを選択し、卒業研究を行う。

＜卒業後の進路＞

- ・広島大学工学部第一類の卒業生は、約6割が大学院に進学している。学部卒業生の就職先は、一般機械、自動車関係をはじめ、電機、情報通信、重工業、化学工業などの多岐の業種にわたっている。
- ・大学院（博士課程前期）修了生も、自動車関係・電機・一般機械を中心としたさまざまな業種の企業に就職し、エンジニアや研究者として第一線で広く活躍している。
- ・さらに学識を深め先端研究にチャレンジしたい学生は、博士課程後期に進学し博士号（工学）を取得することができる。

1.1 教育理念・本プログラムの到達目標

広島大学工学部第一類（機械システム工学系）では、自然との共生をはかり、人類の平和、発展、存続や幸福の実現に貢献できる、優れた人間性と理性を兼ね備えた行動力のある人材の育成を目指す。また、機械システム工学の基礎を修得し、機械と人間との関わり合い、次世代のエネルギーや環境問題などについて広い視野を持ち、最先端の設計・生産技術開発を担える技術者の育成を目指す。これらを教育理念とし、以下に示す5つの項目を到達目標とする。

（A）地域社会や国際社会、産業の発展に積極的に取り組む自立性の養成

幅広い教養に支えられた豊かな人間性を培い、人類や社会が直面している地球環境問題、社会環境問題を理解させる。更に、人や社会、自然と工学との多角的なかかわりの中でそれを解決するための道筋を考える能力を養成する。その為に、（1）様々な社会問題を多面的に捉え、その全体像を把握する力と姿勢を習得させる。（2）専門以外の分野に接し、幅広い視野を習得させる。（3）スポーツを通して人間生活の基本である健康・体力に対する知識を習得させる。（4）社会の中における機械システム工学技術者の立場を理解し、倫理的問題を解決する能力を養成する。

(B) 機械システム工学の基礎の確実な習得と応用力の養成

体系化した教育システムの中で、機械システム工学に必要な広い視野と幅広い基礎知識を習得させ、その上に専門知識と応用力を育成する。更に、社会の求める多様な技術者を養成するため、学生の興味や使命感に基づいて必要な知識や能力を積極的に習得させる。これを実現するために以下のプログラムを用意する。

(1) 工業数学、材料力学、流体力学、制御工学、熱力学、材料科学などの機械システム工学の専門基礎に関する知識を習得させ、機械の設計・生産技術開発および問題解決に応用できる能力を養成する。

(2) 専門教育科目を材料・加工学、熱・流体力学、応用力学、計測制御およびシステム設計の分野別に分類し、これらを組み合わせた「生産システム工学」、「エネルギー工学」、「設計工学」、「知能機械工学」の4つの専門課程を設置する。生産システム工学課程では、新しい機能性材料の設計・開発と利用技術、生産原理、最適生産システムの設計などの生産工学に関する専門知識を習得する。エネルギー工学課程では、生産力の土台を支える動力・エネルギーシステムの基礎、エネルギーの有効利用、新しいエネルギー変換機械の開発に関する専門知識を習得する。設計工学課程では、新しい概念に基づく構造・機能や機械システムの原理とその設計、計算機援用設計などに関する専門知識を習得する。知能機械工学課程では、制御・電子技術、メカトロニクス技術、数値シミュレーションと情報処理などで知能化された新しい機械システムの設計・生産の原理と応用に関する専門知識を習得する。これらの知識の習得を通して機械システム工学に関する諸問題を解決する能力を養成する。

(C) 技術者として必要な基礎的知識の修得と論理的思考能力の養成

工学の基礎としての数学（特に微分学、積分学、線形代数学）、物理学、化学等の自然科学および情報技術に関する基礎的知識を修得し、これを基盤として論理的思考力を養成する。

(D) 柔軟な発想と創造性をもって自ら工学的課題を解決する能力の養成

現実的課題を分析し、計画の立案、実施、評価を行うための実験技術、科学的な思考法を習得させる。これをもとに(1)卒業研究や機械工学実験などを通して与えられた問題を実験やシミュレーションを用いることにより計画的に解決できる能力、(2)様々な設計目的、設計条件のもとで課題を設定し、その解決において創造的な思考を行うことにより機械を適切に設計するデザイン能力を養成する。

(E) コミュニケーション能力および国際的に情報収集や発信できる能力の養成

自ら情報を収集し、まとめる能力を習得させる。さらに日本語による論理的な記述、発表を行う能力、異なる価値観を持つ他者との議論により相互に理解ができるコミュニケーション能力を養成する。また、工業英語に必要な基礎的な知識と表現力を養成するとともに、多様な文化を知り、世界の情報を身近に把握するために英語以外の外国語の基礎を修得する。

1.2 課程の特徴

▼ 第一類の教育体系 第一類は、生産システム工学、エネルギー工学、設計工学、知能機械工学の4つの教育課程から構成されている。

類(系)	プログラム	課程
第一類 (機械システム工学系)	機械システム工学系 プログラム	生産システム工学
		エネルギー工学
		設計工学
		知能機械工学

1.3 各課程の説明

・生産システム工学課程

機械系基礎教育とともに、新しい機能性材料の設計・開発と利用技術、生産加工原理、最適生産システムの設計などの生産工学に関する専門教育を行う。

・エネルギー工学課程

機械系基礎教育とともに、生産力の土台を支える動力・エネルギーシステムの基礎、エネルギーの有効利用、新しいエネルギー変換機械の開発などに関する専門教育を行う。

・設計工学課程

機械系基礎教育とともに、新しい理念に基づく構造・機能や機械システムの原理とその設計、計算機援用設計（CAD）などに関する専門教育を行う。

・知能機械工学課程

機械系基礎教育とともに、制御・電子技術、メカトロニクス技術、数値シミュレーションと情報処理などで智能化された新しい機械システムの設計・生産の原理と応用に関する専門教育を行う。

2. 第一類カリキュラムの概略

第一類（機械システム工学系）では到達目標（A）～（E）を達成するため、表1に示すような授業科目を用意している。この表1で、◎の付いた科目はその目標に対して主体的に関与することを表し、○の付いた科目はその目標に対して付随的に関与することを表している。また、矢印は学習内容に基づく科目間の前後関係、すなわち授業科目の学習の流れを表している。

目標（A）を達成するため、教養教育科目や技術者倫理などを用意しており、これらの科目は互いに独立しているため、科目間の前後関係は設定していない。

目標（B-1）を達成するため、専門基礎科目を中心とする科目を用意している。また、（B-1）に属する授業科目により習得した知識や能力を基礎として、目標（B-2）を達成するための様々な専門科目を用意している。これらの科目間には、専門分野ごとに前後関係があり、この関係を基に各科目の開設期を設定している。

目標（C）を達成するため、教養教育科目の基盤科目の数学、物理、化学の授業科目、および情報活用演習を開設している。これらの科目は専門を理解するために必要な基礎であるため、1,2セメスターに開設している。また、これらの科目間では分野ごとに前後関係がある。

目標（D）を達成するため、実験、CAD、機械創成実習や卒業論文などを用意している。このうち機械創成実習では設計製図、工作実習、CADで習得した知識と能力を基に、機械の設計・製作・評価

を行い、デザイン能力を身に付ける。

目標（E）については、日本語による論理的な文章作成および発表・討論能力を身に付けるため実験や卒業論文などの科目を用意している。また、外国語のコミュニケーション能力を身に付けるため、教養教育の外国語の科目や技術英語演習を用意している。

3. 課程配属，研究室配属，卒業研究について

効率良く一貫した教育を行うために、大学院工学研究院の3つの部門（機械システム・応用力学，エネルギー・環境，材料・生産加工）に所属する教員が，4つの課程（生産システム工学，エネルギー工学，設計工学，知能機械工学）の教育を担当している。学生は2年次前期にこれらの課程のどれかに配属される。また，4年次前期には3つの部門に含まれる研究室に配属され，研究テーマを選択し，卒業研究を行う。研究成果を卒業論文としてまとめた後，卒業論文発表会にて発表する。

表 1 到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ
 ◎の付いた科目はその目標に対して主体的に関与することを表し、○の付いた科目はその目標に対して付随的に関与することを表す。

到達目標	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	前期 (1 セメスタ-)	後期 (2 セメスタ-)	前期 (3 セメスタ-)	後期 (4 セメスタ-)	前期 (5 セメスタ-)	後期 (6 セメスタ-)	前期 (7 セメスタ-)	後期 (8 セメスタ-)
(A)	スポーツ実習(○) 社会の中に おける工学◎	スポーツ実習(○)	パッケージ別科目(○) 総合科目(○)	パッケージ別科目(○) 総合科目(○)				
(B-1)		機械工学概論◎	応用数学Ⅰ◎ 応用数学Ⅱ◎ 材料力学Ⅰ◎ 流体の力学◎ 確率・統計◎	制御工学Ⅰ◎ 機械力学Ⅰ◎ 材料科学◎ 熱力学Ⅰ◎	制御工学Ⅰ◎ 機械力学Ⅰ◎ 機械材料Ⅰ◎			
(B-2)	※B-2 に含まれる科目間の先行関係は次のページに記述している		要素設計Ⅰ◎	流体力学Ⅰ◎ 材料力学Ⅱ◎ 機械運動学(○) システム工学(○)	熱力学Ⅱ(○) 燃焼工学(○) 伝熱学Ⅰ◎ 流体工学Ⅱ(○) 弾性力学◎ 機械加工学◎ 生産システム(○) 信頼性工学(○) 電気・電子工学◎	伝熱学Ⅱ(○) 機械力学Ⅱ(○) 塑性力学(○) 成形加工学Ⅰ(○) 材料強度学(○) 機械材料Ⅱ(○) 機械設計(○) 制御工学Ⅱ(○) マイクロエクス(○) 計測工学(○)	材料応用学◎ マイクロシステム制御(○)	

表 1 到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ (続き)

到達 目標	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	前期 (1 セメスタ-)	後期 (2 セメスタ-)	前期 (3 セメスタ-)	後期 (4 セメスタ-)	前期 (5 セメスタ-)	後期 (6 セメスタ-)	前期 (7 セメスタ-)	後期 (8 セメスタ-)
(B-2)				流体工学Ⅰ(◎) 材料力学Ⅱ(◎) 機構運動学(○) システム工学(○)	熱力学Ⅲ(○) 燃焼工学(○) 伝熱学Ⅰ(◎) 流体工学Ⅱ(○) 弾性力学(◎) 機械加工学Ⅱ(◎) 生産システム(○)	伝熱学Ⅱ(○) 機械力学Ⅱ(○) 塑性力学(○) 成形加工学Ⅰ(○) 材料強度学(○) 機械材料Ⅱ(○) 機械設計(○)	材料応用学(◎) 制御工学Ⅱ(○) マイロニクス(○) 計測工学(○)	
(C)	情報活用演習(◎) 微分学(○) 数学演習Ⅰ(○) 線形代数学Ⅰ(○) 物理学Ⅰ(○)	積分学(○) 数学演習Ⅱ(○) 線形代数学Ⅱ(○) 物理学Ⅱ(○) 基礎電磁気学(○) 物理学実験(○) 化学実験法・同実験(○)	要素設計Ⅰ(◎) 計算機プログラミング(◎)					
(D)	一般化学(○) 教養ゼミ(◎)		設計製図(◎) CAD (◎)		機械創成実習(◎) 機械工学実験Ⅰ(◎)	機械工学実験Ⅱ(◎)	卒業論文(◎)	
(E)	コミュニケーション英語(○) パーソナル外国語(○) 教養ゼミ(○)	コミュニケーション英語(○) パーソナル外国語(○)	コミュニケーション英語(○)	コミュニケーション英語(○) 技術英語演習(◎)	機械工学実験Ⅰ(○)	機械工学実験Ⅱ(○)	卒業論文(○)	

●第二類（電気・電子・システム・情報系）

1. 第二類（電気・電子・システム・情報系）の特徴

第二類（電気・電子・システム・情報系）がカバーする分野は、今日の情報化社会の中心的な役割を果たしています。特に、近年の情報通信技術の進歩は産業革命以来の技術革新だといわれています。

18 世紀後半の産業革命の流れは、19 世紀に入ると新たな科学の発見と結びつき、急速な進歩を遂げました。クーロン、アンペール、ファラデーらによる電磁現象の発見は、1864 年にマクスウェルの方程式としてまとめられ「電磁気学」が完成しました。さらに、「回路理論」が構築されたことにより、電動機、発電機、電話、無線通信といった電磁現象を応用する技術が創り出されました。19 世紀後半のトムソンによる電子の発見（1897 年）は、電子を用いたデバイス（真空管）を生み出し、これを用いた「電子回路技術」が進歩し、さらに「コンピュータ」も誕生しました。さらに 20 世紀初頭の「量子力学」の誕生は、物質の性質（物性）に対する理解を深め、半導体を用いたトランジスタの発明（1948 年）につながりました。その後の半導体などを用いた「電子デバイス」、「集積回路技術」の進歩により、「コンピュータアーキテクチャ」、コンピュータを用いた「情報処理技術」、「ソフトウェア技術」が急速に発展しました。今日では、豊かな日常生活や社会経済活動を支えるエネルギーを効率的に供給するシステムなど、これらの技術を駆使したあらゆるシステムが構築され、情報化社会の中核を担っています。これらの複雑化かつ巨大化したシステムを解析し、よりよいシステムの計画および設計のための理論や方法論も急速に発展してきています。

このような電気・電子・システム・情報分野の発展は更に大きな動きとなって、18 世紀の産業革命に匹敵する情報通信革命を引き起こしています。これによって、あらゆる所で空間と時間を越えて必要な情報を必要な形で手に入れることが可能になっていくはずでです。同時に、これまでの技術では不可能であった人間に近い機能を、原子数層から成る目では見えない技術の集積として実現する努力が続けられています。ロボットの友達や人工心臓などの果てしない夢がこれから先も着実に叶えられていくでしょう。

工学部第二類（電気・電子・システム・情報系）では、このような技術の基礎となる学問分野について学ぶことができます。電気・電子・システム・情報ならびにその関連分野では、技術革新が急速に進み、特定分野の専門知識のみならず、複数の専門知識を融合した革新的技術が要求される状況にあります。また、そのような技術等が社会に与える影響もより大きくなりつつあり、人間、社会、自然との関わりを常に視野に入れることも必要とされています。このような状況を踏まえ、第二類に入学した学生は、1 年間の教養教育ならびに専門教育を経て、2 年次開始時に電子システム、電気電子工学、システム工学、情報工学の 4 課程（プログラム）のいずれかに配属されます。各課程（プログラム）の内容は少しずつ重なり合いながら全体として電気・電子・システム・情報の分野を網羅し、それぞれ以下のような人材の育成を目指した専門教育が行われます。

(電子システムプログラム)

量子物理、半導体基礎物性などを基礎とするナノメートル寸法の高性能電子デバイス分野および高機能集積回路を基礎とする集積システム分野において、体系的な知識と革新的技術の開発能力を持った技術者を育成する。

(電気電子工学プログラム)

電気エネルギーに立脚する様々なシステムの設計、計画、運用に関わる基礎理論と応用技術に関する教育を行う。電気、電子、計測、制御、通信分野に関する幅広い基礎知識と技術を身につけ、今後の技術革新を自ら先導できる人材育成を目標とする。

(システム工学プログラム)

システム、数理、情報、経営、人間にかかわる基礎理論と方法論、およびその応用技術を修得させることにより、高度情報化社会における複雑な諸問題を多様な視点から解決することのできる人材を育成する。すなわち、システム全体とその構成要素である部分システムの相互関係に着目し、人間とコンピュータが互いにかかわり合うシステム全体の設計・運用を適切に行うことのできる能力を養う。

(情報工学プログラム)

情報工学や計算機工学における基礎的な概念に対する理解を深め、基本的かつ実用的な技術や手法に習熟するとともに、今後予想される情報処理技術のさらなる技術革新において先導的な立場に立てる人材の育成をめざす。

各課程（プログラム）の内容は少しずつ重なり合いながら全体として電気・電子・システム・情報の分野を網羅しています。広島大学工学部第二類の特徴は、電気・電子という実際のモノを扱うグループと、情報・システムという抽象概念を対象とするグループによって“電気”が統括的に取り扱われることといえます。

2. カリキュラムの概要

第二類で行われる研究においては、広い範囲の数学、物理および化学の基礎知識とともに世界中の人々とコミュニケーションするための英語能力が要求されます。そこで、第二類での専門教育においては、電気・電子・システム・情報の各分野を、「電子システム」、「電気電子工学」、「情報工学」、「システム工学」の4つの「課程（プログラム）」として切り分け、それぞれの専門科目を基礎から応用まで体系的に学べるカリキュラムを提供することで、確かな基礎力と深い専門性を養います。専門基礎科目や専門科目は課程（プログラム）間で重なりをもちながら、それぞれの分野で必要な専門的知識や応用力が得られるように構成されています。

具体的には、電気・電子・システム・情報の全分野での共通性が高い応用数学や電気回路、技術英語、プログラミングなどの科目、実験や演習科目、全分野を見渡すための概論科目を「専門基礎科目」として、主に1, 2年生で履修することにより、これらの分野で必要とされる幅広い知識と視野を習得できるようにしています。2年生から4年生では物性工学、集積システム、電気エネルギー、計測制御、コンピュータ、知識情報、システムという7つの専門細目分野に分類された「専門科目」を組み合わせて履修することにより、それぞれの分野で必要な知識や応用力を体系的に修得できるようにし

ています。各課程（プログラム）では、専門性と同時に広い範囲の素養を身につけることができるように専門基礎科目や専門科目が構成されており、将来の進路選択の自由度も十分に保証されるように配慮されています。

第二類の教育組織は、図 1 に示すように、各課程（プログラム）の教育を主に担当する教員が所属する研究室（「研究室」は教授，准教授，講師，助教，助手等よりなる教育，研究の単位組織）と協力講座（ナノデバイス・バイオ融合科学研究所）からなっており，これらの教員等が，授業，学生実験，卒業研究の指導に当たっています。この研究室と協力講座に所属する教員の専門分野は図 1 の研究室名に反映されています。各課程（プログラム）に所属した学生は図 1 の実線（一部破線も可能）で結ばれたいずれかの研究室または協力講座で卒業研究を行うことになります。

（電子システムプログラム）

半導体電子素子，光素及び集積システムを開発する技術者に必要な電磁気学，量子力学，半導体素子工学，電子回路理論などの物理系と電気系の基礎から集積システムの製造・設計技術までを実験や実習を含めて体系的に修得することができます。

（電気電子工学プログラム）

電気エネルギー，計測制御に関する分野を中心として，コンピュータや集積システム及び物性工学に至るまでの基礎理論に加えて，電気機器や電力システム，集積回路システムなどの最新の技術応用までを深く学ぶことにより，電気エネルギーに立脚する様々なシステムの計画，設計，運用に携わる技術者に要求される幅広い基礎知識と技術の修得が可能です。

（システム工学プログラム）

人間とコンピュータが互いに関わり合うシステム全体の設計と開発の基礎となる理論及び技術に関する講義や実験を通して，コンピュータに関する知識および数理的思考能力を修得することができます。また，これらの知識・能力に基づいて，現実の産業システム，社会システム，コンピュータシステムの分析や設計のための先進的技術に関する知識やその応用について学ぶことができます。

（情報工学プログラム）

現代の情報化社会の根幹をなすコンピュータシステムに関し，集積システムなどのハードウェアの知識から計算原理・知識情報処理・ネットワーク理論などのソフトウェアを支える理論と技術を基礎から応用までの幅広い範囲にわたって体系的に学習することができます。

表1 専門細目分野とプログラムの関係（◎は主として習得する専門科目）

専門細目分野 プログラム名	物性工学	集積システム	電気エネルギー	計測制御	コンピュータ	知識情報	システム
電子システム	◎	◎	○	○	○		
電気電子工学	○	○	◎	◎	○		
システム工学			○	○	○	◎	◎
情報工学		○		○	◎	◎	○

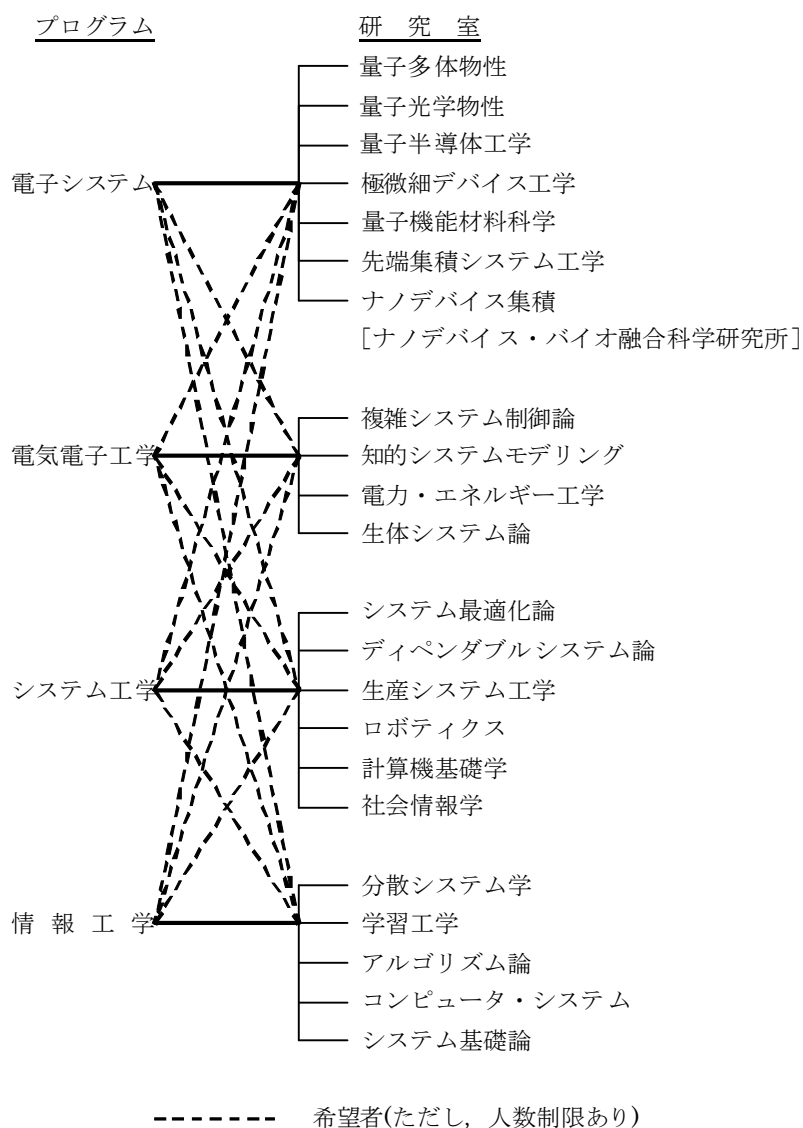


図1 課程と研究室の関係

3. 課程配属と卒研配属について

3. 1 課程配属

第二類では、2年次の最初に、各学生は4課程（プログラム）のうちの1つに配属され、各課程（プログラム）ごとに定められたカリキュラムに従って、専門的な知識を身につけます。課程（プログラム）に配属されるためには、1年次終了時に、34単位以上(教養教育科目、専門科目を含む)を修得している必要があります。修得単位数が34単位に満たない場合、次年度以降に配属が延期されます。

各課程（プログラム）に配属される学生数のバランスを考慮し、配属学生の定員が決められます。各学生は、原則希望する課程（プログラム）に配属されますが、希望が片寄った場合は、各学生の成績を考慮して配属課程（プログラム）が決定されます。成績が芳しくない学生は、第一希望の課程でなく、第二希望以下の課程（プログラム）に配属されることがあります。また、成績に、「不可」や「欠席」があると不利に扱われることがあります。

3. 2 卒研配属

4年次の必修科目である卒業論文の単位を取得するために、各研究室に配属され、指導教員から研究指導を受ける必要があります。4年次の約1年間研究を行ない、研究成果を卒業論文にまとめ、さらに、発表会で口頭発表を行ない、合格した学生に卒業論文の単位が与えられます。卒業論文に着手するためには、4年次の開始時に、卒業までに修得すべき全ての教養教育科目の単位が修得済みでなければなりません。さらに、卒業までに修得すべき専門基礎科目と専門科目(卒業論文を除く)のうち、未修得単位数が4単位以下でなければなりません。この条件を満たしていない場合は、卒業論文の着手が次年度以降に延期され、自動的に留年することになります。

第二類では、約20の研究室で卒業論文の指導を行なっています。各研究室は、課程（プログラム）に属しており、各課程（プログラム）の学生は、原則として、同じ課程（プログラム）の研究室に配属されます。各課程（プログラム）に属する卒業論文着手予定学生の人数などを考慮し、各研究室の定員が決定されます。学生は、希望する研究室に配属されますが、希望が片寄った場合は、成績を考慮し、配属を決定します。また、人数制限はありますが、学生が所属する課程（プログラム）以外の研究室に配属されることも可能です。課程（プログラム）配属と同様に、成績が芳しくない学生は、第二希望以下の研究室に配属されることがあります。また、成績の「不可」や「欠席」は不利に扱われることがあります。

●第三類（化学・バイオ・プロセス系）

1. 第三類（化学・バイオ・プロセス系）の特徴

第三類では化学（応用化学）、バイオ（発酵工学）、プロセス（化学工学）の3つの専門分野を有機的に統合した特色ある教育を行っています。新しい機能性物質や材料の開発、微生物・動植物のバイオテクノロジー、環境保全や資源・エネルギーの開発などを含む、いわば人類の未来を切り拓く分野です。これらに関する幅広い基礎知識と高度な専門技術を調和よく身につけた人材を育成することを教育目的としています。

人類は20世紀には、天然から産出する原油、鉱石などの原料を化学あるいは生物の力で変換させ、優れた性質をもつ物質を作り出すことに成功し、これにより私たちの生活は格段に豊かになりました。21世紀には、さらに地球主義、人間主義に基づく新しい科学技術の発展、すなわち、地球環境に調和し、より高度な機能をもつ物質、材料の開発が社会的に要請されています。資源の乏しい日本にとっては、優秀な先端技術の創造と、それを基礎にした工業の開発・発展とが、世界をリードしていく道です。第三類では、このような分野で積極的に活躍する、意欲的な若い人を育てる教育を行います。

第三類に入学すれば、2年次前期終了までは第三類共通の基礎教育を受け、2年次後期開始時に3つのプログラム（応用化学プログラム、生物工学プログラム、化学工学プログラム）に分かれて専門教育を受けます。3つのプログラムの特徴はつぎの通りです。

応用化学プログラムは、大学院工学研究院物質化学工学部門で応用化学を専門とする教員が担当しています。このプログラムでは、天然から産出する原油や鉱石などの原料を、化学反応により多種多様な新物質や材料に変換する知識と技術を身につけた人材を育成します。

生物工学プログラムは、大学院先端物質科学研究科分子生命機能科学専攻の分子生命機能科学講座と生命システム科学講座に所属している教員が担当しています。このプログラムでは、微生物、植物、動物の多様な機能を利用したバイオテクノロジーに関する知識と技術を身につけた人材を育成します。

化学工学プログラムは、大学院工学研究院物質化学工学部門で化学工学を専門とする教員が担当しています。このプログラムでは、環境やエネルギー問題に考慮しつつ、最も効率の良い製造プロセスを開発・設計するための知識と技術を身につけた人材を育成します。

また、三類では日本技術者教育認定機構（JABEE）が提唱する技術者としての必要な知識や能力を養成するための教育プログラムの構築に取り組んでいます。このための学習・教育目標を定め、それを達成した卒業生を社会に送り出せるように、カリキュラム、教員組織、教育環境などの質的向上に向けて検討を重ねています。化学工学プログラムは2005年5月に最初のJABEEの認定を受け、2010年5月に更新認定を受けています。また、応用化学プログラムは2006年5月に認定を受け、2011年に更新認定を受ける予定です。認定を受けた両プログラムの卒業生であることを証明する“修了証”が卒業生に授与されます。また、技術士一次試験が免除されて“修習技術者”となり、国家資格である“技術士”を最短距離で取得できます。

1.1. 応用化学プログラム（応用化学課程）の特徴

私たちの身の回りにある“形あるもの”の全ては原子や分子の集合からできています。そしてその大半のものは化学の力（化学反応）により人工的に創り出されています。プラスチック、繊維、金属、セラミックスなど、天然に存在しない、優れた性質や機能をもつ製品を化学工業は産み出してきました。

本プログラムでは、化学を中心とする数学、物理学、生物学などの基礎学問の確実な習得の上に、新物質の創出や新反応の開拓に必要とされる研究者としての諸解決能力の育成に取り組んでいます。この諸解決能力には

i) 社会や自然への影響を配慮しつつ、化学の知識を駆使して、目的とする新物質の分子設計や新反応の開拓を行う能力

ii) 化学反応に関する知識を活用して、目的とする新物質の合成や新反応の開拓を実践する能力

iii) 得られた物質の構造を解析する能力

iv) 得られた物質の物理的・化学的性質ならびに環境への影響を正確に評価する能力

が含まれています。

卒業生の多くは大学院（博士課程前期）へ進学し、研究テーマを通じて専門的な知識を深めますが、応用化学課程では大学卒業時点に実社会で活躍できる技術者としての能力を身につけることにも配慮しています。具体的には、「科学（化学）知識の豊富な技術者」、「実践的能力を有する技術者」、「多面的な発想ができる技術者」、「好奇心旺盛な技術者」、「倫理規範の高い技術者」、「説明責任を果たし、自己主張できる技術者」を育成することを目的としています。

応用化学に関する専門知識だけでなく、広い意味でのデザイン能力を含めて技術者として必要不可欠な資質を育成するために、“応用化学のかきくけこ”と呼ばれる以下の学習・教育目標を設定し、様々な授業科目を通じてその実現に取り組んでいます。

（Ka）確実な基礎

自然・社会・文化の理解を含めた幅広い教養および専門基礎知識と高度な専門知識を確実に身に付ける。さらに、それらを基にした判断力、論理的思考に基づく構想力を養成する。このため本学習教育目標に関連する科目は教養教育科目および専門教育科目から幅広く選択されており、人文社会系その他、化学系科目（有機化学系および無機・物理化学系）と工学系科目（数学、化学工学）に大別される。本プログラムの基幹となる化学系科目では、「基礎的科目」－「基礎化学実験」－「より高度な専門科目」－「演習、化学実験」の流れでカリキュラムが構成されており、体系的な学習と自ら行う実験により、問題解決の基礎としての学力の体得を求めている。

（Ki）技術者としての社会的責任

技術者としての倫理観を身に付けるとともに、研究・技術を通して社会に貢献できる資質を養う。

様々な社会的要求から問題点を認識して技術者としての責任を果たす能力を養成する。具体的には、化学技術者として必須の化学薬品および廃液・廃棄物の適切な取り扱いを「基礎化学実験」、「化学実験 I, II」を通して習得し、また、「教養ゼミ」、「パッケージ科目」、「総合科目」（何れも教養教育科目）で、自ら考え調査する方法や、社会・自然と科学技術・工学とのかかわりを学ぶ。さらに「技術と倫理」で、工学倫理に関する講義、学生のグループによる事例研究（調査、発表、議論を含む）を実施し、化学技術者としての社会的責任を学ぶ。これらに加え、「卒業論文」では、自らの研究の社会的価値を認識して研究を行い、学んできた技術・知識を活かして社会に貢献していく姿勢を身につける。

(Ku) クリエーティブな発想力とデザイン能力

修得した知識・技術、収集した情報を基に、種々の要素を総合的に判断できるクリエイティブな発想能力を身につける。すなわち、一人一人が問題を発見し、知識と情報を総動員して、新しい自分自身の解を見出すことを積極的に教育する。この目的のため、創造的、主体的な取り組みの必要な「教養ゼミ」、多角的視点で現代社会を考える「パッケージ科目」「総合科目」、及び実験を中心とした科目に加え、演習科目と「卒業論文」から、本目標は構成されている。言い換えれば、学習教育目標 (Ka) (Ki) (Ku) (Ko) で習得した能力も含めた統合した形で発揮される「デザイン能力」の涵養を主たる目的とし、例えば、研究計画の立案、実験装置の設計、与えられた制約の下で計画的に仕事を進める、等といった、多くの知識・技術・条件を統合して現実可能な解を見つけ出す能力の涵養を目指す。

(Ke) 継続的自己啓発と研究者・技術者としての自立

ここで言う自己啓発とは、単なる自主的・継続的な学習能力のみを意味するものではなく、情報収集、技術の向上、研究方法の改善、研究結果および成果の解析・理解などに関しても、与えられた制約下で自立した技術者あるいは研究者として自ら工夫して積極的に取り組み、継続的に計画しながら問題解決へのアプローチを様々な形で図る能力を涵養することである。従ってカリキュラム中では、学習・教育目標 (Ku) とほぼ同様の実験科目、演習科目が対応しており、このことはこれらの科目が技術者・研究者の教育において重要となるデザイン能力に密接に関わる部分であることによる。また、本カリキュラムとは直接的な関連はないが、TOEIC (IP) や数学統一試験の受験を強く推奨し、学生に対し「継続的な自己啓発」の意識を植え付ける取り組みを行っている。

(Ko) コミュニケーション能力と国際的センス

問題解決に向けて、チームの内外で自らの考え、解決策、解決策によるアプローチの結果を論理的かつ明解に表現・議論する能力を養成する。この目的のため、日本語において“他者と充実した相互作用を行う力”，即ち、チームで研究や問題解決に当たるときのチーム内での意思疎通や、プレゼンテーションにおける話し手、聞き手間の質疑応答の方法などを入学直後の早い段階で経験できる「教養ゼミ」を導入部とし、各研究室に分かれて行う「卒業論文」において研究室内での共同作業、実験、卒業論文執筆、また発表会の準備、発表、質疑応答と、技術者に求められる多岐にわたる「コミュニ

ケーション能力」を高める取り組みを行う。さらに、英文の資料などの収集・解析能力と多様な価値観を理解し地球的な視点から物事を多面的に考えるための国際的センスを身につけることを目指し、英語科目（「技術英語演習」も含む）に加えて、異文化や多様な文化を学ぶことが出来る「パッケージ科目」を用意し、これらの習得を求めている。

1.2. 生物工学プログラム（発酵工学課程）の特徴

発酵工学課程は、医療、食品、環境関連分野などの次世代を担う基盤産業の育成に貢献するため、生命分子及び生命体の機能解明と活用に関する専門知識と技術を身につけた研究者・技術者の養成を目指しています。そのため、生命を構成する分子・生命現象の仕組みに関する基礎的知識から、最先端の遺伝子・タンパク質・糖質・脂質工学、微生物・動物・植物工学、生物化学工学、生物情報工学、環境バイオテクノロジー、免疫学、醸造工学に至る多彩な応用分野の知識と技術を体系的かつ有機的に連携して修得できるカリキュラムが組まれています。また、研究者・技術者に要求される論理的思考能力、実験計画遂行能力、データ解析説明能力、課題発見解決能力、実務対応能力等を身につけることができます。所定の授業科目を修得すれば、高等学校教諭一種免許状が授与されます。

卒業生は、製薬、食品、醸造、環境、化学などの業界や官庁等の公設研究機関に就職して活躍しています。大学院（先端物質科学研究科分子生命機能科学専攻）に進学して、さらに高度な教育と研究を受けることができます。

生物工学プログラムの学習・教育目標は、以下のように設定しています。

(A) 人・社会・自然と工学の関わりを理解と多面的な思考力の養成

教養ゼミ、生物工学討論、総合科目、パッケージ科目などの講義・演習を通じて、技術が社会及び自然に及ぼす影響と技術者が社会に対して負っている責任を理解し、工学とそれを取り巻く人間・社会・自然環境との関わりを多面的に考慮することができる能力を育成する。

(B) 基礎自然科学の理解と論理的思考能力の養成

数学、物理学などの講義・演習を通じて、自然科学・技術に関する基礎知識を修得するとともに、先端科学に共通して要求される論理的思考能力を養成する。

(C) 生物工学及び生命科学の基礎知識と応用技術の修得

研究者・技術者として必要となる工学基礎学力を身につけた上で、医薬・食品・環境関連分野を中心とする生物工学関連領域及び化学・プロセス系との学際領域に関する基礎知識・技術を確実に修得する。さらに、実務経験に富む非常勤講師による講義や工場見学などを通して、高い技術者意識を養成する。これらは以下の4つに分けられる。

(C-1) 工学・化学基礎

応用数学，基礎化学，基礎化学工学，環境科学などの工学・化学に関する基礎知識の修得及びそれらを問題解決に利用できる能力の養成。

(C-2) 基礎生物科学

微生物学，生物化学，分子生物学などの基礎生物科学の知識と実験技術の修得及びそれらを問題解決に利用できる能力の養成。

(C-3) 応用生物科学

発酵工学，遺伝子タンパク質・工学，応用生物工学，情報分子生物学などの応用生物科学の知識と実践手法の修得及びそれらを問題解決に利用できる能力の養成。

(C-4) 生物工学学際領域

生物工学分野への活用を念頭に置いた，反応速度論，移動現象工学，理論有機化学などの化学・プロセス系との学際領域に関する知識の修得。

(D) 構想力や実行力の養成と自己啓発・研鑽意欲の醸成

生物工学討論，実験・演習科目や卒業研究を通じて，論理的思考能力，実験計画遂行能力，データ解析説明能力を養成するとともに，他者との討論や問題解決手段の習得により自己啓発・研鑽意欲を育成する。

(E) コミュニケーション能力の向上と高度情報社会への適応

教養ゼミ，卒業研究発表などを通じて，論理的な記述・発表・討論能力と情報活用能力を育成する。また，技術英語科目や研究室ゼミにより，主に英語による情報収集・発信能力を養う。

1.3. 化学工学プログラム（化学工学課程）の特徴

化学工学とは“化学に関する工学”であり，化学に関連するあらゆる現象を実社会に役立てる際に必要となる工学の学問体系です。たとえば，新規に発見された物質を実生活に役立てるためには，効率的かつ大量に生産する必要がある，さらには，その製造方法は環境にやさしくなければなりません。化学工学では，化学をその中心としますが，生物学、物理学などの多くの基礎学問に基づいて，実社会における様々な要請や課題を自然との調和の中で解決しようとする大変幅広い工学です。三類のプロセス系では，物質・エネルギーの輸送・変換プロセスに関する教育を通して，化学工学の基礎および専門知識を確実に習得した人材を育成することをプログラムの目標としています。

また，化学工学の考え方は，グローバルな視野で，原料，エネルギー，安全，資源，さらには，経済，社会などを統合的に考慮しなければならない環境問題の解決に必要不可欠なツールとなっています。したがって，化学工学的見地から環境問題にアプローチできる人材育成を行うことも，プロセス系の目標の一つです。

卒業生の多くは，博士課程前期および後期に進学し，より高度な専門技術および研究能力を修得しています。また，化学・繊維・医薬などの化学系企業をはじめ，電気・金属・機械系企業，環境関連

企業など、あらゆる産業分野に就職し、化学工学の知識を武器として国内外で大いに活躍しています。

化学工学プログラムの学習・教育目標は、以下のように設定しています。

(A) 人・社会・自然と工学の関わりを理解と多面的な思考力の養成(工学倫理)

教養ゼミ、教養教育科目である総合科目・パッケージ科目、化学プロセスと工学倫理などの科目を通して、技術が社会および自然に及ぼす影響と技術者が社会に対して負っている責任を理解し、工学とそれを取りまく人間・社会・自然環境との関わりを多面的に地球的視野で考慮することができる能力を育成する。

(B) 論理的思考力の養成

教養教育科目の基盤科目である実験科目および数学、物理学の科目を通して、数学・物理などの自然科学および技術に関する基礎知識を確実に修得するとともに、それらを基盤として論理的思考力を強化する。

(C) 化学および化学工学の基礎の確実な習得と応用力の養成

体系化、精選された教育カリキュラムの中で確実な工学基礎学力を身に付け、その上に専門知識と応用力を養成する。特に、演習および実験を重視することで化学工学の専門科目の確実な修得を目指す。これにより工学に携わる者として自立するための能力と共に、大学院でより高度な研究に携わるための基礎を修得する。さらに、工場見学、化学プラント設計に関する実習、実務経験に富む非常勤講師による講義などを通して、高い技術者意識を養成する。これらは以下の5つに分けられる。

(C1) 工学基礎

応用数学、情報処理・計算機利用技術、基礎化学、環境科学、材料科学、材料力学などの工学基礎に関する知識およびそれらを問題解決に利用できる能力の養成

(C2) 化学工学基礎

物質・エネルギー収支を含む化学工学量論、物理・化学平衡を含む熱力学、熱・物質・運動量の移動現象論などの専門知識、実験技術、およびそれらを問題解決に利用できる能力の養成

(C3) 化学基礎

有機化学、分析化学、反応工学、高分子化学、電気化学、生物化学、エネルギー化学などの化学に関連する分野の基礎知識、実験技術、およびそれらを問題解決に利用できる能力の養成

(C4) 化学工学専門

伝熱、流動、物質移動、反応工学、プロセス制御工学、粉体工学、設計製図などの化学工学の分野に関する専門知識、実験技術、およびそれらを問題解決に利用できる能力の養成

(C5) 化学工学応用

経済性・安全性・信頼性・社会の影響を配慮しながら、物質循環・環境負荷を考慮した物質・エネ

ルギープロセスを研究・開発・設計する能力とマネジメント能力の養成

(D) 柔軟な適応力や創造力の養成，および自己啓発・研鑽意欲の醸成

実験，化学プロセスの設計，卒業研究などで様々な考えの人と触れ合いながら課題に取り組み，工学に携わることを実際に体験することで創造力，問題解決能力，自己啓発・研鑽意欲を育成する。

(E) プレゼンテーション・コミュニケーション能力の向上と高度情報化への適応力の養成

教養ゼミ，実験科目，化学工程設計，卒業研究などを通じて，日本語による論理的な記述・発表・討論能力を強化する。また，技術英語科目の推進などにより，国際的視野で工学的分野での情報を収集・発信できる能力を養う。さらに，徹底した情報リテラシー教育により情報を活用する能力を養成する。

2. 第三類カリキュラムの概略

広島大学における教育は全学的に教養教育と専門教育からなります。1年次は主に教養教育科目を履修し，学年が上がるにつれて専門教育科目を多く履修するようになります。

教養教育科目は第三類で共通です。専門教育科目は，第三類で共通の専門基礎科目と，プログラムごとに異なる専門科目（卒業論文を含む）からなります。2年次前期終了までは，教養教育科目及び専門基礎科目を受講します。2年次後期の初めに「プログラム配属」が行われ，3プログラムのうちのどのプログラムに進むかが決まります。プログラム配属されるためには決められた条件（プログラム配属要件）を満たしている必要があります。4年次には研究室に配属されて卒業論文を受講します。卒業論文に着手するためには決められた条件（卒論着手要件）を満たしている必要があります。

卒業要件単位数は，教養教育科目で48単位以上，専門教育科目で76単位以上（専門基礎科目25単位以上，専門科目51単位以上），合計124単位以上です。

3. プログラム配属，研究室配属

3.1. プログラム配属

第三類には，3つのプログラム（応用化学プログラム，生物工学プログラム，化学工学プログラム）があり，各プログラムへの配属は，2年次後期のはじめに，本人の希望，成績を考慮して決定されます。

各プログラムに配属されるには，専門基礎科目の中の必修科目（基礎化学実験及び技術英語演習を除く）合計16単位の全てを修得し，かつ，総計60単位（教養教育科目を含む）以上を修得しなければなりません。

3.2. 卒研配属（卒業論文着手要件）

卒業予定年度のはじめに，次の条件を満たしていること。

(1) 外国語 8 単位及び履修すべき実験科目と実習科目(基盤科目の実験と実習も含む)を全て修得していること。

(2) 修得総単位数(教養教育科目を含む)が 115 単位(ただし、化学工学プログラムは化学工程設計を除き 112 単位)以上であり、そのうち専門基礎科目と専門科目を合計した修得単位数が 65 単位(但し、化学工学プログラムは化学工程設計を除き 62 単位)以上であること。

●第四類（建設・環境系）

1. 第四類（建設・環境系）の教育理念

第四類では、人間と、人間が活動する生活空間、及びそれらの相互作用を社会環境システムとしてとらえ、安全で快適な生活空間の建設、活動高質化のためのインフラ整備とリスク削減、製造生産活動及び環境の向上など、広く社会環境システムに関する教育研究を行うことをその目標とする。生活の質の向上、社会構造の成熟化、地球環境制約を踏まえた、建築構造物、居住環境、社会インフラの設計、建設、維持、再生、地域市民生活の安全性確保のための技術・システムの開発と管理、製造生産、輸送、廃棄、および環境との共生、修復、創造に向けての技術開発、等に関わる技術者で、国際的な場で活躍できる技術者の養成を目標とする。

広島大学工学部第四類（建設・環境系）では、社会基盤環境工学プログラム、輸送機器環境工学プログラム、建築プログラムを提供しているが、各プログラムには受入上限数がある。各教育プログラムへの配属は2年次の開始前に、本人の希望と1年次の成績に基づいて決定する。以下に各プログラムの紹介を示す。

2. 社会基盤環境工学プログラムの紹介

2.1 社会基盤環境工学プログラムの特色

人々が安全で快適な生活を営むために必要な施設を社会基盤施設といい、道路・鉄道・空港・港湾などの交通・流通ネットワーク施設、電力・ガス・上下水道・通信などのライフライン施設、堤防・ダム・擁壁などの防災施設、廃棄物処理・処分施設などの他、公園などのレクリエーション施設がある。本プログラムでは、自然環境との調和・共生を図りつつ豊かなコミュニティと社会環境を創造するために、これらの施設を計画、設計、建設、保全するための工学理論を中心に、構造工学、材料工学、地盤工学、水工水理学、海岸工学、海洋大気圏環境学、環境衛生工学、社会基盤計画学などを学習する。具体的には、建設材料・資源の力学的・物理的・化学的性質、構造物の解析・設計・施工技術、防災計画・防災技術、維持管理技術、リサイクル技術、河川・海岸、大気・海洋で見られる自然現象とその制御技術、陸域・水域での生態系とその保全技術、人間の活動が社会・自然環境に与える影響および評価の他、高度情報化社会で必要な情報処理技術などを学習する。また、限りある資源を有効に利用していく高度循環型社会を構築するための技術が強く求められていることに鑑み、地球レベルでの環境保全のための幅広い技術も学習する。さらに、自己発案型デザイン科目によって、要素技術の統合化技術を養成する。これらの学習を通じて、将来、社会基盤整備に携わる際に直面する様々な問題に自らの判断において総合的に対処できる技術者・研究者を育成することを目標とする。

卒業後の進路は、官公庁、公社、道路、鉄道、電力・ガス、上下水道、建設、コンサルタント、重工、鉄鋼、材料（セメント、混和材料等）などが中心となる。

2.2 社会基盤環境工学プログラムの学習・教育目標

本プログラムの学習・教育目標は以下の通りである。

（1）プログラムの到達目標と成果

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養。
- (b) 技術が社会および自然に及ぼす影響・効果、および技術者が社会に対して負っている責任に

関する理解（技術者倫理）.

- (c) 数学，自然科学および情報技術に関する知識とそれらに応用できる能力.
- (d) 社会基盤環境工学プログラムの専門分野における知識とそれらを問題解決に応用できる能力.
- (e) 種々の科学，技術および情報を利用して社会の要求を解決するためのデザイン能力.
- (f) 日本語による論理的な記述力，口頭発表力，討議等のコミュニケーション能力および国際的に通用するコミュニケーション基礎能力.
- (g) 自主的・継続的に学習できる能力.
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め，まとめる能力.

(2) プログラムによる学習の成果（具体的に身に付く知識・能力・技能）

本プログラムでは，上記「(1) プログラムの到達目標と成果」をより具体化し，以下に示す (A) ～ (G) の学習・教育目標と評価基準を掲げている.

(A) 教養・視野の広さ

広範化，複雑化する社会や自然環境を，自然，人文，社会などの複数の科学的視点から観ることができる能力

1. 自然環境の現状と今後予想される環境問題を説明できる
2. 同一対象に関する異なる科学的知見が対立する例を示すことができる
3. 研究課題の解明に関連する複数の科学的知見を列挙できる

(B) 問題発見力

国際社会・地域社会における自然と人間とのかかわりを理解し，問題点を認識できる能力

1. 土木構造物と周辺環境の特徴を理解し，起こりうる自然現象や災害を列挙できる
2. 環境共生に対して土木技術が果たしてきた役割を説明できる
3. 研究課題に関連する既存技術を位置づけ，新規性を説明できる

(C) 問題構力

問題を論理的に整理し，技術的問題を構成できる能力

1. 数学，物理学等の知識を用い，現象の主要な要素を支配する方程式系を選択できる
2. 多様性のある現象や災害などの事象を数理的に表現，理解できる
3. 研究対象となる現象を構成する主要要素を的確に説明できる

(D) 問題解析力

必要な情報を獲得し，技術的問題を抽象化，モデル化して，解析できる能力

1. 現象のモデル化に必要な情報を獲得できる
2. 数理的な手法を用いてモデルの解を求めることができる
3. 研究における解析手法の妥当性，信頼性を説明できる

(E) 評価力

複数の解決案を提案し，その結果を予測して，優劣を評価できる能力

1. 理論的に得られた解の実現象への適用性や限界を考察できる
2. 複数の代替案を設計し，結果を予測し比較できる
3. 研究から得られた知見や土木技術の適用性，限界，社会的な意義を説明できる

(F) 伝達する能力

提案する解決案の内容，合理性，効果，実行可能性を他人に伝達できる能力

1. 情報処理機器を用い、一定の品質を伴った正確な図、表、文章を作成できる
2. 討議、発表の場で自らの考えを他人に理解させることができる
3. 英語を用いて基礎的なコミュニケーションを行うことができる

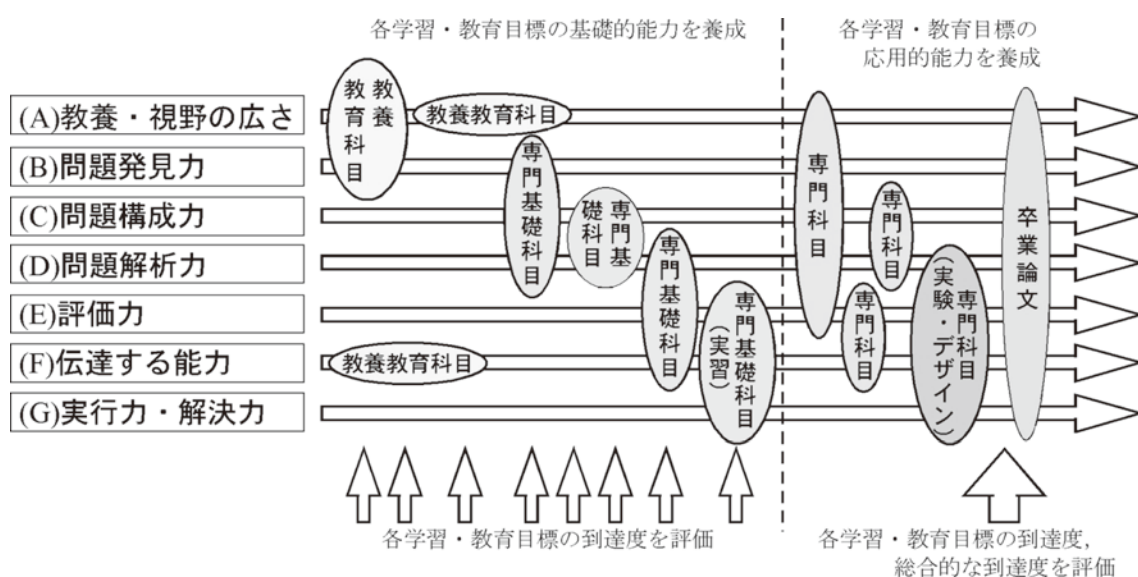
(G) 実行力・解決力

(A)～(F)を総合的に駆使して、問題解決のプロセスを実行できる能力。以上のプロセスを体得し、問題解決力を自発的・継続的に高める能力

1. グループでの分担を考え、計画的に仕事を進めることができる
2. 問題解決プロセスを評価し、改善提案を行うことができる
3. より複雑な課題に答えるために学ぶべき知識を自ら見出すことができる

本プログラムでは各基準の達成水準を、対応科目の達成目標としてより具体化してシラバスに示し、科目ごとに達成度を厳正に評価することを通じて、結果として客観的に評価することを目指している。また卒業論文に、それぞれの学習・教育目標の総合的評価としての位置づけを持たせており、日ごろの口頭試問や発表、質疑応答、作成された論文の内容、英文要旨、中間発表会、最終発表会を通じて、総合的に評価を行うこととしている。

各学習目標とカリキュラムの構造との関係は下図の通りである。



各学習・教育目標と科目間の関連、到達度評価との関連

2.3 社会基盤環境工学プログラムの課程

社会基盤環境工学プログラムには社会基盤環境工学課程が設置されている。社会基盤環境工学課程の学習・教育目標は2.2に述べた通りである。

2.4 社会基盤環境工学プログラムのカリキュラム

1年次においては、必修および選択必修から構成されるコアとなる科目を修得する。これらの科目は、語学、情報科目、理数系科目、本プログラムの導入科目、その他の一般教養科目から構成されている。

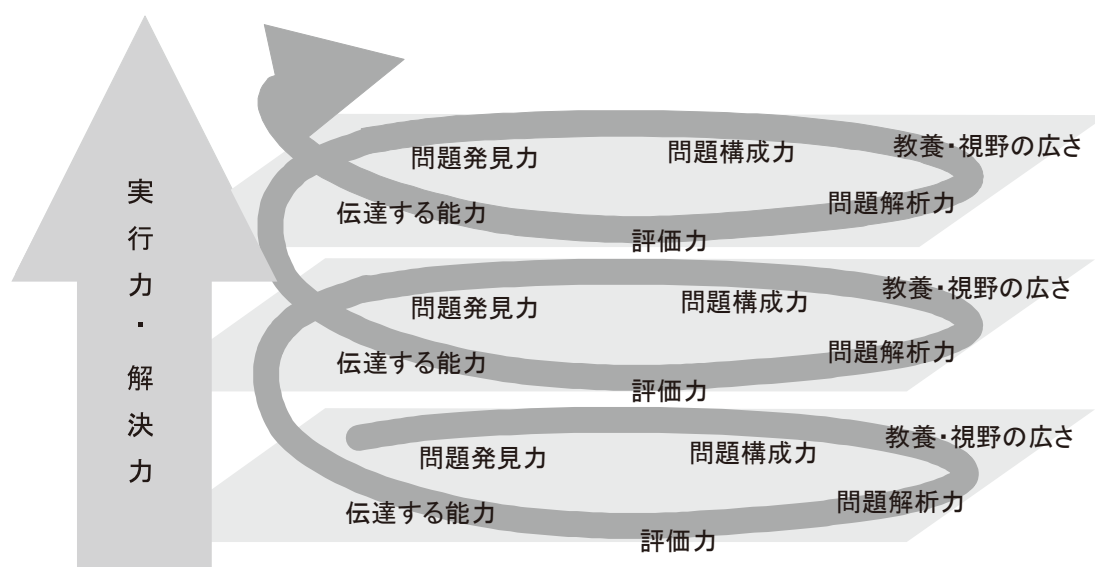
次いで、2年次においては、専門分野の基礎となる必修科目、選択必修科目①、②のコア科目を修得

する。これらの科目は、3 課程共通の専門基礎科目となるものである。

さらに、3 年次においては、専門性の高い応用科目を修得するとともに、実験・デザイン科目を通して、より高度な知識と能力を養成する。

最後に、4 年次において、卒業研究を行う過程において、学習教育目標 A～G の能力を伸長する。

本プログラムでは、教養科目群、専門基礎科目群および専門科目群によって、次に図示するような能力の継続的な伸長を図る工夫がなされている。



学習教育目標の伸長過程

2.5 社会基盤環境工学プログラムの研究室配属および卒業研究

2.5.1 研究室配属

卒論着手要件に基づき、卒業論文着手判定会議において「着手可能」と判断された学生は、配属説明会で配属先を決定する。原則として、研究室配属の決定は学生各自の希望に基づいて行われる。ただし、教育指導上の理由により各教育科目に所属できる学生数に制限を設けており、希望が偏った場合は人数調整を行う。

2.5.2 卒業研究

卒業研究の進め方は所属教育科目の研究テーマにより異なるが、文献調査に始まり、ゼミ、調査、実験等を行いながら指導教員の指導のもとに各自で積極的に研究に取り組む。

成績評価の方法は次の通りである。

- (1) 指導教員は、学生が作成した研究日誌、ゼミ資料、研究ノート、関連文献集、実験報告書等を参考に、問題解決力を自発的・継続的に高める形で日常的に学習時間が確保され、研究が実施されていることを適宜確認し、年間の学習・研究態度の評価を行う。
 - (2) 主査および副査は、提出された論文に基づいて到達度を評価する。
 - (3) さらに中間発表会および最終発表会において複数名の出席教員により、到達度を中心に評価を行う。
- 以上 (1) (2) (3) の全てにおいて 60% 以上の評価を得たものを合格とし、単位を与える。

3. 輸送機器環境工学プログラムの紹介

3.1 輸送機器環境工学プログラムの特色

古来人類は人や物を行き交わすことにより文明を発展させて来た。それ自体が文明の産物である乗り物は、人や物の輸送手段として重要な役割を果たすとともに、文明の発展に伴い陸から海へ、そして空へと媒体としての場を広げてきている。人類の活動のグローバル化が進展する現在では、それらの場、すなわち陸圏、海圏、空圏を含めた地球圏全域での複雑な輸送ネットワークが構成されており、人類の種々の活動を支えている。船舶・航空機・自動車・鉄道など乗り物を主体とする輸送機器および物流システムの工学技術は、輸送のハードおよびソフトの観点からこれまで以上に重要となっている。一方、輸送機器の運用の場でもある地球圏は今日深刻な環境問題に直面しており、輸送機器の工学技術を考えるにおいては、従来行われている環境低負荷型の視点に立った設計のみならず、人工物である輸送機器と自然環境とが調和した共生システムを構築・維持する観点が必要不可欠である。したがって、ローカルエリア及びグローバルエリアの両視点で海洋環境や大気環境を理学的・工学的見地から探究しつつ、地球圏環境を保全・創造する工学技術を開発し、さらには、輸送機器と地球圏環境とが共生するための工学技術を構築していくことが極めて重要となる。輸送機器環境工学プログラムはこうした分野の技術者に必要となる工学を総合的に教育する。

本プログラムの特徴の一つとして、工学知識の教育に加えて技術者としての総合的な能力の養成を特に重視していることが挙げられる。この実現のために、工学的手法を用いて実際に物を計画・設計・製作・性能評価させる創成型プロジェクト科目群を教育の柱の一つに据えている。この創成型プロジェクト科目群には特別研究プロジェクト科目も設けられており、これを選択履修することによって3年次から当該分野における最前線のトピック的な課題に対して研究という側面から携わることができるように構成されている。こうした学習を通じて、陸・海・空を含めた地球圏の輸送機器および環境関連機器に関わる技術的問題に対して総合的な取組みを率先して行う人間、すなわち、自ら問題を発見でき、科学的、合理的に問題解決策を探り、調和的、倫理的に問題を解決できる実行力とリーダーシップを有する技術者、研究者に育つ人材を輩出する。

プログラムにより養成された技術の展開分野は、船舶・海洋、航空・宇宙、自動車、情報・通信機械、風力・海流発電などのハードウェアのみならず、輸送・物流システム、電機・コンピュータシステム、システムエンジニアリングなどのソフトウェアなど、多岐にわたっている。近年の卒業生・修了生は、造船重機、自動車、重電（電気機器）、電力・エネルギー、プラント、通信・システム等の業界に9割以上が就職している。

3.2 輸送機器環境工学プログラムの学習・教育目標

本プログラムでは、「輸送」と「環境」が共生する技術、すなわち、(1) 形あるモノを造る技術、(2) 人とモノを運ぶ技術、(3) 地球環境を視る技術、(4) システムを操る技術、(5) 暮らしと安全を守る技術、(6) エネルギーを生み出す技術、等を学ぶために、以下に示す学習・教育目標 (A) ～ (E) を掲げ、当該分野の技術者及び研究者を養成することを目標に掲げている。なお、個々の目標と授業科目との対応関係については、詳述書ならびにシラバスを参照されたい。

目標A	教養・視野の広さ	自然科学・人文・社会の3分野の視野から、総合的な知識を習得し、多面的に物事を考える能力および倫理観を養成。
輸送機器、環境共生機器の工学技術を考えるにあたって、人工物である輸送機器と地球環境とが調和した共生システムを構築・維持する観点が不可欠である。そのために、(1) 地球環境の現状と今後予想される問題の把握、(2) 自然科学・人文・社会的な視点から対立する課題を考察するとともに、(3) 対象とする工学問題解決に対して、複数の科学的知見を列挙できる能力を養成する。		
目標B	基礎知識	エンジニア・研究者として必要な基礎知識の理解と習得。
輸送機器環境工学分野のモノづくりに必要な基礎知識は、当該分野のエンジニア・研究者を養成する上で極めて重要である。これを実現するために、要素技術の基本となる基礎理論・方法論を習得させるとともに、情報化技術の基礎知識の理解とプログラミングスキルの習得を行う。具体的には、数学、力学、運動学等の基礎科目（目標 B-1 関連）を通じて、現象の主要な要素を支配する方程式を理解・選択するとともに、多様性、不確実性のある現象を数理的に表現し、解を求める能力を養う。また、情報工学関連科目（目標 B-2 関連）を通じて、数学・力学に基づいた情報処理能力を養成するとともに、論理的思考力・演算力・解析力・ビジュアル化技術力を養成する。		
目標C	専門知識と応用力	輸送機器環境工学に関わる専門知識とそれらを問題解決に応用できる能力の養成
輸送機器環境工学分野のハードとなる船舶・航空機・自動車・鉄道などの輸送機器やソフトとなる物流システム、環境・エネルギー関連機器、地球環境の計測・評価・予測に関わる技術について、要素技術のみならず、それらを統合化する応用技術・能力を養成する。これを実現するために、構造工学分野（目標 C-1 関連）、環境・流体工学分野（目標 C-2 関連）、システム分野（目標 C-3 関連）の3つの細目分野からなる科目群を用意している。これらの科目群を通じて、工学的問題の解析手法の妥当性・信頼性、工学的知見・技術の適用性・限界・社会的な意義を説明するとともに、それらを問題解決に応用できる能力を養成する。		
目標D	デザイン力と実行力	輸送機器環境工学に関わる創成デザイン能力およびプロジェクト実行力の養成
輸送機器環境工学分野のより専門性の高い知識とそれらに基づく応用力を養成することに加え、工学技術者・研究者としての総合的な能力の養成を行う。この実現のために、工学的手法を用いて実際にモノを計画・設計・製作・性能を評価させる創成型プロジェクト科目群を用意している。これらの科目群を通じて、輸送機器環境工学分野に関わる技術的問題に対して、総合的な取り組みを率先して行う人間、すわなち、自ら問題を発見でき、科学的・合理的に問題解決策を探り、論理的・調和的・倫理的に問題を解決できるプロジェクト実行力、創成デザイン能力、継続的に学ぶ能力を養成する。		
目標E	コミュニケーション力と伝達力	エンジニア・研究者として必要なコミュニケーション力および情報伝達力の養成
輸送機器環境工学分野に関わる工学的問題について、提案する解決案の内容、合理性、効果、実行可能性を他人に伝達できる能力、さらに、批判や異なる考え方を理解し、解決策の改善を行う能力を養成する。この実現のために、卒業論文、創成型プロジェクト系科目群を用意している。これらの科目群を通じて、総合的に情報収集する能力、論理的な思考に基づく文章力、ビジュアル化技術力、討論・表現する能力、チームワーク力を養成する。また、国際社会で活躍できるエンジニア・研究者に必要な外国語のリーディング、ライティング、オーラルプレゼンテーションの基礎能力を養う。		

3.3 輸送機器環境工学プログラムの課程

3.3.1 輸送機器工学課程の特徴

人類の種々の活動において必須となる人や物資の輸送に関連して、そのハードとなる船舶・航空機・自動車・鉄道などの輸送機器やソフトとなる物流システムを支える工学技術は不可欠である。深刻な地球規模の環境問題の克服を図るためには、地球環境との共生を勘案した輸送機器や物流に関わる新技術を探究・構築していく必要があり、地球環境という広範な視点から総合的に問題解決に取り組める技術者の養成が求められている。輸送機器工学課程は、環境と調和する輸送・物流技術を開発する技術者の養成を主眼とする課程である。

3.3.2 環境共生システム課程の特徴

現在、人類はかつてない深刻な地球的規模の環境問題に直面している。今後も予想される人口増加の下、地球環境を維持しながらも人類が永続的に活動を行っていくためには、環境を維持し環境と共生するための新しい工学技術が要求される。その技術には、地球環境そのものの探究に関わる技術や、環境保全に資する機器に関わる技術など様々なものがある。そうした技術に関わる技術者には、地球環境という広範な視点から総合的に問題解決に取り組む能力が必要とされ、その能力は要素技術を統合化する能力と合い通じる面がある。環境共生システム課程は、技術を通じて環境との共生を実現する技術者の養成を主眼とする課程である。

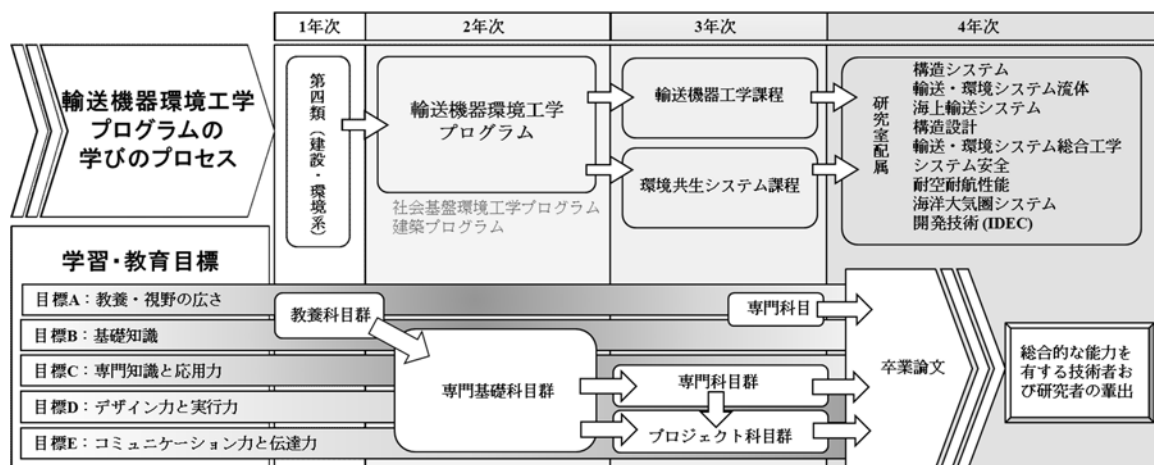
3.4 輸送機器環境工学プログラムのカリキュラム

1 年次においては、必修および選択必修から構成されるコア科目を修得する。これらの科目は、語学、情報科目、理数系科目、本プログラムの導入科目、その他の一般教養科目から構成されている。次いで、2 年次においては、必修科目、選択必修科目①、②を修得する。これらの科目は、2 課程共通の専門基礎科目となるものである。さらに、3 年次においては、各課程に関連の深い科目を修得するとともに、実験・実習、創成型プロジェクト科目群を通して、より専門性の高い知識と能力を養成する。これに加え、特別研究プロジェクト科目も設けられており、3 年次から当該分野における最先端のトピック的な課題に対して研究という側面から携わることが出来るようになっている。最後に、4 年次において、卒業論文を行う。

以上のカリキュラムを通して、輸送機器工学、環境共生システムに関わる専門分野の知識のみならず、自ら工学的な問題を発見でき、科学的、合理的に問題解決策を探り、調和的、倫理的に工学的諸問題を解決できる実行力とリーダーシップを有する技術者、研究者を養成する。

なお、履修の際には科目間の関連性（詳述書参照）を十分考慮し、履修登録されたい。

以下に、本プログラムの学びのプロセスと学習・教育目標との関連性の概略図を示す。



3.5 輸送機器環境工学プログラムの課程配属，研究室配属，卒業研究

3.5.1 課程配属

輸送機器環境工学プログラムに所属する学生は3年次への進級時に、輸送機器工学課程，環境共生システム課程のいずれかに配属される。2年次後期の終了前に、チューターにより課程分けガイダンスを行い、その後、学生は指定された期日までに希望課程をチューターに提出する。配属先は学生の希望を優先とする。学生が所属する課程がその後の研究室配属や就職に影響を与えることはない。

3.5.2 研究室配属

卒論着手要件に基づき、卒業論文着手判定会議において「着手可能」と判断された学生は、4年生に進級することができる。4年生は研究室に配属され、指導教員の下で、1年の期間をかけて卒業研究を遂行する。

3.5.3 卒業研究

輸送機器環境工学プログラムの卒業研究テーマは、「輸送」と「環境」が共生する最先端の工学技術に関わるものが、各研究室より提供されている。例えば、（１）人と安全を守る構造技術、（２）輸送機器の燃費と性能を向上させる技術、（３）未来の乗り物を開発する技術、（４）複雑システムと計測の技術、（５）自然エネルギーを利用する技術、（６）地球環境を計測・予測・評価する技術等に関するものがある。詳しくは、学習の手引きやホームページ(<http://eng4.hiroshima-u.ac.jp/vesp/>)を参照されたい。

4. 建築プログラムの紹介

4.1 建築プログラムの特色

建築プログラムでは、建築物及びそれを取りまく環境の創造について工学的に教育する。すなわち、建築設計とそれに関連する都市・地域の計画を扱い、1個の住宅から共同住宅、様々な商店や事務所ビルなどの業務用建築、集会ホール、体育館、スタジアムなど、多岐にわたる建築物の計画的、環境・設備的、構造的な設計とそれらの配置を課題としている。その中心目標は個々の人間と人間社会の営みにとって必要な空間を確保し制御することである。そこでは、建築物や景観の美しいデザインや使い勝手の良さなどの機能性が図られるばかりでなく、地震や火災、風水害などに対する安全性が確保される必要がある。さらには、地球環境に及ぼす負荷の減少や自然環境との共生、審美的な価値や快適性の向上についても検討されなければならない。工学的技術の進歩によって、これら種々の側面を一人の人間が全うすることは現代では困難であるが、建築プログラムでは、いずれかの分野に対する高い専門性と、分野を横断する総合的な能力を有する人材の育成を目指している。

4.2 建築プログラムの学習・教育目標

建築プログラムでは、以下に示す(A)～(I)の9つの学習・教育目標を掲げ、提供する講義をこれら目標と関連づけている。建築プログラムに配属された学生は、この学習・教育目標をよく理解し、達成することが求められる。

(A) 建築創造を通して平和な生活環境の実現に貢献できる地球人の育成

(平和な生活環境に貢献できる地球人の育成)

人類史上初の被爆という経験を有し、平和な世界を希求する広島において創立された本学の固有性を堅持しつつ、人類のさまざまな平和的営みを育む建築物や都市計画、環境構造物について総合的な理解ができ、共生的地球環境のあり方を常に念頭に置き、理想に向かって努力する健全な精神を備え、平和で豊かな生活を創造することに貢献する地球人を育成する。

(B) 社会の発展、人類の幸福に貢献できる人材の育成

(人類の幸福に貢献できる人材育成)

高度に発展した人類社会において、国際的な相互理解、相互協調のもとに、現代の文明と文化を理解し、平和的に技術活動ができ、数理科学、自然科学および人工科学等の知識を駆使し、社会や環境に与える影響を予見しながら、資源と自然力を経済的かつ有効に活用し、人類の安全と利益および地球社会の持続的発展に貢献できる能力を有する人材を育成する。

(C) 技術者として豊かな人格と倫理観を有する人材の育成

(技術者としての倫理観の育成)

人間社会の文化と福祉への洞察力を高め、その維持と改善のために工学技術を適切に用い、かつ工学技術が地球社会の環境と人間生活に及ぼす影響を的確に把握し、適切に対応することのできる、技術者としての豊かな人格と倫理感を有する人材を育成する。

(D) 建築学の工学的な基礎知識の習得 (工学的基礎知識の習得)

工学的な基礎となる数学、自然科学、情報技術に関する基本的知識を修得し、それを建築に応用できること。

(E) 建築学の総合的、個別的な専門知識・能力を有すること**(建築専門知識・能力の修得)**

- イ) 建築・都市計画や建築歴史・意匠に関する専門知識や技術を学ぶと共に、建築デザインの理論と自ら創造する実践手法を体得し、建築設計、環境デザイン、都市計画、地域計画、住宅地計画、インテリア・デザイン等に関わる多面的な能力を有していること。
- ロ) 建築物の周辺環境、室内環境に関して、その物理的現象、心理的現象について実態を把握・予測するための専門知識を修得し、かつ建築設備および都市環境を制御する設備・施設を計画、設計することのできる能力を有していること。
- ハ) 建築構造、材料、生産の各分野に関わる専門知識を学び、それぞれの立場からの建築物の設計、生産、維持、保全等に関する知識や技術を習得すると共に、建築関連諸領域の技術者と連携してそれらを実務に応用する基礎的能力を有していること。

(F) デザイン能力の育成 (デザイン能力の育成)

専門知識を利用して、社会から求められる課題を見出し、それを創造的、保全的に解決する手段、方法を構築する能力を有すること。

(G) コミュニケーション能力の育成 (コミュニケーション能力の育成)

独自に行った学習と研究を論理的に記述し、口頭で発表し、討論することのできるコミュニケーション能力および基礎的な国際コミュニケーション能力を有すること。

(H) 永続的な自己啓発、研鑽が出来る能力の育成 (自己啓発、研鑽能力の育成)

建築学およびその関連領域において、急速に多様化する社会の要請を広い視野を持つて的確に理解し、柔軟に対応できる素養を具備すること。また、本プログラム終了後、実務に就いた際に、生涯にわたって自ら新しい工学知識を学習し、永続的な自己啓発と研鑽ができる能力を備えていること。

(I) 的確で合理的な計画の立案と遂行能力の育成 (計画立案と遂行能力の育成)

与えられた建築的課題に対し、限られた手段の範囲で適切な計画を立て、合理的に実行することのできる能力を備えていること。

4.3 建築プログラムの課程

建築プログラム内には以下の2つの専門教育課程が設置されている。これらは、建築学課程、建築工学課程である。2年終了時に各学生の配属課程希望調査を行い、3年次初めに各学生の希望に従って配属課程が決定される。なお、以下のいずれの課程に配属されても、指定科目を履修し修了後に一定の実務経験を経た後に一級建築士の受験資格を取得することができる。

4.3.1 建築学課程

日本の建築家は世界で活躍し、人類の文化創造に貢献しているが、そこには幅広い知識と深い倫理観が求められている。とりわけ広島では平和な生活環境創造のための知恵が集積されている。本課程は広島の固有性を背景に、幅広い知識と教養を学習し、かつ生活環境創造のための工学知識と技術を教育する。また21世紀のサステナブルな開発や情報化社会に対応した新しい建築物を自ら探求し、創造してゆくことのできる能力を育成する。

本課程では建築設計・計画，建築環境・設備，建築構造，建築材料・生産の基本的な工学知識を基盤として，建築経済，建築行政等の実務に必要な知識，また芸術的な創造能力などを含め，総合的に学習する。卒業後は，住宅・文化施設・公共施設・産業施設等のあらゆる建築物の計画・設計・設備・構造・施工等に関連する技術者また建築家として，大手建築企業，住宅産業，建築設計事務所，自治体等において活躍でき，また大学院に進学して専門的な研究を深めることもできる。

4.3.2 建築工学課程

日本は世界でも有数の地震国であり，耐震性の高い建物を設計する高度な技術と，地球環境問題が叫ばれる中，環境にやさしい耐久性の高い建物を建設する技術が求められている。本課程では，幅広い知識と教養を身に付け，安全で地球に優しい生活環境創造のための基礎的な工学知識と技術を教育する。また，先端的な防災・耐震技術や地球環境技術の一端に触れ，これらを総合した革新的な建築物を探究するための能力を習得する。

本課程では建築設計・計画，建築環境・設備，建築構造，建築材料・生産の基本的な工学知識を基盤として，建築構造・防災・生産に力点をおきつつ総合的に学習する。卒業後は，住宅・文化施設・公共施設・産業施設等のあらゆる建築物の構造設計・施工等に関連する技術者として，ゼネコン（総合建設業），住宅産業，建築構造設計事務所，自治体等において活躍でき，また大学院に進学して専門的な研究を深めることもできる。

4.4 建築プログラムのカリキュラム

学習・教育目標の具体的なイメージとそれを達成するために学ぶことが推奨される講義科目については，各講義のシラバスにその詳細が掲載されているので参照されたい。本便覧の履修指定に従いながら，履修する講義科目を計画的に選択することにより，各学習・教育目標を少しずつ達成していくことが求められる。

学習・教育目標(E) 建築の専門的知識・能力に関しては，各課程ごとに詳しく授業科目一覧に講義の流れを示している。必修科目となっている建築設計製図Ⅰ～Ⅳ（建築工学課程ではⅣは選択必修）は全ての講義科目の履修内容を活用する場となっており，建築構造力学Ⅰ・Ⅱは他の構造系講義の基礎となっている。また，建築構造設計は建築工学課程では必修，建築学課程では選択必修となっており，構造系講義科目で学習した内容を総合した形で活用する場となっている。

4.5 建築プログラムの卒業論文

卒業論文は多くの学習・教育目標に関わり，それまでに習得した知識と能力を総動員して取り組むべき重要な科目である。また，卒業のための最終試験的な意味合いも持っている。なお，建築プログラムでは学生の意思と成績によって，卒業論文に代えて卒業設計とすることができ，またその両方を実施することもできる。研究室への配属は学生の希望に基づき，最終的には建築プログラム担当教員の会議によって決定する。例年，3年次後期に仮配属を行い，卒業論文着手要件を満たしていることを確認した後，4年次初めに正式に決定する。

学 部 教 育

広島大学通則	学部 -1
広島大学工学部細則	学部-14
広島大学工学部履修手続及び試験について	学部-68
オフィス・アワー制度について	学部-68
外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規	学部-69
広島大学工学部外国人留学生に関する授業科目履修上の特例	学部-69
中国・四国国立大学工学系学部間の単位互換について	学部-70
「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修 (早期履修) 制度について	学部-71

○広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 9 条)
 - 第 2 章 入学(第 10 条―第 18 条)
 - 第 3 章 教育課程(第 19 条―第 27 条)
 - 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条―第 31 条)
 - 第 5 章 休学及び退学(第 32 条―第 35 条)
 - 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条―第 38 条)
 - 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条―第 43 条)
 - 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条―第 46 条)
 - 第 9 章 授業料(第 47 条―第 51 条)
 - 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条―第 54 条)
 - 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系)

第三類(化学・バイオ・プロセス系)

第四類(建設・環境系)

生物生産学部 生物生産学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。
(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。
(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

- (3) 春季休業 4月1日から4月8日まで

- (4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

- (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
(入学出願手続)
- 第 12 条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 17,000 円(夜間主コースにあつては 10,000 円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。
- 2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 4,000 円(夜間主コースにあつては 2,200 円)とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)とする。
 - 3 第 1 項の規定は、第 14 条、第 18 条又は第 38 条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000 円(夜間主コースにあつては 18,000 円)とする。
(入学試験)
- 第 13 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。
- 2 前項の入学試験については、別に定める。
(学士入学及び再入学)
- 第 14 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。
- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願い出た者
 - (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願い出た者
 - (3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願い出た者
 - 2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願い出た者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。
 - 3 前 2 項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。
(合格者の決定)
- 第 15 条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。
(入学手続)
- 第 16 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料 282,000 円(夜間主コースにあつては 141,000 円)を納付しなければならない。
(入学料の免除及び徴収猶予)
- 第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額
(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

- 2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

- 2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

- 4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

- 5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- (単位の授与)
- 第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- (授業科目の成績評価)
- 第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。
- (履修科目の登録の上限)
- 第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。
- 2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- (日本語科目及び日本事情に関する科目)
- 第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。
- 2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。
- 3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。
- (長期にわたる教育課程の履修)
- 第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。
- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- (教育課程の修了)
- 第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。
- 2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。
- (教員の免許状授与の所要資格の取得)
- 第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。
- (他学部等の授業科目の履修)
- 第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。
- 2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。
- (大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 他の大学等における授業科目の履修
(学生交流)

第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。
(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。
(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。
(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した

単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

- 第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

- 第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。
- 2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

- 第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

- 第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。
- 2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位、薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位、薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には、第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 学部において卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 授業料

(授業料)

第 47 条 授業料の年額は、535,800 円(夜間主コースにあつては 267,900 円)とする。ただし、第 22 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし、前期にあつては 4 月、後期にあつては 10 月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前 2 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
 - (1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
 - (2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第 2 項に定める各期の納付期日
 - (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
 - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第 1 項に定める授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第 1 項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の途中にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第 1 項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第 49 条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第 50 条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 51 条 既納の授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

- (1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額
- (2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額
- (3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

- 第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

- 第53条 第13条、第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

- 2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

- 第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

- 第54条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 厚生施設等

(厚生施設)

- 第55条 本学に、学生宿舍その他の厚生施設を設ける。

- 2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

- 第56条 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

- 3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成16年度にあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890

生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

- 4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。
- 6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

改正平成 25 年 3 月 29 日規則第 26 号

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の医学科及び学部の並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

- 3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

改正平成 25 年 3 月 29 日規則第 26 号

- この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 全学部の入学定員並びに歯学部歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 26 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980

法学部	法学科	昼間コース	140	10	580
		夜間主コース	40	10	180
		計	180	20	760
経済学部	経済学科	昼間コース	150	10	620
		夜間主コース	60	10	260
		計	210	20	880
理学部	数学科		47	10	188
	物理科学科		66		264
	化学科		59		236
	生物科学科		34		136
	地球惑星システム学科		24		96
		計	230	10	940
医学部	医学科		105		630
	保健学科		120	20	520
		計	225	20	1,150
歯学部	歯学科		53		318
	口腔健康科学科		40		160
		計	93		478
薬学部	薬学科		38		228
	薬科学科		22		88
		計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系)		105	10	420
	第二類(電気・電子・システム・情報系)		135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)		115		460
	第四類(建設・環境系)		135		540
		計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科		90	10	380
		計	90	10	380
総 計			2,343	100	9,964

○広島大学工学部細則

(平成 16 年 4 月 1 日学部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 広島大学工学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。), 広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 23 年 2 月 15 日規則第 3 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本学部及び類の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

類等	教育研究上の目的
本学部	工学の目的は、具現化の探求である。すなわち、自然との調和の中で、社会における要請や課題を解決するための具体的方策を科学的な知識・技術に基づいて検討し、実現することである。 本学部は、工学上の学術や技術に関する教育研究を推進し、工学の目的を達成するための基礎能力・応用能力とともに社会性や自律性を備えた人材を育成して豊かな社会を作り、さらには人類の平和、発展や存続に貢献することを目的とする。特に、環境問題等の社会的課題を敏感に察知し、高度情報化等の進歩に的確に対応し、かつ、成果を内外に正しく発信できるコミュニケーション能力を備えた研究者・技術者の育成を目指す。
第一類 (機械システム工学系)	機械システム工学の基礎を習得し、エネルギーや環境の問題について広い視野を持ち、最先端の設計や生産の技術開発を担える技術者の育成を目指し、次に掲げる5項目を重視した教育研究を行う。 (1) 人間社会・産業の発展に積極的に取り組む自立性の養成 (2) 機械システム工学の基礎の習得と応用力の養成 (3) 技術者として必要な知識の習得と論理的思考能力の養成 (4) 工学的課題を自ら解決する能力の養成 (5) コミュニケーション能力の養成
第二類 (電気・電子・システム・情報系)	半導体素子や集積回路(電子システム)、電気エネルギー系統制御や情報処理(電気・電子工学)、ソフトウェアや情報処理理論(情報工学)、複合・複雑システムの解析・制御(システム工学)等の専門分野に関する教育研究を行う。全分野に共通する基礎的な知識・学力を習得させるとともに、いずれかの分野における専門的な知識・技術を、関連分野を含めて統合的に習得させる。これにより、現代社会を支える電子情報処理、通信、電気エネルギー、システム制御等の技術の発展に貢献し、さらには異分野との融合を含む先端技術開発を通じて、地球環境と調和した快適な人間社会の実現に貢献できる人材を育成する。
第三類 (化学・バイオ・プロセス系)	化学(応用化学)、バイオ(発酵工学)、プロセス(化学工学)の3つの専門分野を効果的に統合した教育研究を行うことにより、高度な機能を持つ物質・材料の開発、動植物・微生物のバイオテクノロジー、化学プロセスの設計・制御をはじめとして、環境の保全・浄化や資源エネ

	ルギーの開発等を含む幅広い基礎知識を習得させる。 また、高度な専門技術をバランス良く身に付けさせることで、地球環境問題を理解し、生活を豊かにする先端技術の創造とそれを基礎にした工業の開発・発展に貢献できる人材を育成する。
第四類 (建設・環境系)	人類の活動に不可欠である建築、社会基盤、輸送機器を、自然環境と調和・共生しながら持続的に維持し、発展させていくために必要となる技術について広く探究し、自然環境に関する総合的な理解を基に、これらの計画、設計、建設、評価、自然防災、維持管理等に携わる技術者を養成するための教育研究を行うことを目的とする。そして、自主的な創造活動等を通じて総合的な判断力・実行力を習得した専門技術者を養成する。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次の表のとおりとする。

類 (系)	主専攻プログラム	課 程
第一類 (機械システム工学系)	機械システム工学系プログラム	生産システム工学課程
		エネルギー工学課程
		設計工学課程
		知能機械工学課程
第二類 (電気・電子・システム・情報系)	電子システムプログラム	電子システム課程
	電気電子工学プログラム	電気電子工学課程
	システム工学プログラム	システム工学課程
	情報工学プログラム	情報工学課程
第三類 (化学・バイオ・プロセス系)	応用化学プログラム	応用化学課程
	化学工学プログラム	化学工学課程
	生物工学プログラム	発酵工学課程
第四類 (建設・環境系)	社会基盤環境工学プログラム	社会基盤環境工学課程
	輸送機器環境工学プログラム	輸送機器工学課程
		環境共生システム課程
	建築プログラム	建築学課程
		建築工学課程

(授業科目及び履修方法)

第4条 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1に定めるとおりとする。

2 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2に定めるとおりとする。

3 専門教育科目については、その学期に配当された授業科目の履修を原則とする。ただし、第3年次及び第4年次に限り授業担当教員が特に認めた場合は他の年次のものを履修することができる。

(主専攻プログラムの登録)

第5条 学生は、第3条第2項に規定する所属する類(系)の主専攻プログラムのうちから一つを選択し、登録するものとする。

- 2 前項の登録の時期は、第一類（機械システム工学系）は入学時、第二類（電気・電子・システム・情報系）は1年次終了時、第三類（化学・バイオ・プロセス系）は2年次前期終了時、第四類（建設・環境系）は1年次終了時とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本学部の他の類（系）の主専攻プログラムを選択し、登録しようとする者は、第23条に規定する転類の許可を得なければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、他の学部の主専攻プログラムを選択し、登録しようとする者は、広島大学転学部の取扱いに関する細則（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。
- 5 主専攻プログラムの登録に関し必要な事項は、別に定める。

（履修手続）

- 第6条 毎学期に開設する授業科目及び授業担当教員等は、その学期の始めに公示する。
- 第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

- 2 前項に規定する期間以外にも、特別の事由がある場合、所定の手続により、学部長の許可を得て履修変更することができる。

- 第8条 他学部の学生が、本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得なければならない。

（第1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

- 第9条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、60単位を超えないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む）については、教授会の議を経て認めることができる。

（日本語科目及び日本事情に関する科目）

- 第10条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に関する授業科目を履修して単位を修得した場合には、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

- 2 前項の単位数については、別に定める。

（教育課程修了の認定）

- 第11条 教育課程修了の認定は、所定の試験に合格し、別表第1及び別表第2に定める単位を修得した者について行う。

（単位の授与及び試験）

- 第12条 授業科目を履修した者には、試験の上、単位を与える。
- 2 試験は、科目試験及び論文試験とする。ただし、授業科目により、レポート、成果物等を試験の成績に代えることができる。
- 第13条 科目試験は、各学期に行う。

- 2 科目試験の日時及び方法は、授業担当教員が定める。
- 3 科目試験の成績は、0～100の整数値をもって判定し、60点以上を合格とする。
- 4 科目試験の判定結果は、原則として次の学期の始めに発表する。

- 第14条 論文試験は、卒業を予定される学期に行う。

- 2 論文試験は、卒業論文を着手している者に対して行う。

- 3 論文試験は、各類で実施し、口述試験をあわせて行うことがある。
- 4 論文試験の成績の判定は、当該類の教員の合議により前条第3項に準じて行う。
- ただし、履修基準に定める英語能力に関する基準を満たしていない者は不合格とする。
- (単位数の計算の基準)

第15条 本学部で開設する授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び製図については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、工場見学、学外実習、卒業論文の授業科目の単位数については、別に定める。
- (平均評価点等)

第16条 学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は、次の算式で求める平均評価点(GPA: Grade Point Average)によって行う。

$$\text{平均評価点} = ((\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) / (\text{総登録単位数} \times 4)) \times 100$$

- 2 各評価の基準は、秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とする。
- (到達度の評価)

第17条 通則第19条の5に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

- 2 前項の到達度の評価は、教育プログラムの到達目標に示す「知識・理解」及び「能力・技能」について行い、別に定める評価基準に到達している場合は、「非常に優れている」、「優れている」及び「基準に達している」の3段階で評価を行う。

(教育職員免許状)

第18条 学生が、所定の授業科目を履修したときは、次の表に掲げる教育職員の普通免許状の授与の所要資格を得ることができる。

類(系)	免許教科の種類	免許状の種類
第二類(電気・電子・システム・情報系)	情報	高等学校教諭一種免許状
第一類(機械システム工学系)	工業	
第二類(電気・電子・システム・情報系)		
第三類(化学・バイオ・プロセス系)		
第四類(建設・環境系)		

- 2 前項の授業科目及び履修方法等については、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第19条 学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第20条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教

育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

- 2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第 21 条 学生が休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 学生が休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第 22 条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転類)

第 23 条 学生が転類を志願するときは、所定の手続きを経て、学部長に願出しなければならない。願出の時期は、学年末とする。

- 2 前項の願出については、教授会の議を経て、学部長が許可する。
- 3 転類についての必要な事項は、別に定める。

(登録プログラムの変更)

第 24 条 学生が本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、その許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、本学部の他の類(系)の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、前条に規定する転類等の許可を得なければならない。
- 3 学生が他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第 25 条 本学部に4年以上在学し、かつ、教育課程を修了した者は、教授会の議を経て学部長が卒業を認定する。

(学士入学及び再入学)

第 26 条 通則第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により本学部に学士入学又は再入学を志願するときは、2 月末日までに入学願書に必要書類及び検定料を添えて学部長に提出しなければならない。ただし、再入学については、本学退学後 5 年以上経過した者は、志願することができない。

- 2 通則第 14 条第 1 項の規定により学士入学を許可された者は、第 3 年次に入学するものとする。
- 3 前項により入学を許可された者の履修すべき授業科目は、当該者の属する年次の在学者に係る教育課程によるものとする。

(編入学)

第 27 条 編入学については、広島大学編入学規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 5 号)の定めるところによる。

(雑則)

第 28 条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

(略)

別表第1(第4条第1項関係)

第 一 類 (機械システム工学系)

◎必修(履修時期指定)

○選択必修(いずれかで履修)

科 目 区 分				要修得 単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分	履 修 年 次 (注1)								
								1年次		2年次		3年次		4年次		
								前	後	前	後	前	後	前	後	
教 養 科 目	教養コア科目	教 養 ゼ ミ		2	教養ゼミ	2	必修	◎								
		平 和 科 目		2		2	選択必修	○	○							
		パッケージ別科目		6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修			○	○					
		総 合 科 目		2		2	選択必修			○	○					
	共通科目	外国語科目		コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	◎							
						コミュニケーション基礎Ⅱ	1			◎						
				コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	◎							
						コミュニケーションⅠB	1		◎							
				コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		◎						
						コミュニケーションⅡB	1			◎						
				コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修			○	○				
						コミュニケーションⅢB	1				○	○				
						コミュニケーションⅢC	1				○	○				
						上記3科目から2科目										
			初修外国語 (ドイツ語, フランス語, スペイン語, ロシア語, 中国語, 韓国語, アラビア語のうちから1言語選択)		2	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○							
			情 報 科 目		2	情報活用演習	2	必修	◎							
			領 域 科 目		2	自然科学領域以外から (注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○				
			健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	○	○						
		基 盤 科 目		21	微分学	2	必修	◎								
					積分学	2			◎							
					線形代数学Ⅰ	2		◎								
					線形代数学Ⅱ	2			◎							
					数学演習Ⅰ	1		◎								
					数学演習Ⅱ	1			◎							
					物理学Ⅰ	2		◎								
					物理学Ⅱ	2			◎							
					基礎電磁気学	2			◎							
					物理学実験	1			◎							
					一般化学	2		◎								
					化学実験法・同実験	2			◎							
		卒 業 要 件 単 位 数		49												

注1:履修年次に記載の◎, ○のSemesterで単位を修得できなかった場合は, これ以降のSemesterで受講できる。なお, 授業科目により実際に開講するSemesterが異なる場合があるので, 毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2:「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位は, 卒業に必要な単位に含めることはできない。ただし, 海外語学研修については, 事前の申請によりコミュニケーション基礎, I, II, IIIとして単位認定が可能である。詳細については, 学生便覧の教養教育の英語に関する項を参照すること。

注3:外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については, 学生便覧の教養教育の英語に関する項を参照すること。

注4:自然科学領域以外の領域から履修すること。

その他:基盤科目の「社会の中における工学」・「機械工学概論」は, 専門教育科目に関する履修基準(P. 学部27～)を参照のうえ, 専門教育科目として履修すること。

第 二 類（電気・電子・システム・情報系）

◎必修（履修時期指定）

○選択必修（いずれかで履修）

科 目 区 分				要修得 単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分	履 修 年 次（注1）							
								1年次		2年次		3年次		4年次	
								前	後	前	後	前	後	前	後
教 養 コ ア 科 目	教 養 コ ア 科 目	教 養 ゼ ミ		2	教養ゼミ	2	必修	◎							
		平 和 科 目		2		2	選択必修	○	○						
		パッケージ別科目		6	決定された1パッケージから 3科目	2	選択必修	○	○						
		総 合 科 目		2		2	選択必修			○	○				
	共 通 科 目	外 国 語 科 目 (注2・3)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	◎							
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1			◎							
			コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	◎							
				コミュニケーションⅠB	1	◎									
			コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		◎						
				コミュニケーションⅡB	1			◎							
			コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修			○	○				
					コミュニケーションⅢB	1				○	○				
					コミュニケーションⅢC	1				○	○				
			上記3科目から2科目												
		初修外国語 (ドイツ語, フランス語, ス ペイン語, ロシア語, 中 国語, 韓国語, アラビア 語のうちから1言語選択)		2	ベーシック外国語Ⅰから 2科目	1	選択必修	○							
		情 報 科 目		2	(注4)	2	選択必修	○							
		領 域 科 目		2	自然科学領域以外から（注5）	1又は2	選択必修	○	○	○	○				
		健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	○	○						
	基 盤 科 目			17	微分学	2	必修	◎							
					積分学	2			◎						
					線形代数学Ⅰ	2		◎							
					線形代数学Ⅱ	2			◎						
					数学演習Ⅰ	1		◎							
					数学演習Ⅱ	1			◎						
					物理学Ⅰ	2		◎							
					物理学Ⅱ	2			◎						
					物理学実験	1			◎						
					プログラミング序説	2		◎							
					2	基礎物理化学		2	選択必修		○				
		科学技術と人間社会	2	○											
卒 業 要 件 単 位 数			47												

注1:履修年次に記載の◎、○のセメスターで単位を修得できなかった場合は、これ以降のセメスターで受講できる。なお、授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2:「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることはできない。ただし、海外語学研修については、事前の申請によりコミュニケーション基礎、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとして単位認定が可能である。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項を参照すること。

注3:外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項を参照すること。

注4:1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5:自然科学領域以外の領域から履修すること。

第 三 類 (化学・バイオ・プロセス系)

◎必修(履修時期指定)
○選択必修(いずれかで履修)
△自由選択(いずれかで履修)

科 目 区 分				要修得 単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分	履 修 年 次 (注1)											
								1年次		2年次		3年次		4年次					
								前	後	前	後	前	後	前	後				
教 養 コ ア 科 目	教養 コ ア 科 目	教 養 ゼ ミ		2	教養ゼミ	2	必修	◎											
		平 和 科 目		2		2	選択必修	○	○										
		パッケージ別科目		6	決定された1パッケージから3 科目	2	選択必修	○	○										
		総 合 科 目		2		2	選択必修			○	○								
	共 通 科 目	外 国 語 科 目		コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	△										
						コミュニケーション基礎Ⅱ	1			△									
				コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	◎										
						コミュニケーションⅠB	1		◎										
				コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		◎									
						コミュニケーションⅡB	1			◎									
				コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修			○	○							
						コミュニケーションⅢB	1				○	○							
						コミュニケーションⅢC	1				○	○							
						上記3科目から2科目													
				初修外国語 (ドイツ語、フランス語、ス ペイン語、ロシア語、中国 語、韓国語、アラビア語 のうちから1言語選択)		2	ベーシック外国語Ⅰから 2科目	1	選択必修	○									
				情 報 科 目		2	(注4)	2	選択必修	○									
				領 域 科 目		2	自然科学領域以外から (注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○						
				健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	○	○								
			基 盤 科 目				13	微分学	2	必修	◎								
	積分学	2							◎										
	線形代数学Ⅰ	2						◎											
	線形代数学Ⅱ	2							◎										
	物理学Ⅰ	2						◎											
	物理学Ⅱ	2							◎										
	物理学実験	1									◎								
	3	数学演習Ⅰ					1	選択必修	○										
		数学演習Ⅱ					1			○									
		生物学実験					1			○									
		基礎電磁気学					2			○									
	自由選択科目						6	すべての領域科目及び基盤 科目の中から(注6)		自由選択	△	△	△	△					
卒 業 要 件 単 位 数							48												

注1:履修年次に記載の◎, ○, △のセメスターで単位を修得できなかった場合は、これ以降のセメスターで受講できる。なお、授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2:「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることはできない。ただし、海外語学研修については、事前の申請によりコミュニケーションI, II, IIIとして単位認定が可能である。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項を参照すること。

注3:外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項を参照すること。

注4:1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5:自然科学領域以外の領域から履修すること。なお、コミュニケーション基礎の履修により修得した単位を算入することができる。

注6:自由選択科目として、基盤科目の「応用化学概論」、「化学工学概論」、「バイオテクノロジー概論」の受講が望ましい。

第 四 類 (建設・環境系)

◎必修(履修時期指定)

○選択必修(いずれかで履修)

△自由選択(いずれかで履修)

科 目 区 分				要修得 単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分	履 修 年 次 (注1)												
								1年次		2年次		3年次		4年次						
								前	後	前	後	前	後	前	後					
教 養 コ ア 科 目	教 養 コ ア 科 目	教 養 ゼ ミ		2	教養ゼミ	2	必修	◎												
		平 和 科 目		2		2	選択必修	○	○											
		パッケージ別科目		6	決定された1パッケージから 3科目	2	選択必修	○	○											
		総 合 科 目		2		2	選択必修			○	○									
	共 通 科 目	外 国 語 科 目 (注2・3)	コミュニケーション基礎	0	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	/													
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1															
			コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	◎												
				コミュニケーションⅠB	1	◎														
			コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		◎											
				コミュニケーションⅡB	1			◎												
			コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修			○	○									
				コミュニケーションⅢB	1				○	○										
				コミュニケーションⅢC	1				○	○										
			上記3科目から2科目																	
			初修外国語 (ドイツ語, フランス語, ス ペイン語, ロシア語, 中 国語, 韓国語, アラビア 語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから 2科目	1	選択必修	○												
					ベーシック外国語Ⅱから 2科目	1			○											
		情 報 科 目		2	情報活用基礎又は情報活用演習	2	選択必修	○												
		領 域 科 目		2	自然科学領域以外から (注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○									
		健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	○	○											
	基 盤 科 目			15	微分学	2	必修	◎												
					積分学	2			◎											
					線形代数学Ⅰ	2		◎												
					線形代数学Ⅱ	2			◎											
					数学演習Ⅰ	1		◎												
					数学演習Ⅱ	1			◎											
					物理学Ⅰ	2		◎												
					物理学Ⅱ	2			◎											
					物理学実験	1				◎										
					2	空間の創造		2	選択必修		○									
						Techno Vehicle		2			○									
						人と環境と社会基盤		2			○									
				自由選択科目			4	すべての領域科目及び基 盤科目の中から (注5)		自由選択	△	△	△	△						
卒 業 要 件 単 位 数				49																

注1:履修年次に記載の◎、○、△のセメスターで単位を修得できなかった場合は、これ以降のセメスターで受講できる。なお、授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2:「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることはできない。ただし、海外語学研修については、事前の申請によりコミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲとして単位認定が可能である。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項を参照すること。

注3:外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項を参照すること。

注4:自然科学領域以外の領域から履修すること。

注5:基盤科目の「空間の創造」、「Techno Vehicle」、「人と環境と社会基盤」を受講することが望ましい。

専 門 教 育 課 程

I. 教育内容

工学に関する基礎的教育を重視する趣旨から、基礎工学の教育は専門基礎科目(学部内共通科目(第一群)ないし各類内共通科目(第二群))として実施されます。

これら基礎学力の充実に即応して各類(系)、各プログラム及び各課程に応じた専門科目の教育が実施されます。専門科目については特定の狭い分野に偏った教育に陥らないよう、関連する2以上の専門細目分野を併せ履修させる複合型の標準課程が設けられています。

○ 第一類(機械システム工学系)

本類(系)は機械工学、精密工学などと呼ばれている専門分野です。

専門の細目分野として材料・加工学、熱・流体力学、応用力学、計測制御、システム設計の教育内容を用意して、これらを組み合わせた機械システム工学系プログラムには生産システム工学、エネルギー工学、設計工学、知能機械工学の4課程があります。

○ 第二類(電気・電子・システム・情報系)

本類(系)は電気工学、電子工学、システム工学、情報工学などと呼ばれている専門分野です。

専門の細目分野として物性工学、集積システム、電気エネルギー、計測制御、コンピュータ、知識情報、システムの教育内容を用意して、これらを組み合わせた電子システム課程(電子システムプログラム)、電気電子工学課程(電気電子工学プログラム)、システム工学課程(システム工学プログラム)、情報工学課程(情報工学プログラム)の4課程(プログラム)があります。

○ 第三類(化学・バイオ・プロセス系)

本類(系)は応用化学、発酵工学、化学工学などと呼ばれている専門分野です。

専門の細目分野として、基礎化学、応用化学、材料化学、化学工学基礎、化学工学応用、環境化学工学、基礎生物科学、応用生物科学の教育内容を用意して、これらを組み合わせた応用化学プログラムには応用化学課程、化学工学プログラムには化学工学課程、生物工学プログラムには発酵工学課程があります。

○ 第四類(建設・環境系)

本類(系)は社会基盤環境工学、輸送機器環境工学、建築学などと呼ばれている専門分野です。

専門の細目分野として建設構造工学、地球環境工学、環境・流体力学、創成型プロジェクト、構造工学、システム・情報、輸送システム、建築構造学、建築計画学、居住環境計画学の教育内容を用意して、これらを組み合わせた社会基盤環境工学プログラムには社会基盤環境工学課程、輸送機器環境工学プログラムには輸送機器工学、環境共生システムの2課程、建築プログラムには建築学、建築工学の2課程があります。

類(系)	プログラム	課 程(専門細目分野)
第一類 (機械システム 工学系)	機械システム工学系 プログラム	生産システム工学課程(材料・加工学, 熱・流体工学, 応用力学, 計測制御, システム設計)
		エネルギー工学課程(熱・流体工学, 材料・加工学, 応用力学, 計測制御, システム設計)
		設計工学課程(システム設計, 材料・加工学, 熱・流体工学, 応用力学, 計測制御)
		知能機械工学課程(計測制御, 材料・加工学, 熱・流体工学, 応用力学, システム設計)
第二類 (電気・電子・ システム・情報 系)	電子システム プログラム	電子システム課程(物性工学, 集積システム, 計測制御, コンピュータ, 電気エネルギー)
	電気電子工学 プログラム	電気電子工学課程(電気エネルギー, 計測制御, コンピュータ, 集積システム, 物性工学)
	システム工学 プログラム	システム工学課程(システム, 知識情報, コンピュータ, 計測制御, 電気エネルギー)
	情報工学プログラム	情報工学課程(コンピュータ, 知識情報, 集積システム, システム, 計測制御)
第三類 (化学・バイオ・ プロセス系)	応用化学プログラム	応用化学課程(基礎化学, 応用化学, 材料化学, 環境化学工学, 基礎生物科学, 化学工学基礎, 化学工学応用)
	化学工学プログラム	化学工学課程(化学工学基礎, 化学工学応用, 環境化学工学, 基礎化学, 応用化学, 材料化学, 基礎生物科学, 応用生物科学)
	生物工学プログラム	発酵工学課程(基礎生物科学, 応用生物科学, 基礎化学, 応用化学, 化学工学基礎, 化学工学応用, 環境化学工学)
第四類 (建設・環境系)	社会基盤環境工学 プログラム	社会基盤環境工学課程(建設構造工学, 地球環境工学, 環境・流体工学)
	輸送機器環境工学 プログラム	輸送機器工学課程(創成型プロジェクト, 構造工学, 環境・流体工学, システム・情報, 輸送システム)
		環境共生システム課程(創成型プロジェクト, 構造工学, 環境・流体工学, システム・情報, 輸送システム)
	建築プログラム	建築学課程(建築構造学, 建築計画学, 居住環境計画学)
		建築工学課程(建築構造学, 建築計画学)

複合履修標準課程表

類 プログラム 課程 各類で担当する 専門細目分野		第一類				第二類				第三類			第四類				
		機械システム工学系				電子システム	電気電子工学	システム工学	情報工学	応用化学	化学工学	生物工学	社会基盤環境工学	輸送機器環境工学	建築		
		生産システム工学	エネルギー工学	設計工学	知能機械工学	電子システム	電気電子工学	システム工学	情報工学	応用化学	化学工学	発酵工学	社会基盤環境工学	輸送機器工学	環境共生システム	建築学	建築工学
第一類	材料・加工学	○	○	○	○												
	熱・流体工学	○	○	○	○												
	応用力学	○	○	○	○												
	計測制御	○	○	○	○												
	システム設計	○	○	○	○												
第二類	物性工学					○	○										
	集積システム					○	○		○								
	電気エネルギー					○	○	○									
	計測制御					○	○	○	○								
	コンピュータ					○	○	○	○								
	知識情報							○	○								
	システム							○	○								
第三類	基礎化学									○	○	○					
	応用化学									○	○	○					
	材料化学									○	○						
	化学工学基礎									○	○	○					
	化学工学応用									○	○	○					
	環境化学工学									○	○	○					
	基礎生物科学									○	○	○					
	応用生物科学										○	○					
第四類	建設構造工学												○				
	地球環境工学												○				
	環境・流体工学												○	○	○		
	創成型プロジェクト													○	○		
	構造工学													○	○		
	システム・情報													○	○		
	輸送システム													○	○		
	建築構造学															○	○
	居住環境計画学															○	
	建築計画学															○	○

II. 専門教育科目に関する履修基準

第一類(機械システム工学系)

専門教育に関する標準課程の履修基準

1. 課程及び配属

第一類(機械システム工学系)の機械システム工学系プログラムでは, 生産システム工学, エネルギー工学, 設計工学, 知能機械工学の4課程を設け, 各課程への配属は, 2年次のはじめに, 本人の希望, 成績を考慮して定めます。

2. 履修基準表

専門基礎科目	第一群	必修科目の全単位及び選択必修科目のうちから2単位以上を含めて15単位以上
	第二群	必修科目の全単位(22単位)
専門科目	選択必修科目のうちから24単位以上及び卒業論文5単位を含めて38単位以上	
計	75単位以上	

選択科目として他類(工学部)の開設科目及び中国・四国国立大学工学系学部間単位互換科目を修得することができます。

なお, これらの履修単位は, 修得単位に含めることができます。

3. 卒業論文着手要件

卒業予定年度のはじめに, 下記の条件を満たしていること。

- (1) 教養教育科目の卒業要件単位数49単位のうち, 46単位以上を修得していること。
- (2) 専門基礎科目第一群のうち, 10単位以上を修得していること。
- (3) 設計製図, CAD, 機械創成実習, 工作実習, 機械工学実験Ⅰ, 機械工学実験Ⅱの全必修単位を修得していること。
- (4) 専門基礎科目第二群の必修単位数22単位のうち, 18単位以上を修得していること。
- (5) 専門基礎科目及び専門科目の修得単位数の合計が65単位以上であること。

4. 卒業要件

- (1) 専門教育科目の卒業要件単位数75単位(卒業論文5単位を含む。)を修得していること。
- (2) 卒業要件単位数124単位(教養教育科目49単位を含む。)を修得していること。

注: 卒業論文の論文試験に合格するためには, 在学中に受験した英語能力に関する検定試験において, 下記のいずれかを満たしている必要がある。ただし, 第3年次編入学生については, 入学前2年間に受験したものを含めることができる。

TOEIC®(TOEIC®-IP, カレッジTOEIC®を含む。)400点以上, TOEFL®-PBT437点以上, TOEFL®-iBT41点以上取得, または, 工業英検3級に合格。

第一類 専門基礎科目

◎必修
○選択必修
△要望

	科目 コード	授業科目	単位 数	履修指定				毎週授業時数								備 考
				テ生 ム産 工シ 学ス	ギエ ーネ ル学	設 計 工 学	工知 学能 機 械	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
								前	後	前	後	前	後	前	後	
第一群	K02010	応用数学Ⅰ	2	◎	◎	◎	◎			2						※1 ※1 ※1 ※1
	K02020	応用数学Ⅱ	2	◎	◎	◎	◎			2						
	K02030	応用数学Ⅲ	2	○	○	○	○				2					
	K02050	応用数理A	2	○	○	○	○					2				
	K02070	応用数理C	2	○	○	○	○				2					
	K02080	確率・統計	2	◎	◎	◎	◎			2						
	K02300	応用数学総合	2	○	○	○	○						2			
	K02100	力学演習	2	△	△	△	△	2	2							
	K02340	工業力学	2	△	△	△	△		2							
	K02130	化学物理	2											2		
	K02150	応用原子核物理学	2											2		
	K02290	機械工学概論	2	◎	◎	◎	◎		2							
	K02320	量子物理	2								2					
	K02730	技術英語演習	1	◎	◎	◎	◎				2					
K02840	社会の中における工学	2	◎	◎	◎	◎	2									
第二群	K50100	機械工学実験Ⅰ	1	◎	◎	◎	◎					3				※2 ※2
	K50110	機械工学実験Ⅱ	1	◎	◎	◎	◎						3			
	K50120	材料科学	2	◎	◎	◎	◎				2					
	K50130	機械材料Ⅰ	2	◎	◎	◎	◎					2				
	K50140	材料力学Ⅰ	2	◎	◎	◎	◎			2						
	K50190	機械力学Ⅰ	2	◎	◎	◎	◎					2				
	K50220	制御工学Ⅰ	2	◎	◎	◎	◎					2				
	K50240	流体の力学	2	◎	◎	◎	◎			2						
	K50260	熱力学Ⅰ	2	◎	◎	◎	◎				2					
	K50270	設計製図	1	◎	◎	◎	◎			3						
	K50330	CAD	1	◎	◎	◎	◎				3					
	K50340	機械創成実習	1	◎	◎	◎	◎					3				
	K50300	計算機プログラミング	2	◎	◎	◎	◎			2						
	K50310	工作実習(a)	1	◎	◎	◎	◎	3								
	K50320	工作実習(b)	1	◎	◎	◎	◎		3							

※1 選択必修科目のうち2単位以上履修すること。

※2 工作実習(a), (b)は, (a), (b)のいずれか一方のみしか履修できない。
また, これらの履修時期は授業担当教員の指示による。

学
部

第一類 専門科目
(機械システム工学系プログラム 生産システム工学課程)

◎必修
○選択必修
△要望

目専 分門 野細	科目 コード	授業科目	単位 数	履 修 指 定	毎週授業時数								備 考
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
材料・加工学	K51010	機械材料Ⅱ	2	○						2			
	K51020	材料強度学	2	○						2			
	K51060	成形加工学Ⅰ	2	○						2			
	K51070	成形加工学Ⅱ	2								2		
	K51090	材料応用学	2	○							2		
	K51100	機械加工学	2	○					2				
	K51130	機能性材料学	2								2		
熱・流体工学	K52010	流体工学Ⅱ	2						2				
	K52020	流体機械	2							2			
	K52030	熱力学Ⅱ	2	○					2				
	K52040	統計熱力学	2							2			
	K52050	伝熱学Ⅰ	2	○					2				
	K52060	伝熱学Ⅱ	2							2			
	K52070	燃焼工学	2						2				
	K52080	内燃機関	2							2			
	K52090	流体工学Ⅰ	2	○				2					
	K52100	蒸気動力	2							2			
応用力学	K51030	弾性力学	2	○					2				
	K51040	計算力学	2							2			
	K51050	塑性力学	2	○						2			
	K51110	材料力学Ⅱ	2	○				2					
	K51120	機構運動学	2					2					
	K53010	機械力学Ⅱ	2							2			
計測制御	K53020	制御工学Ⅱ	2							2			
	K53110	電気・電子工学	2	○					2				
	K53120	メカトロニクス	2	○						2			
	K53130	計測工学	2							2			
	K53140	メカニカルシステム制御	2								2		
システム設計	K51080	生産システム	2	○					2				
	K53040	要素設計Ⅱ	2					2					
	K53050	機械設計	2	○						2			
	K53060	システム工学	2					2					
	K53070	信頼性工学	2						2				
	K53080	交通機械	2					2					
	K53150	要素設計Ⅰ	2	○				2					
	K54020	インターンシップ	1	△						3			
	K99980	卒業論文	5	◎									

※選択必修科目のうち24単位以上履修すること。

第一類 専門科目
(機械システム工学系プログラム エネルギー工学課程)

◎必修
○選択必修
△要望

目専 分門 野細	科目 コード	授業科目	単 位 数	履 修 指 定	毎週授業時数								備 考
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
材料・加工学	K51010	機械材料Ⅱ	2	○						2			
	K51020	材料強度学	2							2			
	K51060	成形加工学Ⅰ	2							2			
	K51070	成形加工学Ⅱ	2								2		
	K51090	材料応用学	2	○							2		
	K51100	機械加工学	2	○					2				
	K51130	機能性材料学	2								2		
熱・流体工学	K52010	流体工学Ⅱ	2	○						2			
	K52020	流体機械	2								2		
	K52030	熱力学Ⅱ	2	○						2			
	K52040	統計熱力学	2								2		
	K52050	伝熱学Ⅰ	2	○						2			
	K52060	伝熱学Ⅱ	2	○							2		
	K52070	燃焼工学	2	○						2			
	K52080	内燃機関	2								2		
	K52090	流体工学Ⅰ	2	○				2					
	K52100	蒸気動力	2								2		
応用力学	K51030	弾性力学	2	○						2			
	K51040	計算力学	2								2		
	K51050	塑性力学	2								2		
	K51110	材料力学Ⅱ	2	○				2					
	K51120	機構運動学	2					2					
	K53010	機械力学Ⅱ	2								2		
計測制御	K53020	制御工学Ⅱ	2	○							2		
	K53110	電気・電子工学	2	○						2			
	K53120	メカトロニクス	2								2		
	K53130	計測工学	2	○							2		
	K53140	メカニカルシステム制御	2									2	
システム設計	K51080	生産システム	2							2			
	K53040	要素設計Ⅱ	2					2					
	K53050	機械設計	2								2		
	K53060	システム工学	2					2					
	K53070	信頼性工学	2	○						2			
	K53080	交通機械	2					2					
	K53150	要素設計Ⅰ	2	○				2					
	K54020	インターンシップ	1	△							3		
	K99980	卒業論文	5	◎									

※選択必修科目のうち24単位以上履修すること。

第一類 専門科目
(機械システム工学系プログラム 設計工学課程)

◎必修
○選択必修
△要望

目専 分門 野細	科目 コード	授業科目	単位 数	履 修 指 定	毎週授業時数								備 考
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
材料・加工学	K51010	機械材料Ⅱ	2	○						2			
	K51020	材料強度学	2							2			
	K51060	成形加工学Ⅰ	2							2			
	K51070	成形加工学Ⅱ	2								2		
	K51090	材料応用学	2	○							2		
	K51100	機械加工学	2	○					2				
	K51130	機能性材料学	2								2		
熱・流体工学	K52010	流体工学Ⅱ	2	○						2			
	K52020	流体機械	2								2		
	K52030	熱力学Ⅱ	2							2			
	K52040	統計熱力学	2								2		
	K52050	伝熱学Ⅰ	2	○						2			
	K52060	伝熱学Ⅱ	2								2		
	K52070	燃焼工学	2							2			
	K52080	内燃機関	2								2		
	K52090	流体工学Ⅰ	2	○				2					
	K52100	蒸気動力	2								2		
応用力学	K51030	弾性力学	2	○						2			
	K51040	計算力学	2								2		
	K51050	塑性力学	2								2		
	K51110	材料力学Ⅱ	2	○				2					
	K51120	機構運動学	2	○				2					
	K53010	機械力学Ⅱ	2	○							2		
計測制御	K53020	制御工学Ⅱ	2	○							2		
	K53110	電気・電子工学	2	○						2			
	K53120	メカトロニクス	2								2		
	K53130	計測工学	2								2		
	K53140	メカニカルシステム制御	2									2	
システム設計	K51080	生産システム	2	○						2			
	K53040	要素設計Ⅱ	2					2					
	K53050	機械設計	2	○							2		
	K53060	システム工学	2	○				2					
	K53070	信頼性工学	2							2			
	K53080	交通機械	2					2					
	K53150	要素設計Ⅰ	2	○				2					
	K54020	インターンシップ	1	△							3		
	K99980	卒業論文	5	◎									

※選択必修科目のうち24単位以上履修すること。

第一類 専門科目
(機械システム工学系プログラム 知能機械工学課程)

◎必修
○選択必修
△要望

学
部

専 門 分 野	科目 コード	授業科目	単 位 数	履 修 指 定	毎週授業時数								備 考
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
材 料 ・ 加 工 学	K51010	機械材料Ⅱ	2							2			
	K51020	材料強度学	2							2			
	K51060	成形加工学Ⅰ	2							2			
	K51070	成形加工学Ⅱ	2								2		
	K51090	材料応用学	2	○							2		
	K51100	機械加工学	2	○					2				
	K51130	機能性材料学	2								2		
熱 ・ 流 体 工 学	K52010	流体力学Ⅱ	2						2				
	K52020	流体機械	2							2			
	K52030	熱力学Ⅱ	2						2				
	K52040	統計熱力学	2							2			
	K52050	伝熱学Ⅰ	2	○					2				
	K52060	伝熱学Ⅱ	2							2			
	K52070	燃焼工学	2						2				
	K52080	内燃機関	2							2			
	K52090	流体力学Ⅰ	2	○				2					
	K52100	蒸気動力	2							2			
応 用 力 学	K51030	弾性力学	2	○					2				
	K51040	計算力学	2							2			
	K51050	塑性力学	2							2			
	K51110	材料力学Ⅱ	2	○				2					
	K51120	機構運動学	2	○				2					
	K53010	機械力学Ⅱ	2	○						2			
計 測 制 御	K53020	制御工学Ⅱ	2	○						2			
	K53110	電気・電子工学	2	○					2				
	K53120	メカトロニクス	2	○						2			
	K53130	計測工学	2	○						2			
	K53140	メカニカルシステム制御	2	○								2	
シ ス テ ム 設 計	K51080	生産システム	2						2				
	K53040	要素設計Ⅱ	2					2					
	K53050	機械設計	2							2			
	K53060	システム工学	2	○				2					
	K53070	信頼性工学	2	○					2				
	K53080	交通機械	2					2					
	K53150	要素設計Ⅰ	2	○				2					
	K54020	インターンシップ	1	△						3			
	K99980	卒業論文	5	◎									

※選択必修科目のうち24単位以上履修すること。

授業科目一覧表(第一類)
(機械システム工学系プログラム 生産システム工学課程)

年 期	1		2		3		4	
	前	後	前	後	前	後	前	後
			応用数学Ⅰ	応用数理Ⅲ	応用数理Ⅳ	応用数学総合		
			応用数学Ⅱ	応用数学Ⅲ				
			確率・統計				化学物理	
	力学演習	力学演習		量子物理			応用原子核物理学	
	社会の中における工学	機械工学概論						
		工業力学		技術英語演習				
			設計製図	C A D	機械創成実習			
	工作実習(a)	工作実習(b)			機械工学実験Ⅰ	機械工学実験Ⅱ		
			材料力学Ⅰ	材料科学	機械材料Ⅰ			
			流体の力学	熱力学Ⅰ	機械力学Ⅰ			
			計算機プログラミング		制御工学Ⅰ			
					機械加工学	機械材料Ⅱ	機能性材料学	
						材料強度学	材料応用学	
						成形加工学Ⅰ	成形加工学Ⅱ	
				流体工学Ⅰ	流体工学Ⅱ	流体機械		
					熱力学Ⅱ	統計熱力学		
					伝熱学Ⅰ	伝熱学Ⅱ		
					燃焼工学	内燃機関		
						蒸気動力		
			材料力学Ⅱ		弾性力学	塑性力学		
						計算力学		
			機構運動学			機械力学Ⅱ		
					電気・電子工学	メカトロニクス		
						計測工学		
						制御工学Ⅱ	メカニカルシステム制御	
			要素設計Ⅰ	要素設計Ⅱ		機械設計		
				システム工学	信頼性工学			
				交通機械	生産システム			
						インターンシップ		
							卒業論文	

☐ 必修, 選択必修, 要望科目

授業科目一覧表(第一類)
(機械システム工学系プログラム エネルギー工学課程)

年	1		2		3		4	
期	前	後	前	後	前	後	前	後
			応用数学Ⅰ	応用数理Ⅰ	応用数理Ⅰ	応用数学総合		
			応用数学Ⅱ	応用数学Ⅲ				
			確率・統計				化学物理	
	力学演習	力学演習		量子物理			応用原子核物理学	
	社会の中における工学	機械工学概論						
		工業力学		技術英語演習				
			設計製図	C A D	機械創成実習			
	工作実習(a)	工作実習(b)			機械工学実験Ⅰ	機械工学実験Ⅱ		
			材料力学Ⅰ	材料科学	機械材料Ⅰ			
			流体の力学	熱力学Ⅰ	機械力学Ⅰ			
			計算機プログラミング		制御工学Ⅰ			
					機械加工学	機械材料Ⅱ	機能性材料学	
						材料強度学	材料応用学	
						成形加工学Ⅰ	成形加工学Ⅱ	
				流体工学Ⅰ	流体工学Ⅱ	流体機械		
					熱力学Ⅱ	統計熱力学		
					伝熱学Ⅰ	伝熱学Ⅱ		
					燃焼工学	内燃機関		
						蒸気動力		
			材料力学Ⅱ	弾性力学	塑性力学			
					計算力学			
			機構運動学		機械力学Ⅱ			
					電気・電子工学	メカトロニクス		
						計測工学		
					制御工学Ⅱ		メカニカルシステム制御	
			要素設計Ⅰ	要素設計Ⅱ	機械設計			
				システム工学	信頼性工学			
				交通機械	生産システム			
					インターンシップ			
							卒業論文	

☐ 必修, 選択必修, 要望科目

学部

授業科目一覧表(第一類)
(機械システム工学系プログラム 設計工学課程)

年	1		2		3		4	
期	前	後	前	後	前	後	前	後
			応用数学Ⅰ	応用数理解 C	応用数理解 A	応用数学総合		
			応用数学Ⅱ	応用数学Ⅲ				
			確率・統計				化学物理	
	力学演習	力学演習		量子物理			応用原子核物理学	
	社会の中における工学	機械工学概論						
		工業力学		技術英語演習				
			設計製図	C A D	機械創成実習			
	工作実習(a)	工作実習(b)			機械工学実験Ⅰ	機械工学実験Ⅱ		
			材料力学Ⅰ	材料科学	機械材料Ⅰ			
			流体の力学	熱力学Ⅰ	機械力学Ⅰ			
			計算機プログラミング		制御工学Ⅰ			
					機械加工学	機械材料Ⅱ	機能性材料学	
						材料強度学	材料応用学	
						成形加工学Ⅰ	成形加工学Ⅱ	
				流体工学Ⅰ	流体工学Ⅱ	流体機械		
					熱力学Ⅱ	統計熱力学		
					伝熱学Ⅰ	伝熱学Ⅱ		
					燃焼工学	内燃機関		
						蒸気動力		
				材料力学Ⅱ	弾性力学	塑性力学		
						計算力学		
				機構運動学		機械力学Ⅱ		
					電気・電子工学	メカトロニクス		
						計測工学		
						制御工学Ⅱ	メカニカルシステム制御	
			要素設計Ⅰ	要素設計Ⅱ		機械設計		
				システム工学	信頼性工学			
				交通機械	生産システム			
						インターンシップ		
							卒業論文	文

☐ 必修, 選択必修, 要望科目

授業科目一覧表(第一類)
(機械システム工学系プログラム 知能機械工学課程)

年	1		2		3		4	
期	前	後	前	後	前	後	前	後
			応用数学Ⅰ	応用数理Ⅰ	応用数理Ⅰ	応用数学総合		
			応用数学Ⅱ	応用数学Ⅲ				
			確率・統計				化学物理	
	力学演習	力学演習		量子物理			応用原子核物理学	
	社会の中における工学	機械工学概論						
		工業力学		技術英語演習				
			設計製図	C A D	機械創成実習			
	工作実習(a)	工作実習(b)			機械工学実験Ⅰ	機械工学実験Ⅱ		
			材料力学Ⅰ	材料科学	機械材料Ⅰ			
			流体の力学	熱力学Ⅰ	機械力学Ⅰ			
			計算機プログラミング		制御工学Ⅰ			
					機械加工学	機械材料Ⅱ	機能性材料学	
						材料強度学	材料応用学	
						成形加工学Ⅰ	成形加工学Ⅱ	
				流体工学Ⅰ	流体工学Ⅱ	流体機械		
					熱力学Ⅱ	統計熱力学		
					伝熱学Ⅰ	伝熱学Ⅱ		
					燃焼工学	内燃機関		
						蒸気動力		
				材料力学Ⅱ	弾性力学	塑性力学		
						計算力学		
				機構運動学		機械力学Ⅱ		
					電気・電子工学	メカトロニクス		
						計測工学		
						制御工学Ⅱ	メカニカルシステム制御	
			要素設計Ⅰ	要素設計Ⅱ		機械設計		
				システム工学	信頼性工学			
				交通機械	生産システム			
						インターンシップ		
							卒業論文	

☐ 必修, 選択必修, 要望科目

学
部

第二類(電気・電子・システム・情報系)

専門教育に関する標準課程の履修基準

1. 課程及び配属

第二類(電気・電子・システム・情報系)では、以下の4つの課程(プログラム)を設けています。

- ・電子システム課程(電子システムプログラム)
- ・電気電子工学課程(電気電子工学プログラム)
- ・システム工学課程(システム工学プログラム)
- ・情報工学課程(情報工学プログラム)

各課程への配属は、2年次のはじめに、本人の希望、成績を考慮して定めます。各課程に配属されるためには、1年次終了までに(教養教育科目、専門基礎科目合わせて)34単位以上を修得していなければなりません。

2. 履修基準表

下表に従って、必修科目、選択必修科目、自由選択科目合わせて専門教育科目の中から77単位以上を修得すること。

		履修指定	電子システム 課程	電気電子工学 課程	システム工学 課程	情報工学課程
必修科目	所属課程の 専門基礎科目	◎	21単位	21単位	25単位	23単位
	所属課程の専門科目 (卒業論文を含む)		25単位	21単位	19単位	15単位
選択必修科目	所属課程の 専門基礎科目	○	2単位以上	2単位以上		
	所属課程の 専門科目		22単位以上	12単位以上	14単位以上	22単位以上
自由選択科目	所属課程の 専門基礎科目 および専門科目	△	(制限なし)	(制限なし)	(制限なし)	(制限なし)
	他課程の専門科目 ほか(注1)		4単位以下	8単位以下	4単位以下	4単位以下
合計			77単位以上	77単位以上	77単位以上	77単位以上

注1)「他課程の専門科目ほか」とは、
 ・所属課程の履修指定がない(無印)第二類専門基礎科目
 ・所属課程以外の第二類専門科目
 ・他類の専門基礎科目と専門科目
 ・中国・四国国立大学工学系学部間単位互換科目
 を意味する。

3. 卒業論文着手要件

卒業予定年度のはじめに、以下の条件(1)、(2)をともに満たしていること。

- (1) 修得すべき教養教育科目47単位を修得していること。
- (2) 修得すべき専門教育科目において下表を満たす単位を修得していること。

	電子システム 課程	電気電子工学 課程	システム工学 課程	情報工学課程
必修科目の合計	37単位以上	33単位以上	35単位以上	29単位以上
必修科目と選択必修科目の合計	61単位以上	47単位以上	49単位以上	51単位以上
必修科目、選択必修科目、自由選択科目の合計	68単位以上			

4. 卒業要件

- (1) 専門教育科目の卒業要件単位数77単位(卒業論文5単位を含む)を修得していること。

- (2) 卒業要件単位数124単位(教養教育科目47単位を含む)を修得していること。

注:卒業論文の論文試験に合格するためには、在学中に受験した英語能力に関する検定試験において、下記のいずれかを満たしている必要がある。ただし、第3年次編入学生については、入学前2年間に受験したものを含めることができる。

TOEIC®(TOEIC®-IP, カレッジTOEIC®を含む。)400点以上, TOEFL®-PBT437点以上,
 TOEFL®-iBT41点以上取得, または, 工業英検3級に合格。

第二類 専門基礎科目

◎必修
○選択必修
△自由選択

科目 コード	授業科目	単 位 数	履 修 指 定				毎週授業時数								備考
			テ 電 ム 子 シ ス	工 電 学 電 子	工 シ ス テ ム	情 報 工 学	第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		
							前	後	前	後	前	後	前	後	
K02010	応用数学Ⅰ	2	◎	◎	◎	◎		2							
K02020	応用数学Ⅱ	2	◎	○	△	△			2						
K02030	応用数学Ⅲ	2	◎	○	◎	△			2						
K02040	応用数学Ⅳ	2			◎	◎		2							
K02300	応用数学総合	2	○	◎	◎	◎				2					
K02050	応用数理A	2				△					2				
K02070	応用数理C	2	○							2					
K02080	確率・統計	2	△	◎	◎	◎			2						
K02730	技術英語演習	1	◎	◎	◎	◎						2			
K60800	電子システム・電気電子工学概論	2	◎	◎	◎	◎		2							
K60880	システム・情報工学概論	2	◎	◎	◎	◎		2							
K60460	回路理論Ⅰ	2	◎	◎	◎	◎		2							
K60890	プログラミング演習Ⅰ	2	◎	◎	◎	◎		2							
K60760	電気工学基礎実験Ⅰ	1.5	◎	◎					4.5						
K60770	電気工学基礎実験Ⅱ	1.5	◎	◎						4.5					
K60780	電気電子工学実験Ⅰ	1.5	◎	◎							4.5				
K60790	電気電子工学実験Ⅱ	1.5	◎	◎								4.5			
K60900	情報工学演習Ⅰ	2			◎	◎				2					
K60910	情報工学演習Ⅱ	2			◎	◎					2				
K60300	システム工学実験Ⅰ	1			◎	◎			3						
K60310	システム工学実験Ⅱ	1			◎	◎						3			

学
部

第二類 専門科目
(電子システムプログラム 電子システム課程)

◎必修
○選択必修
△自由選択

専 門 分 野 目 細	科目 コード	授業科目	単 位 数	履 修 指 定	毎週授業時数								備考
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
物 性 工 学	K61370	電気磁気学Ⅰ	2	◎			2						
	K61380	電気磁気学Ⅱ	2	◎				2					
	K61390	電気磁気学演習Ⅰ	1	◎			1						
	K61400	電気磁気学演習Ⅱ	1	◎				1					
	K61270	電磁波伝送工学	2	○					2				
	K61330	高電圧・プラズマ工学	2	○						2			
	K61340	電子物性基礎	2	◎			2						
	K61410	量子力学	2	◎				2					
	K61320	熱・統計力学	2	○					2				
	K61350	固体物性論	2	○					2				
	K61360	ナノテクノロジー	2	○						2			
集 積 シ ス テ ム	K62200	半導体デバイス基礎	2	◎			2						
	K62260	固体電子工学	2	◎				2					
	K62210	半導体デバイス工学	2	○					2				
	K61220	光半導体素子工学	2	○						2			
	K62220	電子材料工学	2	○						2			
	K62270	電気電子計測	2	○			2						
	K62240	過渡現象論	2	○				2					
	K62250	論理システム設計	2	◎			2						
	K62150	集積回路基礎	2	◎				2					
	K62180	CMOS論理回路設計	2	○					2				
	K62230	半導体プロセス工学	2	○						2			
	K62190	CMOS集積化設計工学	2	○						2			
電 気 エ ネ ル ギ ー	K63240	回路理論Ⅱ	2	○			2						
	K63190	電力システム基礎	2	△					2				
計 測 制 御	K64270	電子回路	2	◎				2					
	K64290	自動制御工学	2	△			2						
	K64210	線形システム理論	2	△				2					
	K64280	生体システム工学	2	△					2				
	K64230	信号処理工学	2	△						2			
	K64250	通信工学	2	△						2			
コ ン ピ ュ ー タ	K65280	アルゴリズムとデータ構造	2	△				2					
	K65290	計算機アーキテクチャ	2	△				2					
	K65250	データベース	2	△					2				
	K65260	マルチメディアシステム	2	△						2			
	K65270	計算機ネットワーク	2	△						2			
知 識 情 報	K66060	知能機械工学	2	△					2				
	K66120	センシング工学	2	△						2			
シ ス テ ム	K67120	ロボット工学	2	△				2					
	K99980	卒業論文	5	◎									

第二類 専門科目
(電気電子工学プログラム 電気電子工学課程)

◎必修
○選択必修
△自由選択

専 門 分 野	目 録 細	科目 コード	授業科目	単 位 数	履 修 指 定	毎週授業時数								備考
						第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		
						前	後	前	後	前	後	前	後	
物 性 工 学	K61370	電気磁気学Ⅰ	2	◎			2							
	K61380	電気磁気学Ⅱ	2	○				2						
	K61390	電気磁気学演習Ⅰ	1	○			1							
	K61400	電気磁気学演習Ⅱ	1	○				1						
	K61270	電磁波伝送工学	2	△					2					
	K61330	高電圧・プラズマ工学	2	△						2				
集 積 シ ス テ ム	K62200	半導体デバイス基礎	2	△			2							
	K62210	半導体デバイス工学	2	△					2					
	K62270	電気電子計測	2	○			2							
	K62240	過渡現象論	2	◎				2						
	K62250	論理システム設計	2	△			2							
	K62180	CMOS論理回路設計	2	○					2					
電 気 エ ネ ル ギ ー	K63240	回路理論Ⅱ	2	◎			2							
	K63200	エネルギー変換機器	2	○					2					
	K63190	電力システム基礎	2	○					2					
	K63210	電力システム工学	2	○						2				
	K63220	エネルギー発生・変換機器工学	2	○						2				
	K63230	原子力工学	2	△						2				
	K63250	電気法規施設管理	1	△								1		
計 測 制 御	K64290	自動制御工学	2	◎			2							
	K64270	電子回路	2	◎				2						
	K64210	線形システム理論	2	◎				2						
	K64280	生体システム工学	2	○					2					
	K64230	信号処理工学	2	◎						2				
	K64300	電気通信法規	2	△							2			
	K64250	通信工学	2	○						2				
	K64260	電子機器	2	○							2			
コ ン ピ ュ ー タ	K65300	プログラミング言語論	2	△			2							
	K65310	プログラミング演習Ⅱ	2	△			2							
	K65280	アルゴリズムとデータ構造	2	△				2						
	K65290	計算機アーキテクチャ	2	△				2						
	K65250	データベース	2	△					2					
	K65260	マルチメディアシステム	2	△						2				
	K65270	計算機ネットワーク	2	○						2				
知 識 情 報	K66130	数理計画法Ⅰ	2	◎			2							
	K66010	数理計画法Ⅱ	2	△					2					
	K66140	応用確率論	2	△					2					
シ ス テ ム	K67120	ロボット工学	2	△				2						
	K67130	シミュレーション工学	2	△						2				
	K99980	卒業論文	5	◎										

学部

第二類 専門科目
(システム工学プログラム システム工学課程)

◎必修
○選択必修
△自由選択

目専 分門 野細	科目 コード	授業科目	単 位 数	履 修 指 定	毎週授業時数								備考
					第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
集積システム	K62270	電気電子計測	2	△			2						
	K62240	過渡現象論	2	△				2					
電気エネルギー	K63240	回路理論Ⅱ	2	△			2						
計測制御	K64290	自動制御工学	2	△			2						
	K64280	生体システム工学	2	△					2				
	K64270	電子回路	2	△				2					
	K64210	線形システム理論	2	△				2					
	K64230	信号処理工学	2	△						2			
	K64250	通信工学	2	△						2			
コンピュータ	K65310	プログラミング演習Ⅱ	2	◎			2						
	K65300	プログラミング言語論	2	△			2						
	K65320	情報数理基礎	2	△			2						
	K65280	アルゴリズムとデータ構造	2	△				2					
	K65290	計算機アーキテクチャ	2	△				2					
	K65230	オペレーティングシステム	2	△					2				
	K65250	データベース	2	△					2				
	K65240	コンパイラ	2	△						2			
	K65260	マルチメディアシステム	2	△						2			
	K65270	計算機ネットワーク	2	△						2			
知識情報	K66130	数理計画法Ⅰ	2	◎			2						
	K66100	計算理論	2	◎			2						
	K66150	オートマトンと言語理論	2	○				2					
	K66010	数理計画法Ⅱ	2	○					2				
	K66160	データ分析	2	○					2				
	K66170	ソフトウェア工学	2	○					2				
	K66140	応用確率論	2	○					2				
	K66060	知能機械工学	2	○					2				
	K66020	離散最適化	2	○						2			
	K66180	人工知能	2	○						2			
	K66120	センシング工学	2	○						2			
	K66190	情報処理と情報産業	2	△							2		
システム	K67040	インダストリアルエンジニアリング	2	◎			2						
	K67070	意思決定論	2	◎				2					
	K67050	生産管理論	2	○				2					
	K67110	応用統計学	2	◎				2					
	K67120	ロボット工学	2	◎				2					
	K67140	知能学習システム	2	○						2			
	K67130	シミュレーション工学	2	○						2			
	K67100	数理工学特殊講義	2	△							2		
	K99980	卒業論文	5	◎									

第二類 専門科目
(情報工学プログラム 情報工学課程)

◎必修
○選択必修
△自由選択

学部

目専 分門 野細	科目 コード	授業科目	単 位 数	履 修 指 定	毎週授業時数								備考
					第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
集積 シス テム	K62150	集積回路基礎	2	○				2					
	K62250	論理システム設計	2	△			2						
	K62190	CMOS集積化設計工学	2	△						2			
電気エネルギー	K63240	回路理論Ⅱ	2	△			2						
計測 制 御	K64290	自動制御工学	2	△			2						
	K64270	電子回路	2	△				2					
	K64230	信号処理工学	2	○						2			
	K64250	通信工学	2	△						2			
コ ン ピ ユ ー タ	K65310	プログラミング演習Ⅱ	2	◎			2						
	K65300	プログラミング言語論	2	◎			2						
	K65320	情報数理基礎	2	○			2						
	K65280	アルゴリズムとデータ構造	2	◎				2					
	K65290	計算機アーキテクチャ	2	◎				2					
	K65230	オペレーティングシステム	2	○					2				
	K65250	データベース	2	○					2				
	K65240	コンパイラ	2	○						2			
	K65260	マルチメディアシステム	2	○						2			
	K65270	計算機ネットワーク	2	○						2			
知 識 情 報	K66130	数理計画法Ⅰ	2	◎			2						
	K66100	計算理論	2	○			2						
	K66150	オートマトンと言語理論	2	○				2					
	K66010	数理計画法Ⅱ	2	△					2				
	K66160	データ分析	2	△					2				
	K66170	ソフトウェア工学	2	○					2				
	K66140	応用確率論	2	○					2				
	K66060	知能機械工学	2	△					2				
	K66020	離散最適化	2	△						2			
	K66180	人工知能	2	○						2			
	K66120	センシング工学	2	△						2			
	K66190	情報処理と情報産業	2	△							2		
シ ス テ ム	K67110	応用統計学	2	△				2					
	K67140	知能学習システム	2	○						2			
	K67130	シミュレーション工学	2	△						2			
	K99980	卒業論文	5	◎									

授業科目一覧表(第二類)
(電子システムプログラム 電子システム課程)

年 期	1		2		3		4	
	前	後	前	後	前	後	前	後
		応用数学Ⅰ 応用数学Ⅳ 電子システム・ 電気電子工学概論 シ ス テ ム ・ 情 報 工 学 概 論 回路理論Ⅰ プログラミング 演 習 Ⅰ	応用数学Ⅱ 応用数学Ⅲ 確 率 ・ 統 計 電 気 工 学 基 礎 実 験 Ⅰ 電気磁気学Ⅰ 電気磁気学演習Ⅰ 電子物性基礎 半 導 体 デ バ イ ス 基 礎 電気電子計測 回路理論Ⅱ 論理システム設計 自動制御工学 アルゴリズムと デ ー タ 構 造 計 算 機 アーキテクチャ ロボット工学	応用数学総合 応用数理解Ⅲ 電 気 工 学 基 礎 実 験 Ⅱ 電気磁気学Ⅱ 電気磁気学演習Ⅱ 量 子 力 学 固体電子工学 過 渡 現 象 論 電 子 回 路 集積回路基礎 線形システム理論	応用数理解Ⅲ 技術英語演習 電 気 電 子 工 学 実 験 Ⅰ 電 気 電 子 工 学 実 験 Ⅱ 電磁波伝送工学 高 電 圧 ・ プ ラ ズ マ 工 学 熱・統計力学 固 体 物 性 論 半 導 体 デ バ イ ス 工 学 C M O S 論 理 回 路 設 計 電力システム基礎 生体システム工学 データベース 知能機械工学	電 気 電 子 工 学 実 験 Ⅱ 電磁波伝送工学 高 電 圧 ・ プ ラ ズ マ 工 学 ナノテクノロジー 光 半 導 体 素 子 工 学 電子材料工学 半 導 体 プ ロ セ ス 工 学 C M O S 集 積 化 設 計 工 学 信号処理工学 通 信 工 学 マルチメディア シ ス テ ム 計 算 機 ネ ッ ト ワ ー ク センシング工学		
							卒 業 論 文	

☐ 必修, 選択必修

授業科目一覧表(第二類)
(電気電子工学プログラム 電気電子工学課程)

年 期	1		2		3		4	
	前	後	前	後	前	後	前	後
		応用数学Ⅰ	応用数学Ⅱ	応用数学総合				
		応用数学Ⅳ	応用数学Ⅲ	応用数理C	応用数理A			
			確率・統計			技術英語演習		
		電子システム・ 電気電子工学概論						
		システム・ 情報工学概論						
			電気工学基礎実験Ⅰ	電気工学基礎実験Ⅱ	電気電子工学実験Ⅰ	電気電子工学実験Ⅱ		
			電気磁気学Ⅰ	電気磁気学Ⅱ	電磁波伝送工学	高電圧・ プラズマ工学		
			電気磁気学演習Ⅰ	電気磁気学演習Ⅱ				
			半導体 デバイス基礎		半導体 デバイス工学			
		回路理論Ⅰ	電気電子計測	過渡現象論				
			回路理論Ⅱ	電子回路				
			論理システム設計		C M O S 論理回路設計			
					電力システム基礎	電力システム工学		電気法規 施設管理
					エネルギー 変換機器	エネルギー発生・ 変換機器工学		
						原子力工学		
		自動制御工学	線形システム理論	生体システム工学	信号処理工学	電気通信法規		
					通信工学	電子機器		
	プログラミング 演習Ⅰ	プログラミング 演習Ⅱ	アルゴリズムと データ構造		データベース	マルチメディア システム		
		プログラミング 言語論	計算機 アーキテクチャ			計算機 ネットワーク		
			数理計画法Ⅰ		数理計画法Ⅱ			
				ロボット工学	応用確率論			
						シミュレーション 工学		
							卒業論文	

☐ 必修, 選択必修

授業科目一覧表(第二類)
(システム工学プログラム システム工学課程)

年	1		2		3		4	
期	前	後	前	後	前	後	前	後
		応用数学Ⅰ	応用数学Ⅱ	応用数学総合				
		応用数学Ⅳ	応用数学Ⅲ	応用数理解 C	応用数理解 A			
			確率・統計			技術英語演習		
		電子システム・ 電気電子工学概論						
		システム・ 情報工学概論	システム 工学実験Ⅰ	情報工学演習Ⅰ	情報工学演習Ⅱ	システム 工学実験Ⅱ		
		回路理論Ⅰ	電気電子計測	過渡現象論				
			回路理論Ⅱ	電子回路				
			自動制御工学	線形システム理論	生体システム工学	信号処理工学		
						通 信 工 学		
		プログラミング 演 習 Ⅰ	プログラミング 演 習 Ⅱ	アルゴリズムと データ構造	オペレーティング システム	コンパイラ	情報処理と 情報産業	
			プログラミング 言語論	計 算 機 アーキテクチャ	データベース	マルチメディア システム		
			情報数理基礎			計 算 機 ネットワーク		
			数理計画法Ⅰ		数理計画法Ⅱ	離散最適化		
			計 算 理 論	オートマトンと 言語理論	知能機械工学	人 工 知 能		
					ソフトウェア工学	センシング工学		
					データ分析			
					応用確率論			
		インダストリアル エンジニアリング	意思決定論			知能学習システム	数理工学特殊講義	
			生産管理論			シミュレーション 工 学		
			応用統計学					
			ロボット工学					
							卒 業 論 文	

☐ 必修, 選択必修

授業科目一覧表(第二類)
(情報工学プログラム 情報工学課程)

年	1		2		3		4	
期	前	後	前	後	前	後	前	後
		応用数学Ⅰ	応用数学Ⅱ	応用数学総合				
		応用数学Ⅳ	応用数学Ⅲ	応用数理解 C	応用数理解 A			
			確率・統計			技術英語演習		
		電子システム・ 電気電子工学概論						
		システム・ 情報工学概論						
			システム 工学実験Ⅰ	情報工学演習Ⅰ	情報工学演習Ⅱ	システム 工学実験Ⅱ		
		回路理論Ⅰ	回路理論Ⅱ	電子回路				
			論理システム設計	集積回路基礎		C M O S 集積化設計工学		
			自動制御工学			信号処理工学		
						通信工学		
		プログラミング 演習Ⅰ	プログラミング 演習Ⅱ	アルゴリズムと データ構造			情報処理と 情報産業	
			プログラミング 言語論	計算機 アーキテクチャ	オペレーティング システム	コンパイラ		
			情報数理解基礎		データベース	マルチメディア システム		
						計算機 ネットワーク		
			数理解画法Ⅰ		数理解画法Ⅱ	離散最適化		
			計算理論	オートマトンと 言語理論	知能機械工学	人工知能		
					ソフトウェア工学	センシング工学		
					応用確率論			
					データ分析			
				応用統計学		知能学習システム		
						シミュレーション 工学		
							卒業論文	

☐ 必修, 選択必修

第三類(化学・バイオ・プロセス系)

専門教育に関する標準課程の履修基準

1. 課程及び配属

第三類(化学・バイオ・プロセス系)では、応用化学プログラム応用化学課程、化学工学プログラム化学工学課程、生物工学プログラム発酵工学課程を設け、各課程への配属は、2年次後期のはじめに、本人の希望、成績を考慮して定めます。

各課程に配属するためには、専門基礎科目の中の必修科目(基礎化学実験及び技術英語演習を除きます)合計16単位の全てを修得し、かつ、総計60単位(教養教育科目を含みます)以上を修得しなければなりません。

2. 履修基準表

専門基礎科目	25単位以上(必修21単位を含む)				
専門科目	課 程 名	必 修 (卒業論文5単位含む)	選択必修	自由選択	計
	応用化学課程	35単位	8単位以上	8単位以上	51単位以上
	化学工学課程	33単位	10単位以上	8単位以上	
	発酵工学課程	31単位	10単位以上	10単位以上	
計	76単位以上				

注意事項

- (1) 選択必修科目のうち、所要単位数を超えた分は自由選択単位数に算入できます。
- (2) 自由選択のうち他類の授業科目を充当希望のときは、あらかじめ三類教務委員または、チューターの許可を得なければなりません。また他の課程の授業科目及び中国・四国国立大学工学系学部間単位互換科目を自由選択することも可能です。

3. 卒業論文着手要件

卒業予定年度のはじめに、次の条件を満たしていること。

- (1) 外国語8単位及び履修すべき実験科目と実習科目(基盤科目の実験と実習も含む)を全て修得していること。
- (2) 修得総単位数(教養教育科目を含む)が115単位(ただし、化学工学課程は化学工程設計を除き112単位)以上であり、そのうち専門基礎科目と専門科目を合計した修得単位数が65単位(ただし、化学工学課程は化学工程設計を除き62単位)以上であること。

4. 卒業要件

- (1) 専門教育科目の卒業要件単位数76単位(卒業論文5単位を含む。)を修得していること。
 - (2) 卒業要件単位数124単位(教養教育科目48単位を含む。)を修得していること。
- 注:卒業論文の論文試験に合格するためには、在学中に受験した英語能力に関する検定試験において、下記のいずれかを満たしている必要がある。ただし、第3年次編入学生については、入学前2年間に受験したものを含めることができる。

TOEIC®(TOEIC®-IP, カレッジTOEIC®を含む。)400点以上、TOEFL®-PBT437点以上、TOEFL®-iBT41点以上取得、または、工業英検3級に合格。

第三類 専門基礎科目

◎ 必修

科目 コード	授 業 科 目	単位 数	履修指定			毎 週 授 業 時 数								備 考
			応 用 化 学	化 学 工 学	発 酵 工 学	第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		
						前	後	前	後	前	後	前	後	
K02010	応用数学Ⅰ	2	◎	◎	◎		2							
K02020	応用数学Ⅱ	2	◎	◎	◎			2						
K02030	応用数学Ⅲ	2								2				
K02080	確率・統計	2								2				
K02730	技術英語演習	1	◎	◎	◎				2					
K02740	環境科学基礎論	2						2						
K70010	化学工学量論	2	◎	◎	◎			2						
K70200	基礎有機化学Ⅰ	2	◎	◎	◎	2								
K70210	基礎有機化学Ⅱ	2					2							
K70060	物理化学Ⅰ	2	◎	◎	◎			2						
K70080	生物化学Ⅰ	2	◎	◎	◎			2						
K70100	基礎化学実験	4	◎	◎	◎				12					
K70220	基礎無機化学	2	◎	◎	◎	2								
K70170	分析化学	2	◎	◎	◎			2						
K70230	基礎生命科学	2					2							

学
部

第三類 専門科目
(応用化学プログラム 応用化学課程)

◎必修
○選択必修

目専 分門 野細	科目 コード	授 業 科 目	単 位 数	履 修 指 定	毎 週 授 業 時 数								備 考	
					第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
基礎化学	K71160	無機化学	2	◎					2					
	K71170	専門有機化学I	2	◎				2						
	K71070	有機化学演習	1	◎							2			
	K71080	物理化学演習	1	◎						2				
	K71180	専門有機化学II	2	◎					2					
	K71120	物理化学II	2	◎				2						
	K71130	化学実験I	4	◎					12					
	K71140	化学実験II	4	◎						12				
	K71190	専門有機化学III	2	◎						2				
応用化学	K71200	量子化学Ⅰ	2	◎				2						
	K71210	量子化学Ⅱ	2	◎					2					
	K71110	理論有機化学	2	○						2				
	K71220	量子化学Ⅲ	2	○						2				
	K71520	反応速度論	2	○					2					
	K71580	錯体化学	2	○					2					
	K71680	有機構造解析	2	○					2					
	K71700	情報科学	2	◎				2						
	K71710	触媒化学	2	○						2				
	K71730	有機製造化学	1									1		
材料化学	K71100	高分子合成化学	2	◎					2					
	K71040	物理化学Ⅲ	2	○					2					
	K71550	電気化学	2							2				
	K71560	固体化学	2	○					2					
	K71590	無機工業化学	1							1				
	K71600	高分子工業化学	2							2				
	K71740	機能材料化学	2									2		
基礎生物科学	K73520	生物有機化学	2						2					
化学工学応用	K75640	化学工学演習Ⅰ	2					4						
化学工学基礎	K75100	基礎化学工学	2					2						
環境化学工学	K76000	グリーンテクノロジー	2							2				
	K76010	再資源工学	2						2					
	K71900	技術と倫理	2	◎								2		
	K99980	卒業論文	5	◎										

第三類 専門科目
(化学工学プログラム 化学工学課程)

◎必修
○選択必修

専 門 分 野 細	科 目 コ ー ド	授 業 科 目	単 位 数	履 修 指 定	毎 週 授 業 時 数								備 考
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
化学工学基礎	K75010	化学工学実験	3	◎						9			
	K75020	化学装置設計・実習	2	◎					4				
	K75030	流動論	2	◎					2				
	K75040	伝熱論	2	◎						2			
	K75050	物質移動論	2	◎					2				
	K75120	化学工学熱力学	2	◎					2				
	K75070	反応工学	2	◎						2			
	K75080	粉体工学	2	◎					2				
	K75110	化学工程設計	3	◎							6		
	K75100	基礎化学工学	2	◎				2					
化学工学応用	K75510	材料力学	2	○					2				
	K75640	化学工学演習Ⅰ	2	○				4					
	K75520	化学工学演習Ⅱ	2	○					4				
	K75530	化学工学演習Ⅲ	2	○						4			
	K75630	化学工学熱力学演習	1	○					2				
	K75540	化工数学	2	○				2					
	K75550	材料科学	2	○				2					
	K75560	プロセス制御工学	2	○					2				
	K75580	数値計算法	2							2			
	K75620	化学プロセスと工学倫理	2	◎							3		
	K75600	化学工業プロセス	2								3		
	K75610	腐食防食	2							2			
	K75700	化学工学プログラミング	2	○				2					
環境化学工学	K76000	グリーンテクノロジー	2							2			
	K76010	再資源工学	2	◎					2				
基礎化学	K71160	無機化学	2						2				
	K71120	物理化学Ⅱ	2	◎				2					
応用化学	K71520	反応速度論	2						2				
材料化学	K71100	高分子合成化学	2						2				
	K71550	電気化学	2							2			
基礎生物科学	K73090	生物化学Ⅱ	2					2					
応用生物科学	K73050	発酵工学	2						2				
	K73740	応用生物工学	2							2			
	K99980	卒業論文	5	◎									

学
部

第三類 専門科目
(生物工学プログラム 発酵工学課程)

◎必修
○選択必修

専 門 分 野 目 録	科 目 コ ー ド	授 業 科 目	単 位 数	履 修 指 定	毎 週 授 業 時 数								備 考
					第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
基礎 生 物 科 学	K73010	生物工学実験Ⅰ	4	◎					12				
	K73020	生物工学実験Ⅱ	4	◎						12			
	K73140	微生物学Ⅰ	2	◎				2					
	K73150	微生物学Ⅱ	2	◎					2				
	K73710	分子生物学Ⅰ	2	◎				2					
	K73120	分子生物学Ⅱ	2	◎					2				
	K73090	生物化学Ⅱ	2	◎				2					
	K73160	生物化学Ⅲ	2	◎					2				
	K73590	酵素化学	2	○				2					
	K73520	生物有機化学	2	○					2				
応 用 生 物 科 学	K73050	発酵工学	2	◎					2				
	K73560	培養技術論	2	◎					2				
	K73720	糖鎖・免疫工学	2	○						2			
	K73730	分子生物学Ⅲ	2	○						2			
	K73130	遺伝子・タンパク質工学	2	○						2			
	K73680	情報分子生物学	2	○						2			
	K73740	応用生物工学	2	○						2			
	K73750	生物工学討論	2	◎						2			
	K73610	食品プロセス工学Ⅰ	1						1				
	K73620	食品プロセス工学Ⅱ	1							1			
	K73630	発酵プロセス工学Ⅰ	1								1		
	K73640	発酵プロセス工学Ⅱ	2						2				
	K73650	発酵プロセス工学Ⅲ	1							1			
基礎化学	K71120	物理化学Ⅱ	2					2					
応用化学	K71520	反応速度論	2	○					2				
	K71680	有機構造解析	2						2				
	K71110	理論有機化学	2							2			
化学工学応用	K75640	化学工学演習Ⅰ	2	○				4					
化学工学基礎	K75100	基礎化学工学	2	○				2					
環境化学工学	K76000	グリーンテクノロジー	2							2			
	K76010	再資源工学	2						2				
	K99980	卒業論文	5	◎									

授業科目一覧表(第三類)
(応用化学プログラム 応用化学課程)

分野等	開設期							
	1	2	3	4	5	6	7	8
専門基礎科目	基礎有機化学Ⅰ	応用数学Ⅰ	応用数学Ⅱ		応用数学Ⅲ			
	基礎無機化学	基礎有機化学Ⅱ	環境科学基礎論	技術英語演習	確率・統計			
		基礎生命科学	化学工学量論					
			物理化学Ⅰ					
			生物化学Ⅰ	基礎化学実験				
			分析化学					
基礎化学				専門有機化学Ⅰ	専門有機化学Ⅱ	専門有機化学Ⅲ	有機化学演習	
				物理化学Ⅱ		物理化学演習		
					化学実験Ⅰ	化学実験Ⅱ		
					無機化学			
応用化学				量子化学Ⅰ	量子化学Ⅱ	量子化学Ⅲ		
					反応速度論	理論有機化学		
			情報科学		有機構造解析	触媒化学	有機製造化学	
					錯体化学			
材料化学					高分子合成化学	電気化学		
					固体化学	無機工業化学	機能材料化学	
					物理化学Ⅲ	高分子工業化学		
基礎生物科学					生物有機化学			
化学工学応用				化学工学演習Ⅰ				
化学工学基礎				基礎化学工学				
環境化学工学					再資源工学	グリーンテクノロジー		
							技術と倫理	
							卒業論文	

☐ 必修, 選択必修

授業科目一覧表(第三類)
(化学工学プログラム 化学工学課程)

分野等	開設期							
	1	2	3	4	5	6	7	8
専門基礎科目	基礎有機化学Ⅰ 基礎無機化学	応用数学Ⅰ 基礎有機化学Ⅱ 基礎生命科学	応用数学Ⅱ 環境科学基礎論 化学工学量論 物理化学Ⅰ 生物化学Ⅰ 分析化学	技術英語演習 基礎化学実験	応用数学Ⅲ 確率・統計			
化学工学基礎			基礎化学工学		化学装置設計・実習 流動論 物質移動論 化学工学熱力学 粉体工学	化学工学実験 伝熱論 反応工学	化学工程設計	
化学工学応用			化工数学 化学工学プログラミング 化学工学演習Ⅰ 材料科学		材料力学 化学工学演習Ⅱ 化学工学熱力学演習 プロセス制御工学	化学工学演習Ⅲ 数値計算法 腐食防食	化学プロセスと工学倫理 化学工業プロセス	
基礎化学			物理化学Ⅱ		無機化学			
応用化学					反応速度論			
材料化学					高分子合成化学	電気化学		
環境化学工学					再生资源工学	グリーンテクノロジー		
基礎生物科学			生物化学Ⅱ					
応用生物科学					発酵工学	応用生物工学		
							卒業論文	

 必修, 選択必修

授業科目一覧表(第三類)
(生物工学プログラム 発酵工学課程)

分野等	開設期							
	1	2	3	4	5	6	7	8
専門基礎科目	基礎有機化学Ⅰ 基礎無機化学	応用数学Ⅰ 基礎有機化学Ⅱ 基礎生命科学	応用数学Ⅱ 環境科学基礎論 化学工学量論 物理化学Ⅰ 生物化学Ⅰ 分析化学	技術英語演習 基礎化学実験	応用数学Ⅲ 確率・統計			
基礎生物科学			生物化学Ⅱ 酵素化学 分子生物学Ⅰ 微生物学Ⅰ	生物化学Ⅲ 生物有機化学 分子生物学Ⅱ 微生物学Ⅱ 生物工学実験Ⅰ 生物工学実験Ⅱ				
応用生物科学					発酵工学 培養技術論 糖鎖・免疫工学 情報分子生物学 遺伝子・タンパク質工学 生物工学討論 食品プロセス工学Ⅰ 食品プロセス工学Ⅱ 発酵プロセス工学Ⅱ 発酵プロセス工学Ⅲ	分子生物学Ⅲ 応用生物工学 糖鎖・免疫工学 情報分子生物学 遺伝子・タンパク質工学 生物工学討論 食品プロセス工学Ⅰ 食品プロセス工学Ⅱ 発酵プロセス工学Ⅱ 発酵プロセス工学Ⅲ	発酵プロセス工学Ⅰ	
基礎化学			物理化学Ⅱ					
応用化学					反応速度論 有機構造解析	理論有機化学		
化学工学応用			化学工学演習Ⅰ					
化学工学基礎			基礎化学工学					
環境化学工学					再資源工学	グリーンテクノロジー		
							卒業論文	

☐ 必修, 選択必修

第四類(建設・環境系)

専門教育に関する標準課程の履修基準

1. 課程及び配属

第四類(建設・環境系)においては、社会基盤環境工学プログラム、輸送機器環境工学プログラムおよび建築プログラムの3プログラム、5課程を設けています。

(1) 社会基盤環境工学プログラム:

社会基盤環境工学課程

(2) 輸送機器環境工学プログラム:

輸送機器工学課程, 環境共生システム課程

(3) 建築プログラム:

建築学課程, 建築工学課程

各プログラムへの配属は2年次のはじめに、さらにプログラム内の各課程への配属は、3年次のはじめにそれぞれ本人の希望と成績を考慮して定めます。

2. 履修基準表

課程名	社会基盤 環境工学課程	輸送機器 工学課程	建築学課程	建築工学課程
		環境共生 システム課程		
専門基礎科目	必修科目の全29単位及び選択必修科目①のうち6単位以上、選択必修科目②のうち3単位以上を含めて合計38単位以上	必修科目の全24単位及び選択必修科目①のうち2単位以上、選択必修科目②のうち8単位以上を含めて合計34単位以上	必修科目の全21単位及び選択必修科目のうちから19単位以上を含めて40単位以上。ただし、選択必修科目については、選択必修科目④から4単位以上、選択必修科目⑥から3単位以上、選択必修科目⑦から6単位以上、選択必修科目⑧から1単位以上履修のこと。	必修科目の全21単位及び選択必修科目のうちから19単位以上を含めて40単位以上。ただし、選択必修科目については、選択必修科目④から4単位以上、選択必修科目⑥から3単位以上、選択必修科目⑦から6単位以上、選択必修科目⑧から1単位以上履修のこと。
専門科目	必修科目(卒業論文を含む)の全9単位及び選択必修科目のうちから17単位以上を含めて30単位以上	必修科目(卒業論文を含む)の全14単位及び選択必修科目①のうちから14単位以上、選択必修科目Aのうちから2単位以上を含めて30単位以上	必修科目(卒業論文を含む)の全15単位及び選択必修科目のうちから4単位以上を含めて25単位以上。ただし、選択必修科目⑥から2単位以上履修のこと。	必修科目(卒業論文を含む)の全14単位及び選択必修科目のうちから4単位以上を含めて25単位以上。ただし、選択必修科目⑥から2単位以上履修のこと。
計	75単位以上			

上記以外の工学部他類、他学部の開設科目及び中国・四国国立大学工学系学部間単位互換科目を履修することができます。この履修単位は選択科目として上記修得単位に含めることができます。

3. 卒業論文着手要件

卒業論文の着手資格は、卒業予定年度のはじめに、各課程において以下の基準に従い判断されます。

(社会基盤環境工学課程)

- (1) 履修すべき教養教育科目49単位を修得していること。
- (2) 専門教育科目の専門基礎科目の必修科目29単位のうち25単位以上を修得していること。
- (3) 選択必修科目①の12単位中6単位以上、および選択必修科目②の4単位中3単位以上を修得していること。
- (4) 社会基盤環境工学実験と社会基盤環境デザインを修得していること。
- (5) 卒業までに修得すべき専門教育科目の合計単位数(卒業論文5単位を除く)のうち、未修得科目の合計単位数が10単位以下のこと。

(輸送機器工学課程, 環境共生システム課程)

- (1) 履修すべき教養教育科目49単位を修得していること。
- (2) 2年次までに修得すべき専門基礎科目32単位を全て修得していること。
- (3) 輸送機器環境工学実験の2単位, 輸送機器環境工学プロジェクトⅠの3単位, 輸送機器環境工学プロジェクトⅡまたはⅢの4単位を修得していること。
- (4) 卒業までに修得すべき専門教育科目(卒業論文5単位を除く)の合計単位数のうち、未修得単位数が10単位以下のこと。

(建築学課程, 建築工学課程)

- (1) 履修すべき教養教育科目49単位を修得していること。
- (2) 専門教育科目の専門基礎科目より32単位以上(必修科目のすべてを含む)を修得していること。
- (3) 建築設計製図Ⅲ・Ⅳ(建築工学課程はⅣを除く)を修得していること。
- (4) 卒業までに修得すべき専門基礎科目と専門科目(卒業論文5単位を除く)の合計単位数のうち、未修得単位数が10単位以下のこと。

4. 卒業要件

- (1) 専門教育科目の卒業要件単位数75単位(卒業論文5単位を含む。)を修得していること。
- (2) 卒業要件単位数124単位(教養教育科目49単位を含む。)を修得していること。

注: 卒業論文の論文試験に合格するためには、在学中に受験した英語能力に関する検定試験において、下記のいずれかを満たしている必要がある。ただし、第3年次編入学生については、入学前2年間に受験したものを含めることができる。

TOEIC®(TOEIC®-IP, カレッジTOEIC®を含む。)400点以上, TOEFL®-PBT437点以上, TOEFL®-iBT41点以上取得, または, 工業英検3級に合格。

第四類 専門基礎科目

◎ 必修
○, ①, ② } 選択必修
Ⓐ, Ⓑ, Ⓒ, Ⓓ }
△ 要望

科目 コード	授業科目	単 位 数	履修指定					毎週授業時数								備 考	
			環 境 工 学 基 盤	社 会 工 学 基 盤	工 学 輸 送 機 器	シ ス テ ム 共 生	建 築 学	建 築 工 学	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
									前	後	前	後	前	後	前		後
K02010	応用数学I	2	◎	◎	◎	◎	◎		2								※
K02020	応用数学II	2	①	①	①	○	○			2							
K02030	応用数学III	2	①	①	①	○	○			2							
K02050	応用数理A	2	①				○	○					2				
K02080	確率・統計	2	①	①	①	○	○			2							
K02220	環境論	2					○	○				2		2			
K02300	応用数学総合	2	①				○	○				2					
K02730	技術英語演習	1					◎	◎				2					
K81500	数学演習	2	①										2				
K81530	社会基盤技術と技術者の倫理	2	◎											2			
K81540	科学技術英語演習	1	◎										2				
K81550	学外実習	1	△											2			
K81730	計算アルゴリズム演習	2	◎									3					
K81570	材料力学	2	◎								2						
K81580	材料力学演習	1	②								2						
K81590	材料学	2	◎								2						
K81740	流体力学	2	◎								2						
K81610	環境科学基礎	2	◎									2					
K81620	測量学	2	◎								2						
K81750	測量学実習	2	◎								4						
K81650	構造力学	2	◎									2					
K81660	構造力学演習	1	②									2					
K81670	水理学	2	◎									2					
K81680	水理学演習	1	②									2					
K81690	コンクリート工学	2	◎									2					
K81700	土の力学	2	◎									2					
K81710	土の力学演習	1	②									2					
K81720	社会基盤計画学	2	◎									2					
K80510	数学力学演習Ⅰ	1			◎	◎					2						
K80520	数学力学演習Ⅱ	1			◎	◎						2					
K80530	産業技術と技術者の倫理	2			◎	◎							2				
K80540	科学技術英語演習	1			◎	◎						2					
K80550	学外実習	1			△	△								2			
K80560	情報基礎演習	1			◎	◎					2						
K80570	材料力学・演習	3			◎	◎					4						

◎ 必修
○, ①, ②
Ⓐ, Ⓑ, Ⓒ, Ⓓ } 選択必修
△ 要望

学
部

科目 コード	授業科目	単 位 数	履修指定					毎週授業時数								備 考
			環境 社会 工学 基盤	工学 輸 送 機 器	シ ス テ ム 共 生	建 築 学	建 築 工 学	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
								前	後	前	後	前	後	前	後	
K80580	流体力学Ⅰ・演習	3		◎	◎					4						
K80590	材料学	2		◎	◎					2						
K80600	自然環境システム	2		◎	◎						2					
K80610	運動学基礎	2		◎	◎					2						
K80620	システム信頼性工学	2		◎	◎						2					
K80630	輸送機器環境工学プロジェクト基礎	2		◎	◎						4					
K80640	計測工学	2		②	②					2						
K80650	構造力学・演習	3		②	②						4					
K80660	流体力学Ⅱ・演習	3		②	②						4					
K80670	システム設計工学	2		②	②						2					
K80680	熱力学	2		②	②						2					
K82360	建築材料	2				◎	◎				2					
K82330	建築材料実験	1				㊦	㊦					3				
K82030	建築一般構造	2				㊦	㊦			2						
K82040	建築設計製図Ⅰ	2				◎	◎			6						
K82050	建築設計製図Ⅱ	2				◎	◎				6					
K82370	建築構造力学Ⅰ	4				◎	◎			4						
K82380	建築構造力学Ⅱ	4				◎	◎				4					
K82390	建築物振動論	2				○	○					2				
K82130	鉄筋コンクリート構造Ⅰ	2				㊦	㊦				2					
K82140	鉄筋コンクリート構造Ⅱ	2				㊦	㊦					2				
K82400	地盤・建築基礎構造	2				○	○						2			
K82160	建築行政	2				◎	◎					2				
K82170	建築見学演習	1				㊦	㊦					1	1			
K82190	日本建築史	2				㊦	㊦				2					
K82200	建築計画Ⅰ	2				◎	◎			2						
K82410	都市計画	2				㊦	㊦				2					
K82220	建築環境学Ⅰ	2				㊦	㊦			2						
K82230	建築環境学Ⅱ	2				㊦	㊦				2					
K82240	建築環境学演習	1				㊦	㊦					2				
K82250	西洋建築史	2				㊦	㊦					2				
K82260	建築学外実習	1				○	○						3			
K82420	建築コンピュータ工学	2				○	○				2					
K82310	鋼構造設計基礎	2				㊦	㊦				2					
K82320	建築意匠	2				㊦	㊦				2					

※隔年開講なので、そのいずれかを履修すること

第四類 専門科目
(社会基盤環境工学プログラム 社会基盤環境工学課程)

◎ 必 修
○ 選択必修

目専 分門 野細	科目 コード	授業科目	単位 数	履 修 指 定	毎週授業時数								備考
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
建設 構造 工学	K89010	エネルギー原理と構造解析	2	○					2				
	K89020	鉄筋コンクリート構造・演習	3	○					4				
	K89030	地盤工学	2	○					2				
	K89040	地盤防災学	2	○						2			
	K89090	橋梁と耐震	2	○						2			
	K89070	維持管理工学	2								2		
	K89080	コンクリートの環境化学	2								2		
地球 環境 工学	K89110	環境水理学	2	○					2				
	K89120	河川工学	2	○						2			
	K89130	海岸工学	2	○						2			
	K89140	水文・水資源工学	2								2		
	K89210	環境保全論	2	○						2			
	K89220	生態工学	2								2		
	K89240	気象学	2								2		
	K89310	環境衛生工学・演習	3	○					4				
	K89320	交通システム工学	2	○					2				
	K89330	都市・地域計画学	2	○						2			
環境・流体工学	K88210	海洋大気圏環境学	2	○					2				
	K89410	社会基盤環境工学実験	2	◎					4				
	K89420	社会基盤環境デザイン	2	◎						4			
	K89430	社会基盤プロジェクトマネジメント	2	○						2			
	K99980	卒業論文	5	◎									

第四類 専門科目
(輸送機器環境工学プログラム 輸送機器工学課程)

◎ 必修
○ 選択必修
A 選択必修

専門分野	科目コード	授業科目	単位数	履修指定	毎週授業時数								備考
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
創成型プロジェクト	K88010	輸送機器環境工学プロジェクトⅠ	3	◎					6				
	K88020	輸送機器環境工学プロジェクトⅡ	4	◎						4			
	K88030	輸送機器環境工学プロジェクトⅢ	4							4			
	K88080	特別研究プロジェクト	2	○						4			※
構造工学	K88110	弾性力学	2	○					2				
	K88120	振動学	2	○					2				
	K88130	構造解析学	2	○						2			
	K88140	接合工学	2	○					2				
	K88150	構造強度学	2	○						2			
環境・流体工学	K88210	海洋大気圏環境学	2						2				
	K88220	音環境工学	2							2			
	K88230	リモートセンシング工学	2						2				
	K88240	自然エネルギー利用工学Ⅰ	2						2				
	K88250	自然エネルギー利用工学Ⅱ	2							2			
	K88260	数値流体力学	2	○						2			
	K88270	人工物環境システム	2	○					2				
システム情報	K88310	情報工学とその演習	2	○				3					
	K88350	電気・電子基礎	2	○				2					
	K88330	設計・生産概論	2	○						2			
	K88340	システム制御工学	2	○					2				
輸送システム	K88410	輸送機器論Ⅰ	2	A					2				
	K88420	輸送機器論Ⅱ	2	A						2			
	K88430	物流システム	2	○						2			
	K88510	プロジェクトマネジメント	2	○						2			
	K88520	輸送機器環境工学実験	2	◎					3				
	K99980	卒業論文	5	◎									

※履修要件あり，履修する場合は相談のこと。

第四類 専門科目
(輸送機器環境工学プログラム 環境共生システム課程)

◎ 必修
○ 選択必修
A 選択必修

専門分野	科目コード	授業科目	単位数	履修指定	毎週授業時数								備考
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
創成型プロジェクト	K88010	輸送機器環境工学プロジェクトⅠ	3	◎					6				
	K88020	輸送機器環境工学プロジェクトⅡ	4						4				
	K88030	輸送機器環境工学プロジェクトⅢ	4	◎					4				
	K88080	特別研究プロジェクト	2	○					4				※
構造工学	K88110	弾性力学	2						2				
	K88120	振動学	2	○					2				
	K88130	構造解析学	2	○						2			
	K88140	接合工学	2						2				
	K88150	構造強度学	2							2			
環境・流体工学	K88210	海洋大気圏環境学	2	○					2				
	K88220	音環境工学	2	○						2			
	K88230	リモートセンシング工学	2	○					2				
	K88240	自然エネルギー利用工学Ⅰ	2	A					2				
	K88250	自然エネルギー利用工学Ⅱ	2	A						2			
	K88260	数値流体力学	2	○						2			
	K88270	人工物環境システム	2	○					2				
システム情報	K88310	情報工学とその演習	2	○				3					
	K88350	電気・電子基礎	2	○				2					
	K88330	設計・生産概論	2	○						2			
	K88340	システム制御工学	2	○					2				
輸送システム	K88410	輸送機器論Ⅰ	2						2				
	K88420	輸送機器論Ⅱ	2							2			
	K88430	物流システム	2	○						2			
	K88510	プロジェクトマネジメント	2	○						2			
	K88520	輸送機器環境工学実験	2	◎					3				
	K99980	卒業論文	5	◎									

※履修要件あり、履修する場合は相談のこと。

第四類 専門科目
(建築プログラム 建築学課程)

◎ 必修
○, (E) 選択必修

目専 分門 野細	科目 コード	授業科目	単 位 数	履 修 指 定	毎週授業時数								備考
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
建築 構造学	K87020	構造解析法	2							2			
	K87030	塑性力学	2								2		
	K87060	耐震構造	2	○						2			
	K87090	建築構造設計	2	○							3		
	K87110	建築施工	2	Ⓔ					2				
	K87120	建築防災	2	○							2		
	K87130	建築ゼミナールⅠ	2						2				
	K87150	鋼構造設計法	2	○					2				
建築 計画学	K87610	近代建築史	2	○						2			
	K87630	建築計画Ⅱ	2	○				2					
	K87640	建築設備Ⅰ	2	◎					2				
	K87650	建築設備Ⅱ	2							2			
	K87680	建築設計製図Ⅲ	3	◎						9			
	K87690	建築設計製図Ⅳ	3	◎							9		
	K87700	建築設計製図Ⅴ	2									6	
	K87710	芸術制作	2									6	
	K87140	建築ゼミナールⅡ	2							2			
	K87760	建築ゼミナールⅢ	1									1	
居住 環境 計画学	K87340	都市環境論	2						2				
	K87420	平和都市・建築論	2							2			
	K87370	環境デザイン論	2									2	
	K87430	サステナブル・デザイン	1							1			
	K87390	植生・生態学	1								1		
	K87810	建築生産マネジメント	2	Ⓔ						2			
	K87800	建築倫理	2	◎						2			
	K99980	卒業論文	5	◎									

学
部

第四類 専門科目
(建築プログラム 建築工学課程)

◎ 必修
○, (E) 選択必修

目専 分門 野細	科目 コード	授業科目	単位 数	履修 指定	毎週授業時数								備考
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
建築構造学	K87020	構造解析法	2	○						2			
	K87030	塑性力学	2								2		
	K87060	耐震構造	2	○						2			
	K87090	建築構造設計	2	◎							3		
	K87110	建築施工	2	Ⓔ					2				
	K87120	建築防災	2	○							2		
	K87130	建築ゼミナールⅠ	2						2				
	K87150	鋼構造設計法	2	○					2				
建築計画学	K87610	近代建築史	2							2			
	K87630	建築計画Ⅱ	2				2						
	K87640	建築設備Ⅰ	2	◎					2				
	K87650	建築設備Ⅱ	2							2			
	K87680	建築設計製図Ⅲ	3	◎					9				
	K87690	建築設計製図Ⅳ	3	○						9			
	K87710	芸術制作	2								6		
	K87140	建築ゼミナールⅡ	2							2			
	K87810	建築生産マネジメント	2	Ⓔ						2			
	K87800	建築倫理	2	◎						2			
	K99980	卒業論文	5	◎									

授業科目一覧表(第四類)
(社会基盤環境工学プログラム 社会基盤環境工学課程)

年 期	開 設 期							
	1	2	3	4	5	6	7	8
		応用数学Ⅰ	応用数学Ⅱ					
			応用数学Ⅲ	応用数学総合	応用数 理 A			
			確 率 ・ 統 計		数 学 演 習			
					科学技術英語演習	社会基盤技術と 技術者の倫理		
						学 外 実 習		
			測 量 学	計算アルゴリズム 演 習				
			測量学実習					
			材 料 力 学	構 造 力 学	エネルギー原理と 構 造 解 析	橋 梁 と 耐 震		
			材料力学演習	構造力学演習			維持管理工学	
				コンクリート工学	鉄筋コンクリート 構 造 ・ 演 習		コンクリートの 環 境 化 学	
			材 料 学	土 の 力 学	地 盤 工 学	地盤防災学		
				土の力学演習				
			流 体 力 学	水 理 学	環 境 水 理 学	河 川 工 学	水文・水資源工学	
				水理学演習		海 岸 工 学	気 象 学	
				環境科学基礎		環 境 保 全 論	生 態 工 学	
					環境衛生工学・ 演 習			
				社会基盤計画学	交通システム工学	都市・地域計画学		
					海洋大気圏環境学			
					社会基盤環境 工 学 実 験			
						社会基盤環境 デ ザ イ ン		
						社会基盤プロジェクト マ ネ ジ メ ン ト		
							卒 業 論 文	

☐ 必修, 選択必修, 要望科目

授業科目一覧表(第四類)
(輸送機器環境工学プログラム 輸送機器工学課程)

年 期	開 設 期								
	1	2	3	4	5	6	7	8	
		応用数学Ⅰ	応用数学Ⅱ 応用数学Ⅲ 確 率 ・ 統 計 数学力学演習Ⅰ 数学力学演習Ⅱ 科学技術英語演習 情報基礎演習 材料力学・演習 流体力学Ⅰ・演習 材 料 学 自然環境システム 運 動 学 基 礎 シ ス テ ム 信 頼 性 工 学 計 測 工 学 構造力学・演習 流体力学Ⅱ・演習 システム設計工学 熱 力 学 情 報 工 学 と そ の 演 習 電気・電子基礎	輸送機器環境工学 プロジェクト基礎 自然環境システム シ ス テ ム 信 頼 性 工 学 構造力学・演習 流体力学Ⅱ・演習 システム設計工学 熱 力 学 情 報 工 学 と そ の 演 習 電気・電子基礎	輸送機器環境工学 プロジェクトⅠ 弾 性 力 学 振 動 学 接 合 工 学 海洋大気圏環境学 リ モ ー ト センシング工学 自然エネルギー 利 用 工 学 Ⅰ 人 工 物 環 境 シ ス テ ム システム制御工学 輸送機器論Ⅰ 輸 送 機 器 環 境 工 学 実 験	輸送機器環境工学 プロジェクトⅡ 輸送機器環境工学 プロジェクトⅢ 特 別 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 産 業 技 術 と 技 術 者 の 倫 理 学 外 実 習 構 造 解 析 学 構 造 強 度 学 音 環 境 工 学 自然エネルギー 利 用 工 学 Ⅱ 数値流体力学 設計・生産概論 輸送機器論Ⅱ 物 流 シ ス テ ム プ ロ ジ ェ ク ト マ ネ ジ メ ン ト			
								卒 業 論 文	

☐ 必修, 選択必修, 要望科目

授業科目一覧表(第四類)
(輸送機器環境工学プログラム 環境共生システム課程)

年 期	開 設 期							
	1	2	3	4	5	6	7	8
		応用数学Ⅰ	応用数学Ⅱ	輸送機器環境工学 プロジェクト基礎	輸送機器環境工学 プロジェクトⅠ	輸送機器環境工学 プロジェクトⅡ		
			応用数学Ⅲ			輸送機器環境工学 プロジェクトⅢ		
			確 率 ・ 統 計					
			数学力学演習Ⅰ	数学力学演習Ⅱ		特 別 研 究 プロジェクト		
				科学技術英語演習		産 業 技 術 と 技術者の倫理		
						学 外 実 習		
			情報基礎演習					
			材料力学・演習		弾 性 力 学			
			流体力学Ⅰ・演習		振 動 学			
			材 料 学			構 造 解 析 学		
				自然環境システム	接 合 工 学			
			運 動 学 基 礎			構 造 強 度 学		
				シ ス テ ム 信 頼 性 工 学				
			計 測 工 学		海洋大気圏環境学			
				構造力学・演習		音 環 境 工 学		
				流体力学Ⅱ・演習	リモートセンシング 工 学			
				システム設計工学	自然エネルギー 利 用 工 学 Ⅰ	自然エネルギー 利 用 工 学 Ⅱ		
				熱 力 学		数値流体力学		
					人 工 物 環 境 シ ス テ ム			
				情 報 工 学 と そ の 演 習		設計・生産概論		
				電気・電子基礎	システム制御工学			
					輸送機器論Ⅰ	輸送機器論Ⅱ		
					輸 送 機 器 環 境 工 学 実 験	物 流 シ ス テ ム		
						プロジェクト マネジメント		
								卒 業 論 文

必修, 選択必修, 要望科目

授業科目一覧表(第四類)
(建築プログラム 建築学課程)

年 期	開		設		期	
	1	2	3	4	5	6
		応用数学Ⅰ	応用数学Ⅱ		応用数理A	
			応用数学Ⅲ	応用数学総合		
			確率・統計			
				技術英語演習		
				環境論		環境論
				建築材料	建築材料実験	
			建築一般構造	建築コンピュータ工		
			建築設計製図Ⅰ	建築設計製図Ⅱ		建築物振動論
			建築構造力学Ⅰ	建築構造力学Ⅱ		構造解析法
				鋼構造設計基礎	鋼構造設計法	塑性力学
				鉄筋コンクリート構造Ⅰ	鉄筋コンクリート構造Ⅱ	耐震構造
			建築意匠		建築行政	
			建築計画Ⅰ	建築計画Ⅱ	建築見学演習	建築見学演習
				日本建築史	西洋建築史	近代建築史
			建築環境学Ⅰ	建築環境学Ⅱ	建築環境学演習	建築学外実習
					地盤・建築基礎構造	
						建築構造設計
					建築施工	
						建築防災
					建築ゼミナールⅠ	建築ゼミナールⅡ
						建築ゼミナールⅢ
					建築設備Ⅰ	建築設備Ⅱ
					建築設計製図Ⅲ	建築設計製図Ⅳ
						建築設計製図Ⅴ
						芸術制作
				都市計画	都市環境論	平和都市・建築論
						建築倫理
						サステナブル・デザイン
						植生・生態学
						建築生産マネジメント
						卒業論文

☐ 必修, 選択必修

授業科目一覧表(第四類)
(建築プログラム 建築工学課程)

年 期	開		設		期		
	1	2	3	4	5	6	7 8
		応用数学Ⅰ	応用数学Ⅱ		応用数理A		
			応用数学Ⅲ	応用数学総合			
			確率・統計				
				技術英語演習			
				環境論		環境論	
				建築材料	建築材料実験		
			建築一般構造	建築コンピュータ工			
			建築設計製図Ⅰ	建築設計製図Ⅱ		建築物振動論	
			建築構造力学Ⅰ	建築構造力学Ⅱ		構造解析法	塑性力学
				鋼構造設計基礎	鋼構造設計法		
				鉄筋コンクリート構造Ⅰ	鉄筋コンクリート構造Ⅱ	耐震構造	
			建築意匠		建築行政		
			建築計画Ⅰ	建築計画Ⅱ	建築見学演習	建築見学演習	
				日本建築史	西洋建築史	近代建築史	
			建築環境学Ⅰ	建築環境学Ⅱ	建築環境学演習	建築学外実習	
						地盤・建築基礎構造	
							建築構造設計
					建築施工		
							建築防災
					建築ゼミナールⅠ	建築ゼミナールⅡ	
					建築設備Ⅰ	建築設備Ⅱ	
					建築設計製図Ⅲ	建築設計製図Ⅳ	
				都市計画			芸術制作
						建築倫理	
						建築生産マネジメント	
							卒業論文

☐ 必修, 選択必修

学部

○広島大学工学部履修手続及び試験について

1. 履修手続きについて

- ア 広島大学工学部細則第6条、第7条及び第19条による履修手続を各学期の指定する期間に完了してください。
- イ 履修手続きを怠ると、単位の認定がされないので注意してください。また、第12条、第13条による科目試験は下記2～3により行います。
- ウ 各授業科目の履修手続等の詳細については、各学期開始前に「My もみじ」電子掲示板または工学部学生支援室掲示板により通知しますので、各自必ず確認してください。
- エ 授業時間割は、前・後期分を印刷したものを前期開始時に配布しますので、後期の履修手続等のため大切に保管しておいてください。
- オ 履修登録をした授業科目については、原則として全ての授業に出席してください。

2. 試験実施について

- ア 受験の際には学生証を必ず携行してください。
- イ 試験室では監督者の指示に従ってください。
- ウ 親族の死亡等により受験できなかった場合は、理由証明書等を添えて授業担当教員へ速やかに申し出てください。

3. 不正行為について

専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、当該期の全ての専門教育科目の評価を「不可」とします。なお、専門教育科目として登録した教養教育科目も、専門教育科目として扱います。併せて、「広島大学学生懲戒指針」の定めるところによる懲戒処分が行われます。

4. 身体等に障害のある学生の履修について

総合科学部内の教養教育本部支援グループ窓口または工学部学生支援室窓口で、履修の仕方について相談してください。

5. 学業成績の送付について

本学では、学部学生の父母等に対して、前年度までの単位修得状況及び当該年度前期に履修登録されている科目を、入学翌年度から毎年5月末頃にお知らせすることになっています。

送付先は「学生情報登録シート」で届けられた「父母等の連絡先」になっていますので、転居等により送付先が変更になった場合は、速やかに届け出てください。

○オフィス・アワー制度について

オフィス・アワー制度とは、教員が週のある曜日・時間を決めて研究室に在室し、学生はその曜日・時間には自由に教員研究室を訪れて、授業内容あるいは修学上の問題について質問・相談等を行うことができるという制度です。

各教員のオフィス・アワーの曜日・時間は、教員研究室の扉付近に表示されていますので、この制度を積極的に活用してください。

○外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規

(主旨)

第1条 この内規は、本学部の学生が外国の研修機関において語学研修のため短期留学（私費の場合も含む）した場合の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(外国の研修機関)

第2条 外国の研修機関は大学、大学附属施設又は本学部において認めた機関とする。

(単位認定の手続き)

第3条 単位の認定を受けようとする学生は、研修機関、研修内容、研修期間について、事前に教授会の承認を得なければならない。

2 単位の認定を受けようとする学生は、別に定める評価依頼状及び評価表により、当該研究機関に対し評価を依頼するものとする。

3 単位の認定を受けようとする学生は、帰国後1月以内に、所定の用紙に評価表を添えて単位の認定を願い出るものとする。

(単位の認定)

第4条 本学部が教育上有益と認めるときは、外国の研修機関における語学研修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができるものとする。

2 認定できる単位数は、4単位までとする。

(研修の総時間数)

第5条 研修の総時間数は、最低30時間を満たさなくてはならない。

附 則

(略)

○広島大学工学部外国人留学生に関する授業科目履修上の特例

広島大学工学部細則第10条第2項の規定に基づき、外国人留学生等が日本語科目及び日本事情に関する授業科目を履修した場合に、卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることのできる単位数は、次のとおりです。

1. 共通科目

外国語科目（英語）	6単位以内、又は
外国語科目（英語以外の外国語）	4単位以内

2. 自由選択科目

8単位以内

ただし、日本事情に関する授業科目は、外国語科目の単位に代えることはできません。

○中国・四国国立大学工学系学部間の単位互換について

1) 単位互換の制度について

中国・四国国立大学工学系学部は、相互大学間の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として授業科目の単位相互協定を締結しています。

【協定締結大学・学部（8大学9学部）】

鳥取大学工学部，島根大学総合理工学部，岡山大学工学部，岡山大学環境理工学部，広島大学工学部，山口大学工学部，徳島大学工学部，香川大学工学部，愛媛大学工学部

単位互換とは、8大学9学部に進学する学生が、受入大学から提供されている授業科目を履修し、そこで取得した単位を、進学する大学で単位として認定しようとするものです。

また、この制度により受け入れられた学生は、「特別聴講学生」といいます。

2) 授業料等について

特別聴講学生に係る検定料，入学料，授業料は必要ありません。

ただし、講義・演習等でかかる教材費等については実費を徴収する場合があります。

3) 単位互換対象科目

協定締結大学が開設する全ての専門科目が対象科目です。

4) 受入人数及び履修科目の上限単位数

受入人数には、制限がありますので、履修できない場合があります。

5) 受講資格

8大学9学部に進学する3・4年次（平成25年4月時点）の学生で、受入大学学部が受講を許可した者とします。

6) 履修期間

履修する授業科目の開講期間とします。

7) 試験の実施方法

受験上の取扱い及び追試験・再試験の実施等については、受入大学の学則等によります。

8) 単位認定

受入大学学部の評価基準による成績通知に基づき、派遣（所属）大学学部の履修単位として認定されます。

9) 駐車許可証

原則として公共交通機関を利用してください。

「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」 による履修（早期履修）制度について

○早期履修制度について

早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的として実施します。

また、修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができます。

なお、平成25年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは、平成27年度に「Myもみじ」で掲示します。

○実施予定研究科（平成25年4月現在）

総合科学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，
生物圏科学研究科，国際協力研究科

○履修資格

- (1) 履修時に、所属する学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 履修しようとする年度の前年度（後期）までのGPAが、進学を志望する研究科（専攻）が定める値を上回る者

○早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」 — 「学びのサポート」 — 「学士課程」のページに掲載しています。

規 則 関 係 等

学業に関する評価の取扱いについて	規則 -1
気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における 授業等の取扱いについて	規則 -3
期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則 -4
広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則 -5
広島大学転学部の手続きに関する細則	規則 -6
広島大学工学部転類に関する取扱い内規	規則 -7
広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則 -8
広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	規則-10
身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	規則-11
広島大学学位規則	規則-14
広島大学学生交流規則	規則-18
広島大学研究生規則	規則-21
広島大学外国人研究生規則	規則-23
広島大学科目等履修生規則	規則-25

○学業に関する評価の取扱いについて

(平成18年4月1日副学長(教育・研究担当)決裁)

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80～89点を優, 70～79点を良, 60～69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0～100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた「到達目標評価項目と評価基準の表」の各項目に基づき, 到達度の評価は, 「非常に優れている」, 「優れている」, 「基準に達している」及び「基準に達していない」の4段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
- (3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。
5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80～89点を優, 70～79点を良, 60～69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。
2. ただし, 特別な理由により, 5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。

Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

Ⅳ 適用について

1. この取扱いは、平成23年度入学生から適用する。
2. 平成22年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

（略）

○気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等における授業等の取扱いについて

(平成 24 年 2 月 13 日理事(教育担当)決裁)

気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては，次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス，霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，両地域の警報が解除された場合は，解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で，授業を実施することが困難であると理事が判断したときは，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は，理事の指示により，判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

- (1) 広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合
- (2) 広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪以外の警報が，広島市又は東広島市の両地域に対して，又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が，事故，大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他，事件・事故等が発生し，構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき，各学部長又は各研究科長は授業を休講とすることかどうか判断することとし，決定した措置等については，速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず，理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は，休講措置を講じることができるものとする。

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

期末試験等における不正行為の取扱いについて

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(注)(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- (略)

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第 6 条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

(略)

○広島大学転学部の実扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部の実扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 36 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における転学部の実扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第 3 条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12 月 15 日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1 月 10 日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

(手続)

第 4 条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第 1 号)を 2 月 1 日から 2 月 10 日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチューターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第 2 号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2 月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第 5 条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を 3 月 31 日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第 6 条 転学部の許可の時期は、4 月 1 日とする。

(配属年次)

第 7 条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として 2 年次とする。

(在学年限)

第 8 条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第 9 条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることはいできない。

附 則

(略)

○広島大学工学部転類に関する取扱い内規

(平成10年11月12日学部制定)

(平成20年 3月 5日一部改正)

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学工学部細則第23条第3項の規定に基づき、広島大学工学部における転類の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 転類は、本学部に在学する学生で、本学部教授会が、学生の適性上、転類させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、推薦入学した者及び編入学した者は、原則として転類を許可することができない。

3 転類又は転学部を志望するときは、申請はどちらか一つのみとする。

(手続)

第3条 転類を志望する学生は、転類願(別記様式1)を2月1日から2月10日までに所属類のチューター及び類長を経て学部長に提出しなければならない。

2 所属類のチューター及び類長は、転類を志望する学生から志望理由を聴取のうえ、転類調査書(別記様式2)を作成するものとする。

3 前項により作成した調査書は、2月末日までに学部長へ提出するものとする。

(選考方法)

第4条 転類は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、健康状態等を勘案のうえ、必要に応じて面接、筆記試験等を課して、総合的に判定する。

(許可の時期)

第5条 転類の許可の時期は、4月1日とする。

(配属年次)

第6条 転類を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、類の意見を参考にして教授会において決定する。

(転類の制限)

第7条 転類を許可された学生は、特別な事由がない限り、再び転類を願い出ることはできない。

附 則

(略)

○広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成 21 年 3 月 31 日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第 3 条 早期履修を実施する研究科、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第 4 条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科が定める GPA の値を上回る者

(申請手続)

第 5 条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの 1 月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第 1 号)により、研究科が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科は、一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第 6 条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第 7 条 研究科の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第 2 号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第 8 条 履修科目として申請することができる単位数は、10 単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第 9 条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第 3 号)により、当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

- 3 第1項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第10条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第29条及び第30条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第11条 第6条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

- 2 前項に規定する研究科が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第2項に規定する認定単位数等を含めるかどうかは、各研究科が定める。

- 3 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第12条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

(略)

○広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 7 条 支援に関する事務は、学生総合支援センター及び所属学部等の支援室において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 44 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 *1, ②普通文字の読み上げ, ③録音テープの再生, ④フロッピーディスク *2, などによる。
- 2 解答形式は、①点字 *1, ②口頭, ③テープ録音, ④ワープロ *3, などによる。
- 3 上記 1 及び 2 のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ *4, ②口頭 *5, ③テープ録音, ④代筆 *6, などによる。
- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式

*7 などによることも可能とする。

- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記1に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
 - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の1.5倍
 - (2) 弱視者に対しては1.3倍
 - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては1.3倍
 - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により1.3倍又は1.5倍の時間延長が認められている。
 - 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
 - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
 - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
 - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
 - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
 - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
 - 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。
 - 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。
- *1 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の点訳を依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中

央特別支援学校，③広島県立点字図書館，④一般の点訳奉仕団体，などに依頼する。
なお，点訳には，問題の内容や量により，時間がかかることを考慮する必要がある。

また，出題内容に図や表がある場合，その内容によっては，修正を必要とすることがあったり，触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。

点字による解答の処理については，①解答を回収した後で，本人に読み上げさせる，②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか，又は普通文字への書きなおしを依頼する，③問題の点訳を依頼した前段の団体等に，普通文字への書きなおしを依頼する，などの方法が考えられる。

- *2 フロッピー・ディスクによる出題とは，当該視覚障害者が，パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に，行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については，本人と協議する。
- *3 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステムがある。
- *4 上肢機能障害者がワープロを使う場合，通常の手でキーを叩く入力の方法以外に，くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど，特殊な方法をとる者もある。
- *5 肢体不自由者の中には，発音に問題があり，普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり，通訳者を介することが必要なこともある。
- *6 代筆者の選定にあたって，上記*5と同じ問題があり，普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。
- *7 上肢機能障害者の中には，規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。そのような場合には，白紙の解答用紙を与え，問題番号等を明記させたうえで，自由に記述させる解答方法もある。

D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部，各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は，身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について，学生及び教員に対して周知を図る。
- 2 当該学生は，特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に，原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし，点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は，原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)
なお，不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には，上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 申請をうけた教務担当は，当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は，必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は，特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため，各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ，アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(略)

○広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。))が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。))に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。
(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。
(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。
(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。))の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位授与前に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により学位論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
- (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。
(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第6号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

(略)

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

(略)

○広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条―第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条―第 18 条)
- 第 4 章 雑則(第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)

(2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学

4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願出しなければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願出があったときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別

聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校の場合は、本学での授業料は、徴収しない。

- 3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

- (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

- 4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第18条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第4章 雑則

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

附 則

(略)

○広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 5 2 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあつては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第 6 条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 15 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第 1 条の規定を準用する。

- (1) 研究生研究継続許可願
- (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料，入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料，入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

(略)

○広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則 (趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
 - (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
 - (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者
- 2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者
- 第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
 - (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
 - (6) 医師の健康診断書
- (受入れの許可)

第 4 条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

- 2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第 5 条 外国人研究生の研究期間は、1 学期又は 1 学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第 6 条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 30 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

- (1) 外国人研究生研究継続許可願
 - (2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書
- 2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。
- (入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

改正平成 25 年 3 月 12 日規則第 4 号

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和 47 年広島大学規程第 5 号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 12 日規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第 11 号各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第 6 条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第 2 条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前 2 条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (平成24年8月30日規則第119号)

この規則は、平成24年8月30日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成24年7月9日から適用する。

資 格 取 得 関 係

教育職員免許状の取得について	資格 -1
その他の資格について	資格 -6

○教育職員免許状の取得について

教員になるためには、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められている所定の単位を修得し、希望する教科の免許状を取得する必要があります。

1. 教育職員免許状（工業）の単位修得方法【第一，二，三，四類】

ア 本学部の学生は、下記の要件を満たしていれば、教育職員免許法附則第11項の規定により、卒業と同時に高等学校教諭一種免許状（工業）を取得することができます。

- ・ 所定の教養教育科目（イ）の単位を修得すること。
- ・ 教科に関する科目（ウ）から55単位を修得すること。
- ・ 教科に関する科目「職業指導」4単位を修得すること。

イ 教養教育科目

次の表に掲げる科目の中から日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位を修得してください。

免許法施行規則に定める科目	本学の該当授業科目
日本国憲法	日本国憲法
体育	健康スポーツ科学，スポーツ実習A，スポーツ実習B
外国語コミュニケーション	コミュニケーションⅠA，コミュニケーションⅠB， コミュニケーションⅡA，コミュニケーションⅡB
情報機器の操作	情報活用基礎，情報活用演習

資格

ウ 教科に関する科目（工業の関係科目）

- ・ 第一，三，四類 …専門教育科目（一部科目(エ)を除く）
- ・ 第二類 …下記に該当する専門教育科目

電子システム・電気電子工学概論，電気磁気学Ⅰ，電気磁気学Ⅱ，電気磁気学演習Ⅰ，電気磁気学演習Ⅱ，量子力学，固体物性論，回路理論Ⅰ，回路理論Ⅱ，過渡現象論，電気電子計測，電子回路，自動制御工学，数理計画Ⅰ，電子物性基礎，固体電子工学，電気法規施設管理，電気通信法規，応用確率論，生体システム工学，ロボット工学，人工知能，論理システム設計，電気工学基礎実験Ⅰ，電気工学基礎実験Ⅱ，電気電子工学実験Ⅰ，電気電子工学実験Ⅱ，半導体デバイス基礎，光半導体素子工学，ナノテクノロジー，電子材料工学，電磁波伝送工学，高電圧・プラズマ工学，熱・統計力学，半導体デバイス工学，CMOS論理回路設計，半導体プロセス工学，CMOS集積化設計工学，集積回路基礎，電力システム基礎，電力システム工学，エネルギー発生・変換機器工学，エネルギー変換機器，原子力工学，線形システム理論，信号処理工学，電子機器，数理計画Ⅱ，離散最適化，知能機械工学，センシング工学，インダストリアルエンジニアリング，生産管理論，意思決定論，数理工学特殊講義，応用数学Ⅰ，応用数学Ⅱ，応用数学Ⅲ，応用数学総合，応用数理A，応用数理C，技術英語演習

エ 教科に関する科目（工業の関係科目）に該当しない授業科目

確率・統計，応用統計学，物理化学Ⅰ，物理化学Ⅱ，物理化学Ⅲ，物理化学演習，化学物理，量子化学Ⅰ，基礎有機化学Ⅰ，基礎有機化学Ⅱ，専門有機化学Ⅰ，専門有機化学Ⅱ，専門有機化学Ⅲ，有機化学演習，生物化学Ⅰ，生物化学Ⅱ，基礎化学実験，基礎無機化学，無機化学，分子生物学Ⅱ，生物有機化学，気象学，生態工学，環境デザイン論，サステイナブル・デザイン，植生・生態学，卒業論文

◎教育職員免許状（工業）取得のための必修科目（工学部開講）

授業科目	単位 数	毎 週 授 業 時 数								備 考
		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		
		前	後	前	後	前	後	前	後	
職 業 指 導	4							2	2	教育職員免許状「工業」 取得のための必修科目 (教科に関する科目)

※ 上記は、教育職員免許法に定められた、教育職員免許状を取得するのに必要な授業科目です。
（注）教職科目は、卒業要件単位数には含まれません。

2. 教育職員免許状（情報）の単位修得方法【第二類】

ア 本学部第二類の学生は、次表の所定単位を修得すれば、卒業と同時に高等学校教諭一種免許状（情報）を取得することができます。

イ 免許状授与の資格

所要資格 免許状の種類		大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	計
高等学校 教 諭	専修免許状	2 0	2 3	4 0	8 3
	一種免許状	2 0	2 3	1 6	5 9

ウ 教養教育科目

次の表に掲げる科目の中から日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位、情報機器の操作 2 単位を修得してください。

免許法施行規則に定める科目	本 学 の 該 当 授 業 科 目
日本国憲法	日本国憲法
体育	健康スポーツ科学、スポーツ実習 A、スポーツ実習 B
外国語コミュニケーション	コミュニケーション I A、コミュニケーション I B、 コミュニケーション II A、コミュニケーション II B
情報機器の操作	情報活用演習

エ 教科に関する科目及び最低修得単位数一覧表

免 許 教 科	教科に関する科目	最低修得単位数	合計
情 報	情報社会及び情報倫理	2	2 0 以上
	コンピュータ及び情報処理（実習を含む）	2	
	情報システム（実習を含む）	2	
	情報通信ネットワーク（実習を含む）	2	
	マルチメディア表現及び技術（実習を含む）	2	
	情報と職業	2	

オ 教科に関する授業科目一覧

免許教科	教科に関する科目	本 学 の 該 当 授 業 科 目
情 報	情報社会及び情報倫理	○情報活用基礎
	コンピュータ及び情報処理 (実習を含む)	○プログラミング演習Ⅰ，プログラミング演習Ⅱ，応用数学Ⅳ，アルゴリズムとデータ構造，計算機アーキテクチャ，プログラミング言語論，コンパイラ，計算理論，オートマトンと言語理論，ソフトウェア工学，データ分析，情報数理基礎
	情報システム（実習を含む）	○データベース，情報工学演習Ⅱ，システム工学実験Ⅰ，オペレーティングシステム，知能学習システム，○システム・情報工学概論
	情報通信ネットワーク（実習を含む）	○計算機ネットワーク，情報工学演習Ⅰ，通信工学
	マルチメディア表現及び技術 (実習を含む)	マルチメディアシステム，システム工学実験Ⅱ，シミュレーション工学
	情報と職業	○情報処理と情報産業

※ 教科に関する科目は，本学部の該当授業科目の中から履修し，単位を修得してください。

※ 表中，（実習を含む）と記載された科目には，全て実習が含まれています。

※ ○印の付いている授業科目は，必修科目です。

カ 教職に関する専門科目

科目の区分		最 低 修 得 単 位 数												教 育 実 習	教 職 実 践 演 習
		教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目					
		教職の意義及び教員の役割を含む。	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む）。	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む）。	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）。	生徒指導の理論及び方法	進路指導の理論及び方法		
高等学校教諭	専修免許状	2			6			1 0（注）				4		3	2
	一種免許状	2			6			1 0（注）				4		3	2

（注）教育職員免許法上では6単位ですが，次ページのキの表に記載されている科目の単位をすべて修得する必要があります。

キ 教職に関する授業科目の履修方法

次の表に掲げる科目を全て履修し、単位を修得してください。

教職に関する科目	本 学 の 該 当 授 業 科 目	開講学部
教職の意義等に関する科目	教職入門	教育学部
教育の基礎理論に関する科目	教育の思想と原理，児童・青年期発達論， 教育と社会・制度	〃
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論，特別活動指導法，教育方法・技術論	〃
	情報科教育方法論Ⅰ，情報科教育方法論Ⅱ	工学部
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒・進路指導論，教育相談	教育学部
教育実習	教育実習指導Ⅲ，中・高等学校教育実習Ⅱ	〃
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	〃

※「中・高等学校教育実習Ⅱ」を受講するためには、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 教育実習指導Ⅲの単位を修得していること。
- (2) 3年次後期終了時点で次の単位を修得していること。

【教職に関する科目】 合計18単位以上

- ・各教科の指導法4単位
- ・教職入門，教育の思想と原理，教育と社会・制度，児童・青年期発達論，
教育課程論，教育方法・技術論，生徒・進路指導論，特別活動指導法
のうち14単位

【教科に関する科目】 10単位以上

※「教職実践演習（中・高）」では、「教員免許ポートフォリオ」が重要な役割を果たします。評価
材一覧に沿って、セメスターごとに評価材を蓄積し、決められた時期に「自己振り返り」を行い、
「教員によるレベル判定」を受ける必要があります。詳細は、次ページを参照してください。

（注）教職実践演習（中・高）を履修する場合は広島大学の中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を、それぞれ
修得していること（工学部第二類の学生は、Ⅱを修得すること）。ただし、教職実践演習（中・高）を受講
するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込
みであることを条件に、履修を認める。教育実習の単位を修得できなかった場合は、教職実践演習（中・高）
の履修を中止とし単位を認めない。

ク 教科又は教職に関する科目

「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」において、それぞれの最低修得単位を越えて履修
した科目は、「教科又は教職に関する科目」に区分されます。

◎教育職員免許状（情報）取得のための必修科目（工学部開講）

授業科目	単位 数	毎 週 授 業 時 数								備 考
		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		
		前	後	前	後	前	後	前	後	
情報科教育方法論Ⅰ	2					2				教育職員免許状「情報」 取得のための必修科目 (教職科目)
情報科教育方法論Ⅱ	2						2			教育職員免許状「情報」 取得のための必修科目 (教職科目)

※ 上記は、教育職員免許法に定められた、教育職員免許状を取得するのに必要な授業科目です。

（注）教職科目は、卒業要件単位数には含まれません。

教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて (工学部では、高等学校教諭一種免許状(情報)を取得希望の第二類の学生のみが対象です。)

＜教職実践演習について＞

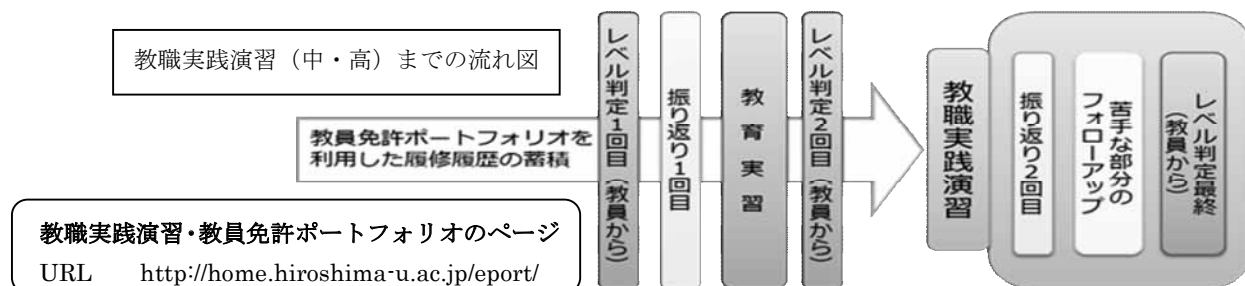
「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、平成 22 年度入学生から「教職実践演習」(4 年生の後期の授業)が新設されました。この授業は、教員として必要な知識技能などが習得できていることを確認する授業となっています。そのため、それらの知識技能などを習得できているという証拠や振り返るための資料を残していく必要があります。文部科学省は、“履修カルテ”を作成することを求めています。この“履修カルテ”に対応するものを、広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

＜教員免許ポートフォリオについて＞

教員として必要な知識技能などを習得しているという証拠や振り返るための資料を、広大スタンダードの 8 規準それぞれにおいて、授業や実習で残していくことができます。また、それらを利用して、振り返りを行ったり、教職実践演習への活用を行ったりしていきます。さらに、広大スタンダードの 8 規準それぞれについて、現在の到達レベルを 3 段階で確認することができます。

＜教職実践演習までの流れ＞

教職実践演習は、教員免許を取得する際の必修の科目となります。教職実践演習を履修する場合、教員免許の取得を希望する校種・教科のうち、教育実習を受講する際の校種・教科で教員免許ポートフォリオに評価材を蓄積していく必要があります。校種・教科によっては 1 セメスターから蓄積が始まります。教員免許の取得を少しでも考えている場合は、下記のホームページで、いつ、何をすることが必要なのか、必ず確認しておいてください。このことは、ホームページの「免許種および教科の選択」のページでダウンロードできる資料「評価材一覧」から確認できますが、ログインするためには、「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ホームページの使用方法について、「My もみじ」とおして連絡がありますので、必ず確認してください。分からないことがあれば、下記の問い合わせ先まで連絡してください。



問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
教職実践演習について	教育学研究科学生支援室	082-424-6725	kyoiku-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教員免許ポートフォリオについて	教員免許ポートフォリオ支援室 (教育学部管理棟1階)	082-424-4683	e-port@office.hiroshima-u.ac.jp

3. 免許状授与の申請手続

免許法第 5 条第 1 項の規定による免許状の授与については、工学部学生支援室(学士課程担当)で書類を取りまとめの上、一括申請します。申請時期は 10 月頃で、詳細については掲示等でお知らせします。

なお、申請時に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 教育職員免許状授与願 …所定の用紙
- ② 学力に関する証明書 …工学部学生支援室で作成する
- ③ 広島県収入証紙 …3, 400 円(平成 24 年度)

※ 書類等は、授与を申請する免許状の種類ごとに必要です。

書類等の提出が遅れた場合・卒業後に免許状の授与を希望する場合は、個人で直接教育委員会へ申請してもらうことになりますので、注意してください。

免許状の取得及びこれに係わる授業科目の修得方法について、不明な点があれば、工学部学生支援室(学士課程担当)へ問い合わせてください。

○その他の資格について

技術士国家試験（技術士法第4～6条）

（主務省庁 文部科学省）

工学部卒業者は第一次試験の共通科目が免除される。卒業者は第一次試験合格を経て、科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務に従事した期間が通算して7年を超える者は本試験を受けることができる。

JABEE 認定を受けたプログラム（応用化学プログラム、化学工学プログラム、社会基盤環境工学プログラム）の卒業生は、修習技術者および技術士補の資格を願い出により取得できる。また、技術士一次試験が免除される。

【公益社団法人 日本技術士会】<http://www.engineer.or.jp/gijutsusi/>

安全管理者（労働安全衛生規則第5条）

（主務省庁 厚生労働省）

工学部卒業者で3年以上産業安全の実務経験がある者は安全管理者に就任できる。

【労働安全衛生規則】<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000032.html>

ボイラー取扱主任者（ボイラーおよび压力容器安全規則第101条）

（主務省庁 厚生労働省）

卒業者で在学中ボイラーに関する学科を修得した者で、卒業後ボイラーの取扱いについて2年以上の実地研修を得た者は、特級ボイラー技士試験を受験できる。

また1年以上の実地研修を経た者は、一級ボイラー技士試験を受験できる。

【財団法人 安全衛生技術試験協会】<http://www.exam.or.jp/>

自動車整備士（自動車整備士技能検定規則第18、19条）

（主務省庁 国土交通省）

第一類（機械システム工学系）卒業者は上記規則により、実務経験年数が半分ほどに短縮されて技能検定試験を受けることができる。

【社団法人 日本自動車整備振興会連合会】<http://www.jaspa.or.jp/>

無線技術士国家試験（無線従事者規則第7条）

（主務省庁 総務省）

第二類（電気・電子・システム・情報系）電子システム課程、電気電子工学課程の入学生で、在学中に、下表に示す授業科目を履修し条件を満たし卒業した者は、卒業の日から3年以内に限り第1級陸上無線技術士国家試験科目のうち「無線工学の基礎」の科目が免除される。

認定基準に関する授業科目	履修条件	認定基準に関する授業科目	履修条件
微 分 学	7科目以上	電 子 回 路	○
積 分 学		C M O S 論 理 回 路 設 計	○
線 形 代 数 学 I		半 導 体 デ バ イ ス 工 学	○
線 形 代 数 学 II		回 路 理 論 I	○
応 用 数 学 I		回 路 理 論 II	○
応 用 数 学 II		電子システム・電気電子工学概論	○
応 用 数 学 III		過 渡 現 象 論	○
応 用 数 学 総 合		電 気 電 子 計 測	○
応 用 数 理 C		電 気 工 学 基 礎 実 験 I	○
物 理 学 I	○	電 気 工 学 基 礎 実 験 II	○
物 理 学 II	○	電 気 電 子 工 学 実 験 I	○

物 理 学 実 験	○
電 気 磁 気 学 I	○
電 気 磁 気 学 II	○
電 気 磁 気 学 演 習 I	○
電 気 磁 気 学 演 習 II	○

電 気 電 子 工 学 実 験 II	○
電 子 機 器	○
信 号 処 理 工 学	○
通 信 工 学	○
電 磁 波 伝 送 工 学	○

(注) ○印で示す授業科目を必ず履修してください。

【財団法人 日本無線協会】 <http://www.nichimu.or.jp/>

【総務省 電波利用ホームページ】 <http://www.tele.soumu.go.jp/index.htm>

電気主任技術者（電気事業法第54条第3項）

（主務省庁 経済産業省）

第二類（電気・電子・システム・情報系）の入学生で在学中に次の履修条件を満たし卒業した者は、実務経験年数により電気主任技術者第1種、第2種、第3種免許が得られる。

（1）電気電子理論

履修条件	開 設 講 義 科 目 名	単位
必 修	回 路 理 論 I	2
	回 路 理 論 II	2
必 修	電 気 磁 気 学 I	2
	電 気 磁 気 学 II	2
必 修	電 気 電 子 計 測	2
	過 渡 現 象 論	2
	電 子 回 路	2
	電子システム・電気電子工学概論	2
	システム・情報工学概論	2
	電 子 物 性 基 礎	2
	固 体 電 子 工 学	2
	電 気 磁 気 学 演 習 I	1
	電 気 磁 気 学 演 習 II	1

※上記より必修科目を含め 17単位以上の履修が必要となる。

（2）電力発生輸送

履修条件	開 設 講 義 科 目 名	単位
必 修	電 力 シ ス テ ム 基 礎	2
	電 力 シ ス テ ム 工 学	2
必 修	電 気 法 規 施 設 管 理	1
必 修	エ ネ ル ギ ー 発 生 ・ 変 換 機 器 工 学	2
	数 理 計 画 法 I	2
	高 電 圧 ・ プ ラ ズ マ 工 学	2
	電 子 材 料 工 学	2
	ナ ノ テ ク ノ ロ ジ ー	2
	原 子 力 工 学	2

※上記より必修科目を含め 8単位以上の履修が必要となる。

（3）電気利用等

履修条件	開 設 講 義 科 目 名	単位
必 修	エ ネ ル ギ ー 変 換 機 器	2
必 修	自 動 制 御 工 学	2
	線 形 シ ス テ ム 理 論	2
	生 体 シ ス テ ム 工 学	2
	信 号 処 理 工 学	2
	計 算 機 ネ ッ ト ワ ー ク	2
	通 信 工 学	2
	光 半 導 体 素 子 工 学	2
	半 導 体 デ バ イ ス 基 礎	2

※上記より必修科目を含め 10単位以上の履修が必要となる。

（4）実験・実習

履修条件	開 設 講 義 科 目 名	単位
必 修	電 気 工 学 基 礎 実 験 I	1.5
必 修	電 気 工 学 基 礎 実 験 II	1.5
必 修	電 気 電 子 工 学 実 験 I	1.5
必 修	電 気 電 子 工 学 実 験 II	1.5

（5）設計・製図

履修条件	開 設 講 義 科 目 名	単位
必 修	論 理 シ ス テ ム 設 計	2

【一般財団法人 電気技術者試験センター】 <http://www.shiken.or.jp/>

電気通信主任技術者（電気通信主任技術者規則，郵政省令第27号第13号）（主務省庁 総務省）

第二類（電気・電子・システム・情報系）の入学生で在学中に次の科目を履修した者は，試験科目のうち電気通信システムの試験が免除される。

科 目	単位	科 目	単位
応 用 数 学 I	2	電 子 回 路	2
応 用 数 学 II	2	半 導 体 デ バ イ ス 工 学	2
物 理 学 I	2	論 理 シ ス テ ム 設 計	2
物 理 学 II	2	シ ス テ ム ・ 情 報 工 学 概 論	2
電 気 磁 気 学 I	2	電 気 電 子 計 測	2
電 気 磁 気 学 II	2	電 気 工 学 基 礎 実 験 I	1.5
回 路 理 論 I	4 以上	電 気 工 学 基 礎 実 験 II	1.5
回 路 理 論 II		電 磁 波 伝 送 工 学	2
過 渡 現 象 論		通 信 工 学	2
		計 算 機 ネ ッ ト ワ ー ク	2

【財団法人 日本データ通信協会】 <http://www.dekoyo.or.jp/>

第1級陸上特殊無線技士，第2級および第3級海上特殊無線技士免許（無線従事者規則第31条第1項）（主務省庁 総務省）

第二類（電気・電子・システム・情報系）の入学者で在学中に，下表に示す授業科目を履修し条件を満たし卒業した者は，申請により上記無線従事者の免許を取得することができる。

	第1級陸上特殊無線技士の資格を取得するために履修すべき科目	第2級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修すべき科目	第3級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修すべき科目
電 子 機 器	○	○	
通 信 工 学	○	○	○
電磁波伝送工学	○	○	○
電気電子計測	○	○	
電気通信法規	○	○	○

（注）○印で示す授業科目を必ず履修してください。

【財団法人 日本無線協会】 <http://www.nichimu.or.jp/>

【総務省 電波利用ホームページ】 <http://www.tele.soumu.go.jp/index.htm>

危険物取扱者（消防法第13条）（主務省庁 総務省）

第三類（化学・バイオ・プロセス系）卒業者は，甲種危険物取扱者試験を受験できる。

【財団法人 消防試験研究センター】 <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

毒物劇物取扱責任者（毒物及び劇物取締法第8条）（主務省庁 厚生労働省）

第三類（化学・バイオ・プロセス系）卒業者は有資格者となる。ただし，生物工学プログラム発酵工学課程の者は専門基礎科目または専門科目の必修科目以外から化学に関する科目を2単位以上修得すること。

建築士（建築士法第14・15条）

（主務省庁 国土交通省）

第四類（建設・環境系）建築学課程，建築工学課程において，指定科目を履修して卒業した後，建築に関して原則として2年以上実務の経験を経た者は，一級建築士試験を受験できる。

第四類（建設・環境系）建築学課程，建築工学課程において，指定科目を履修して卒業した者は，二級建築士試験を受験できる。

【財団法人 建築技術教育普及センター】 <http://www.jaeic.or.jp/>

測量士（測量士法第50・51条）

（主務省庁 国土交通省）

第四類（建設・環境系）社会基盤環境工学課程を卒業した後，1年以上測量に関する実務に従事した者は願い出により測量士の資格を取得できる。

第四類（建設・環境系）社会基盤環境工学課程を卒業した者は願い出により測量士補の資格を取得できる（申請中）。

【国土地理院】 <http://www.gsi.go.jp/>

建築物環境衛生管理技術者（ビル管理士）（建築物に於ける衛生的環境の確保に関する法律第7条の2）

（主務省庁 厚生労働省）

工学部卒業者で卒業後1年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験を有するものは，講習を受けて取得できる。

【財団法人 ビル管理教育センター】 <http://www.bmec.or.jp/>

建築設備士（建築士法第20条第4項）

（主務省庁 国土交通省）

工学部卒業者で正規の建築，機械又は電気に関する課程を修めて卒業した後，建築設備に関して8年以上の実務の経験を有する者は，建築設備士試験を受験できる。

【財団法人 建築技術教育普及センター】 <http://www.jaeic.or.jp/>

インテリアプランナー（インテリア設計等に関する知識及び技能の審査・証明事業認定規程）

（主務省庁 国土交通省）

第四類（建設・環境系）建築学課程，建築工学課程を卒業した後，インテリアに関する実務経験2年でインテリアプランナー試験を受験できる。

【財団法人 建築技術教育普及センター】 <http://www.jaeic.or.jp/>

施工管理技士（建設業法第27条）

（主務省庁 国土交通省）

第四類（建設・環境系）社会基盤環境工学課程を卒業した後，3年以上の実務経験を有するものは，一級土木施工管理技士および一級建築施工管理技士になるための検定を受験できる（申請中）。

第四類（建設・環境系）社会基盤環境工学課程を卒業見込みのものは，二級土木施工管理技士および二級建築施工管理技士になるための検定のうち学科試験を在学中に受験できる（申請中）。

【国土交通省】 http://www.mlit.go.jp/kokkasiken/sekoukanri/sekoukanri_.html

【財団法人 全国建設研修センター】 <http://www.jctc.jp/>

【財団法人 建設業振興基金】 <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

学 生 生 活 関 係

学生生活関係について・・・・・・・・・・・・・・・・	学生 -1
広島大学学生生活に関する規則・・・・・・・・	学生 -7
広島大学学生証取扱細則・・・・・・・・	学生 -9
広島大学授業料等免除及び猶予規則・・・・・・・・	学生-10
広島大学学生表彰規則・・・・・・・・	学生-13
広島大学学生懲戒指針・・・・・・・・	学生-14
広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）	学生-18
広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	学生-19
広島大学ピア・サポート・ルーム規則・・・・・・・・	学生-21
社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	学生-22
広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	学生-23

○学生生活関係について

1. 掲 示

学生への伝達事項は主として「My もみじ」の電子掲示板に掲載します。



※<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>

から広大ID・広大パスワードを入力してログインする。

掲載された事項は、すでに周知したものとして処理しますので、見落としがないよう確認してください。また、緊急を要する場合（実家からの連絡、財布等の落とし物）は、電話で伝達することもあります。住所や電話番号に変更が生じた場合は、速やかに工学部学生支援室へ届け出てください。

なお、工学部学生支援室関係の掲示板が管理棟1階にあります。また、類別の掲示板が各棟に、学生用掲示板が講義棟通路側にそれぞれ設置されていますので、定期的にチェックしてください。

2. チューター

各類にチューターの教員が決められているので、履修・成績・進路等、学生生活の上で困ったことがあれば相談し、有意義で充実した学生生活を送ってください。

平成25年度入学生チューター表

類	担 当 講 座	チューター	部屋番号	電話番号
第一類 (機械システム工学系)	機 械 設 計 シ ス テ ム	永 村 和 照	A3-321	424-7580
	制 御 工 学	和 田 信 敬	C3-321	424-7584
	材 料 物 理 学	杉 尾 健 次 郎	A3-742	424-7618
第二類 (電気・電子・システム・情報系)	半 導 体 集 積 科 学	村 上 秀 樹	先端物質科学研究科 401A	424-7648
	シ ス テ ム 制 御 論	中 本 昌 由	A2-342	424-7673
	シ ス テ ム ソ フ ト ウ ェ ア 工 学	亀 井 清 華	A3-543	424-7685
	計 算 機 基 礎 学	今 井 勝 喜	A1-143	424-7708
第三類 (化学・バイオ・プロセス系)	化 学 工 学	都 留 稔 了	A4-321	424-7714
	応 用 化 学	駒 口 健 治	A4-614	424-7735
	発 酵 工 学	岡 村 好 子	先端物質科学研究科 609N	424-4583
第四類 (建設・環境系)	構 造 工 学	藤 井 堅	A2-435	424-7790
	構 造 工 学	小 川 由 布 子	A2-513	424-7785
	シ ス テ ム 安 全	新 宅 英 司	A2-244	424-7855
	耐 空 耐 航 性 能	作 野 裕 司	A2-211	424-7773
	建 築 構 造 学	岡 河 貢	A2-643	424-7846
	建 築 計 画 学	金 田 一 清 香	A2-612	424-7836

3. 工学部学生支援室窓口

(1) 学生証の再発行

学生証は、本学の学生であることを証明するものなので、常に携帯してください。

万一、紛失した場合は、速やかに窓口で再発行の申請をしてください。なお、再発行には1週間程度を必要とし、手数料もかかります。

(2) 学籍異動の受付 …次のような場合は、速やかに窓口で手続きをしてください。

休学願	3ヶ月以上就学できない理由が生じたとき。 なお、病気による場合は、医師の診断書を添付する。 ※休学期間を延長したい場合は、再度「休学願」の提出が必要です。
復学願	休学中に休学事由が消滅したとき。 ※休学期間が終わって復学する場合は、手続きの必要はありません。
退学願	退学を希望するとき。
留学願	留学を希望するとき。 ※語学研修のための短期留学で、単位認定を希望する場合は、事前に必ず学生支援室へ相談してください（事後では認められません）。
改姓届	改姓したとき。
学生情報登録シート	学生情報（住所・電話番号・父母等連絡先 等）を変更したとき。

（注）休学・復学・退学において、日本学生支援機構等の奨学金を受けている場合は、広島大学学生生活支援グループ（学生プラザ3階）の奨学金担当窓口でも手続きをしてください。

(3) 各種証明書等の交付

在学証明書	証明書自動発行機で発行できます。 ※学生証・広大パスワードが必要です。
卒業見込証明書	
学業成績証明書	
通学証明書	窓口で相談の上、「通学証明書交付願」で申し込んでください。
その他	窓口へ相談してください。

【証明書自動発行機について】

下記の証明書は、証明書自動発行機を利用して取得してください。どこの発行機からでも全学生の証明書等が発行できます。

① 発行できる証明書等：学割証、在学証明書（和文、英文）、成績証明書、健康診断証明書、卒業見込証明書（和文、英文）

② 発行機設置場所・稼働時間

＜東広島キャンパス稼働時間 月～金曜日 8:30～17:15（土曜日は停止）＞

総合科学部（総合科学部学生支援室入口付近）

文学部（文学部学生支援室入口付近）

教育学部（教育学部学生支援室入口付近）

法学部・経済学部（法学部・経済学部学生支援室窓口前）

理学部（理学部学生支援室入口付近）

工学部（工学部学生支援室窓口前）

生物生産学部（生物生産学部学生支援室入口付近）

＜霞キャンパス稼働時間 月～金曜日 8:30～21:30、土曜日 8:30～17:00＞

医学部（基礎・社会医学棟 1F）

歯学部（C棟 2F）

＜東千田キャンパス稼働時間 月～金曜日 8:30～21:15、土曜日 9:45～18:30＞

東千田総合校舎（1F ロビー）

- ③ 対 象 学 生：学部生，大学院生
- ④ 発 行 可 能 枚 数：学 割 証→1人あたり年間20枚まで（1日4枚まで）
在学証明書等→制限なし
- ⑤ 氏名表記について：日本人学生 →漢字
外国人留学生（アルファベット表記）→アルファベット
// （漢字表記） →漢字
- ⑥ そ の 他：発行された証明書の記載内容については各自でチェックしてください。

【学割証について】

学割証の発行は、修学上の経済負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではありません。

原則として次の目的で旅行（JR片道101kmを越える普通乗車券に適用）する必要がある場合に限り、年間20枚（1日4枚）を限度として使用できます。

- ア 休暇，所用による帰省
- イ 実験実習などの正課の教育活動
- ウ 大学が認めた特別教育活動又は体育，文化に関する正課外の教育活動
- エ 就職又は進学のための受験など
- オ 大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- カ 傷病の治療，その他修学上支障となる問題の処理
- キ 保護者の旅行への随行

学割証を使用する際には、往復乗車券又は周遊きっぷにするなどして計画的、かつ、有効に使用してください。

注 意 事 項

不正使用した場合は、多額の追徴金を徴収されるだけでなく、大学が発行停止の処置をうけるなど大学全体に迷惑を及ぼすことになるので、決して不正に使用しないでください。

不正使用した場合は、原則として1年間、学割証の発行を停止します。（通学定期乗車券も同様）

【不正使用になる場合】

- ① 他人名義又は無効の学割証を使用して、乗車券を購入したとき
- ② 学割証を使用して購入した乗車券を他人に譲渡又は販売したとき
- ③ 学生証を所有しないで学割乗車券を使用したとき
- ④ その他学割証を不正に使用したとき

4. 拾得物・遺失物

工学部構内の拾得物等については、次のとおり取り扱います。

(1) 拾得物

- ・ 拾得者は、速やかに工学部学生支援室へ届け出る。
- ・ 拾得物のうち貴重品（現金等）については、5日間経過しても引取人（遺失者）が現れない場合は、所轄の警察署に引き渡す。
- ・ 貴重品以外の物については、6ヶ月間拾得物展示棚（工学部学生支援室内）へ展示した後、掲示による告知の上処分する。

(2) 遺失物

- ・遺失者は、工学部学生支援室へ届け出るとともに、最寄りの警察署でも手続きを行う。
- ・拾得物展示棚を見て、自分の遺失物があったときは、窓口に応じ出る。

(3) その他

- ・工学部外で拾得した場合は、すみやかに最寄りの学生支援室等に届け出る。
- ・所持品に関しては名前を入れ、盗難にあわないよう各人で管理を徹底してください。

5. 就 職

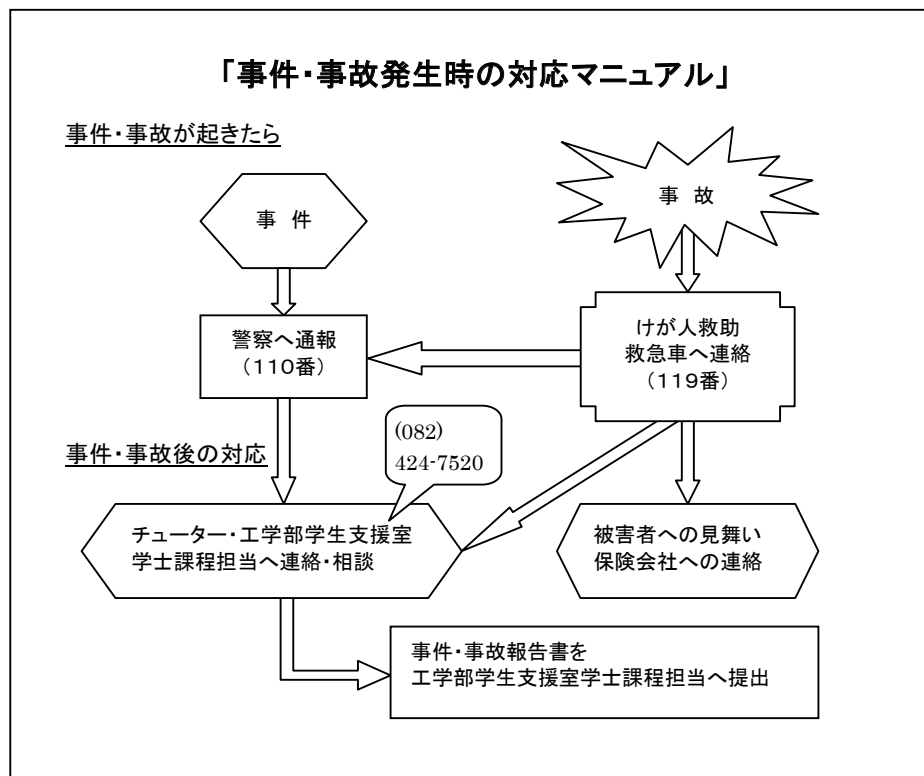
就職については、各就職担当教員等と連絡を取り、指導を受けてください。また、工学部学生支援室では各企業等から送付された資料が閲覧できますので利用してください。

この他、キャリアセンターが全学的な立場から就職支援を行っています。

- ★ 広島大学の学生を対象とした最新の求人が、「My もみじ」→「進路・就職」に掲載されます。
(求人検索、就職先検索、会社説明会情報検索、公務員採用試験情報検索、教員採用試験情報検索、就職カレンダー、就職活動コメント検索、卒業生検索等)
- ★ キャリアセンターHP (<http://www.hiroshima-u.ac.jp/kyaria/index.html>) にも、就職活動に関する情報があります。

6. 事件・事故等の報告

事件・事故等が発生した場合は、以下のマニュアルを参考にし、事後、報告書を提出してください。



7. 講義室等の利用

(1) 課外活動等で使用可能な工学部講義室及び使用手続

115, 116, 117 の各講義室

予約状況を確認した上で、所定の用紙を利用日の3日前までに工学部学生支援室へ提出してください。

(2) 使用時間

平 日……………18:00~20:00

土曜日・日曜日・祝日・休業期間… 8:30~20:00

(3) 使用上の注意事項

- ① 音楽演奏のための教室使用は許可しない。
- ② 火気等には充分注意すること。
- ③ 設備及び備品等は、破損、紛失のないよう取り扱うこと。
- ④ 後始末、清掃等は、必ず責任をもって行うこと。

8. 学業生活状況の通知

就学期間中、特に成績不良や欠席の多い場合等は、その旨を家族に通知するので、あらかじめ承知していただきます。

告 示

本学部では、これまで、事件・事故を起こした学生について原因を検討した結果、その背景として概ね学業生活上において何らかの問題があることが指摘されました。

ついては、今後これら事件・事故を未然に防止し、健全な学生生活が送られるよう配慮するため、諸君の学業生活上において、特に問題のあった場合は、家族と連携をとることとしました。

具体には、前期・後期終了後、出席状況が非常に悪いとか単位取得数が大変少ない等のほか学業生活上、特に問題のあったと思われる学生については、その旨を文書により、家族へ報告しますので、あらかじめ承知おきください。

広島大学工学部長

9. 駐車場・駐輪場

自動車・自動二輪車及び原動機付自転車を利用して通学する場合は、「広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則」をよく読み、決められた場所に、他人の迷惑とならないよう整然と駐車（輪）してください。

駐車禁止区域に駐車（輪）している場合は、車を固定するほか、違反者に対して自動車での入構を禁止することもあります。

なお、以下の点に十分注意してください。

(1) 自動車を利用する場合

- ・「もみじ」で申請を行い、入力画面を印刷したものに必要書類を添えて、工学部学生支援室へ提出してください。
 - ・セメスター初めに行われる交通安全講習会を必ず受講してください。
 - ・学部1・2年次生の自動車による入構は原則として認められません。
- ただし、身体的な理由・遠隔地からの通学等により、自動車による通学を必要とする場合は、

学生支援室の窓口にご相談してください。

- (2) 自動二輪車及び原動機付自転車を利用する場合
- ・ 4月に行われるバイク安全講習会を受講してください。

10. 保 険

(1) 広島大学学生健康保険組合

健康保険適用による病院での診療や薬局での調剤を受けた場合に、支払った金額の一部が給付される制度です。給付を受けるには、入学・在学時に卒業・修了予定年数分の組合費（年額 2,500 円×修業年数）を一括納入しなければなりません。

(2) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

国内外において、学生が授業中・学校行事中・課外活動中・通学中や大学構内にいる間にケガをした場合に補償が受けられる保険です。

本学では、大学が保険料を負担し、全員の加入手続を行いますので、個々に加入する必要はありません。

(3) 学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

国内外において、学生が授業中・学校行事中・インターンシップ・ボランティア等の活動およびその活動を行うための往復途中等で、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したことで発生した法律上の損害賠償を補償する保険です。

加入は任意ですが、類によっては実験・実習等で加入が必要になります。詳しくは、担当教員等の指示に従ってください。

11. その他

保険、授業料免除、各種奨学金、アルバイト紹介、保健及び相談施設の利用、福利厚生施設・課外活動施設の利用については「**学生生活の手引**」を参照し、必要に応じて所定の手続きをとってください。

○広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部部長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部部長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部部長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部部長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 使用目的

(2) 日時及び場所

(3) 責任者の氏名

(4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示，立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については，次に定めるところにより行うものとする。

(1) 掲示物は，所定の学生用掲示板に掲示すること。

(2) 立看板は，所定の学生用掲示場に掲出すること。

(3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内，立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。

(4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし，この期間を経過した掲示物及び立看板は，掲示責任者において撤去すること。

(5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず，配付責任者において回収し，その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が，学内において，拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は，授業，研究及び診療等に支障を来することがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は，大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

(略)

○広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後には交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第 9 条 この細則(第 4 条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第 2 条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第 4 条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第 10 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

○広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であつて経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの

(2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であつて、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)

(2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者

(2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(1) 4 月入学者 当該年度の 8 月末日

(2) 10 月入学者 当該年度の 2 月末日

4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第 2 項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 前条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

○広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

○広島大学学生懲戒指針

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- ③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- ④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合
学部等の指導(学部長厳重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人, 強盗, 放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は, 「悪質性」も「重大性」も認められるため, 原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は, 原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は, 原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転, 無免許運転, 著しい速度超過等)については, 原則として②に該当するものとし, 比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反, 一時停止違反等)については, ①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については, その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り, 原則として③に該当するものとする。

ただし, 悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは, ①に該当するものとし, 相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは, ②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については, 運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は, 当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については, ②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け, 又は学部等の指導を受けた者が, 再び懲戒に相当する行為をした場合は, より「悪質性」が高いものとみなし, 前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合, 当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は, 速やかに学長に通報するとともに, 事実関係の調査に努め, その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は, 学部長等から報告のあった事件事故の中に, 懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは, 原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は, 副学長(学生支援担当), 関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は, 関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について, 必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は, 関係学部等による調査報告に基づき, 当該事件事故に係る学生への懲戒の要否, 懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し, その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は, 審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

(2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な状況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の非公開

(1) 非公開の原則

懲戒を実施した場合、学生の氏名、学生番号、懲戒の内容及び懲戒の事由等は、当該学生以外には明らかにしないものとする。

ただし、学長が必要と認めたときは、この限りではない。

(2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等作成上の留意事項

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載しないものとする。

9 雑則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

○広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

記

1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。

2 指針 4(4)「懲戒の具体例」について

指針 4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方に依拠している。

もっとも、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。

また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。

次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。

なお、指針 4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいえず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3 指針 5「懲戒の手続き」について

[1] 指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

[2] [1]による意見陳述は、指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述にもって代えることができるものとする。

4 指針 8(3)「推薦書類等作成上の留意事項」について

指針 8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

附 則

(略)

○広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「その他のハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。

3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。

4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。

6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

○広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 130 号)

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 5 条の規定に基づき、広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピア・サポート・ルーム(以下「ピア・サポート・ルーム」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 ピア・サポート・ルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

(1) 本学が実施する広島大学ピア・サポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピア・サポーター」という。)数十人

(2) 本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピア・サポーターに助言をする者(以下「ピア・アドバイザー」という。)若干人

(3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピア・サポーター及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人

2 ピア・サポーター及びピア・アドバイザーの任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 専門アドバイザーの任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 条 ピア・サポート・ルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第 5 条 ピア・サポート・ルームは、学生プラザ 4 階に設置する。

(開室時間)

第 6 条 ピア・サポート・ルームの開室時間は、原則として、通則第 9 条に規定する休業日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(事務)

第 7 条 ピア・サポート・ルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

○社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第 1 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 4 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第 6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 7 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第 8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附 則

(略)

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、監査室及び理事室をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、構内駐車証及びパスカード(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証等の許可申請資格等)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の許可申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はががら職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で任意保険の契約を締結し、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の 1 年次生及び 2 年次生

ロ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(4) 身体に障害を持つなどの特別の理由がある者

(5) 所用のため構内を訪れる外来者

(6) 部局等が委託する庁舎清掃等の業務に従事する者

(7) 商用等のため構内を訪れる業者

(8) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者
(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第 5 条 構内駐車証等の許可申請が可能な期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第 1 号から第 3 号までに該当する者にあつては、毎年理事(財務・総務担当)が定める日から 4 月 15 日までとし、4 月 16 日以降は駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。

(2) 前条第 4 号から第 8 号までに該当する者にあつては、随時申請できるものとする。

- 2 構内駐車証等の種類及び許可申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。
 - (1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。
 - (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

- 2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金(以下「利用者負担金」という。)については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前6時から午後9時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。
 - (2) 利用者負担金は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。
- 3 前項第2号に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	利用者負担金
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第8号に該当する者で、期間が次に掲げるもの	
(1) 1年	7,000円
(2) 半年	3,500円
(3) 1ヶ月	1,000円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 第4条第6号又は第7号に該当する者	500円
4 パスカード再発行(1枚)	500円

- 4 既納の利用者負担金は、返還しない。
- 5 第3項の規定にかかわらず、第4条第8号に該当する者で期間が1週間以内のものは、利用者負担金を免除するものとする。

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあつては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。

(6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第 3 の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第 1 号の規定により車両を固定された者は、学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する自動車で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第 3 条第 1 項の規定は、適用しないものとする。

(1) 清掃車

(2) 消防車等の緊急自動車

(3) 郵便物、電報及び新聞等の配達自動車

(4) 路線バス等の道路運送事業(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条に規定する道路運送事業をいう。)に供する自動車

(5) その他学長が特別に認めた自動車

(事故処理等)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 16 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 17 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事(財務・総務担当)が定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11 年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

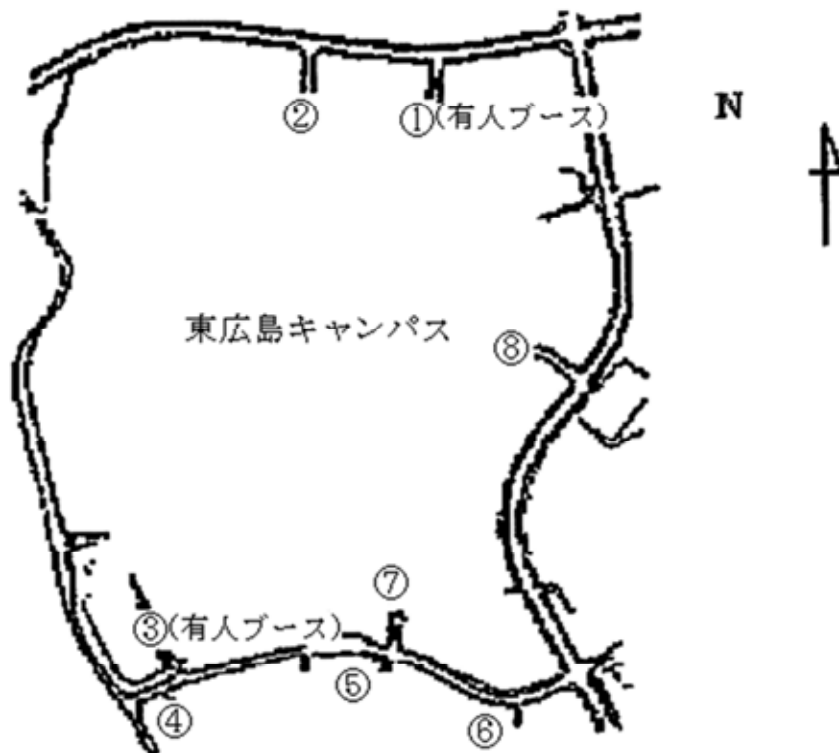
(略)

附 則(平成 24 年 10 月 30 日 一部改正)

この細則は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

(1) 平日

- ・ 終日規制を行う。

ただし、パスカードを所持していない職員，学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は，身分証明書等を提示のうえ，18：00以降ゲート1(18：00～6：00)又はゲート3(18：00～21：00)を利用することができる。

(2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

- ・ 昼間(6：00～21：00)の規制は行わない。

参考

春季休業 (4月1日～4月8日)
夏季休業 (8月1日～9月30日)
冬季休業 (12月24日～1月7日)
学年末休業 (2月12日～3月31日)

そ の 他

広島大学図書館利用案内・・・・・・・・・・・・・・・・	その他	-1
工学部構内配置図・・・・・・・・・・・・・・・・	その他	-4
工学部講義室配置図・・・・・・・・・・・・・・・・	その他	-5
広島大学歌・・・・・・・・・・・・・・・・	その他	-6

広島大学図書館利用案内

1. 開館時間

[東広島キャンパス]

	授業期			休業期	
	平 日	土曜	日曜	平 日	土 日
中央図書館	8:30 - 22:00	10:00 - 20:00	10:00 - 20:00	8:30 - 22:00 *8:30-17:00	10:00 - 20:00 *閉館
東図書館 西図書館	8:30 - 21:00	10:00 - 17:00	閉 館	8:30 - 17:00	閉 館

* 8月中旬から9月中旬, 2月下旬から4月上旬までの期間

[霞キャンパス]

	授業期		休業期		
	平 日	土 日	平日	土 日	
				8・3月	9月
霞図書館	8:30 - 22:00	9:45 - 20:00	8:30 - 22:00	閉 館	9:45 - 20:00

◆3月は国家試験終了まで土日も開館

[東千田キャンパス]

	授業期			休業期		
	平 日	土曜	日曜	平日	土曜	日曜
東千田図書館	8:30 - 22:00	12:00 - 22:00	閉 館	8:30 - 21:00	13:00 - 19:00	閉 館

注: 詳細はホームページ、カウンターのサービス時間は『図書館利用案内 2013』を参照してください。

2. 休館日

- ・祝日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日)
- ・年末年始 (12月28日～1月4日)

* その他, 開館日変更等はその都度ホームページ等へ掲載します。

3. 図書館利用証

「学生証」を「図書館利用証」として利用できます。

4. 貸出

(1) 貸出手続

図書は自動貸出機を使って, 自分で貸出手続きを行って下さい。自動貸出機では処理ができなかった図書や, 図書以外の資料は, 学生証を添えてカウンターへ提示してください。

貸出中の図書を次に利用したい場合は, OPAC から予約申込みができます。

(2) 貸出冊数・期間

学部学生

図書館名	図書		雑誌のバックナンバー	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
中央・東・西・東千田	各館 8 冊	2 週間	5 冊	1 日
霞	8 冊	3 週間	5 冊	1 日

注：長期休業中には長期貸出を行います。詳細はその都度ホームページ等へ掲載します。

貸出期間は 1 回限り延長できます。ただし、予約中および長期貸出中の図書を除きます。

5. 返 却

必ず期間内に返却してください。なお、閉館時は玄関横のブックポストに返却してください。ただし、雑誌は直接カウンターに返却してください。

返却期限に遅れた場合は、遅れた日数に比例して貸出停止となります。また、図書を紛失又は汚損したときは、弁償しなければなりません。図書は大切に取り扱いして下さい。

6. レファレンスサービス

学習・調査・研究するうえで必要な文献および情報についてサポート、アドバイスします。図書館の利用についてわからないことや困ったことは、各館サービスカウンターへご相談ください。またはホームページの「**Web** リクエスト」にて、レファレンス申込みをして下さい。

7. 講習会

資料の探し方、データベースの使い方などの講習会を実施しています（6～7月，10～12月）。またグループ単位で、希望の内容・日時・場所で実施するオンデマンド講習会の申込みも、随時受け付けています。

8. 資料の複写

図書館の資料は、著作権法の範囲内で複写することができます（著作権法第 31 条）。

「複写申込書」に記入して複写してください。

カード式 (生協コピーカード)	コイン式	カラーコピー
各館	各館	中央・東・西・霞

生協コピーカードは、中央図書館、霞図書館、各生協で販売しています。

9. 相互利用サービス

(1) 資料の取り寄せ

必要な図書や雑誌が東広島キャンパスにない場合は、他キャンパスまたは他大学等から、文献の複写物あるいは図書を借用して取り寄せることができます（有料）。ホームページの「**Web** リクエスト」または各館サービスカウンターの「文献複写申込書」「図書借

用申込書」にてお申し込みください。

(2) 他大学図書館の利用

国立大学法人の大学図書館を利用することができます。夏季休業等で帰省・旅行、長期遠征合宿の際には、本学学生証を持参し、利用してください。紹介状が必要な大学もあります。

1 0. 工学部類・講座図書室の利用について

工学部の各類・講座には図書室があり、それぞれの利用内規にしたがって利用できます。

1 1. 図書館ホームページ

今日の開館時間、ニュース、最新の利用案内や、Web リクエスト、蔵書検索(OPAC)、電子ジャーナルや各種データベースなどのサービスを提供しています。

図書館 URL: <http://www.lib.hiroshima-u.ac.jp/>

携帯版 URL: <http://www.lib.hiroshima-u.ac.jp/m/>

1 2. 地域・国際交流プラザ

地域・国際交流プラザは「社会貢献事業」を目に見える形で広報する場です。教職員・学生が研究成果等を発表し、地域の人が生涯学習活動等を発表するために、多くの各種企画展示を開催しています。

1 3. BIBLA (中央図書館), BIBLA East (東図書館)

図書館では、グループで話し合いながら学習したり、自由にパソコンを利用したりできる多目的に使える空間として、中央図書館・東図書館に新しいスペース BIBLA (ビブラ) を開設しました。ご利用をお待ちしています。

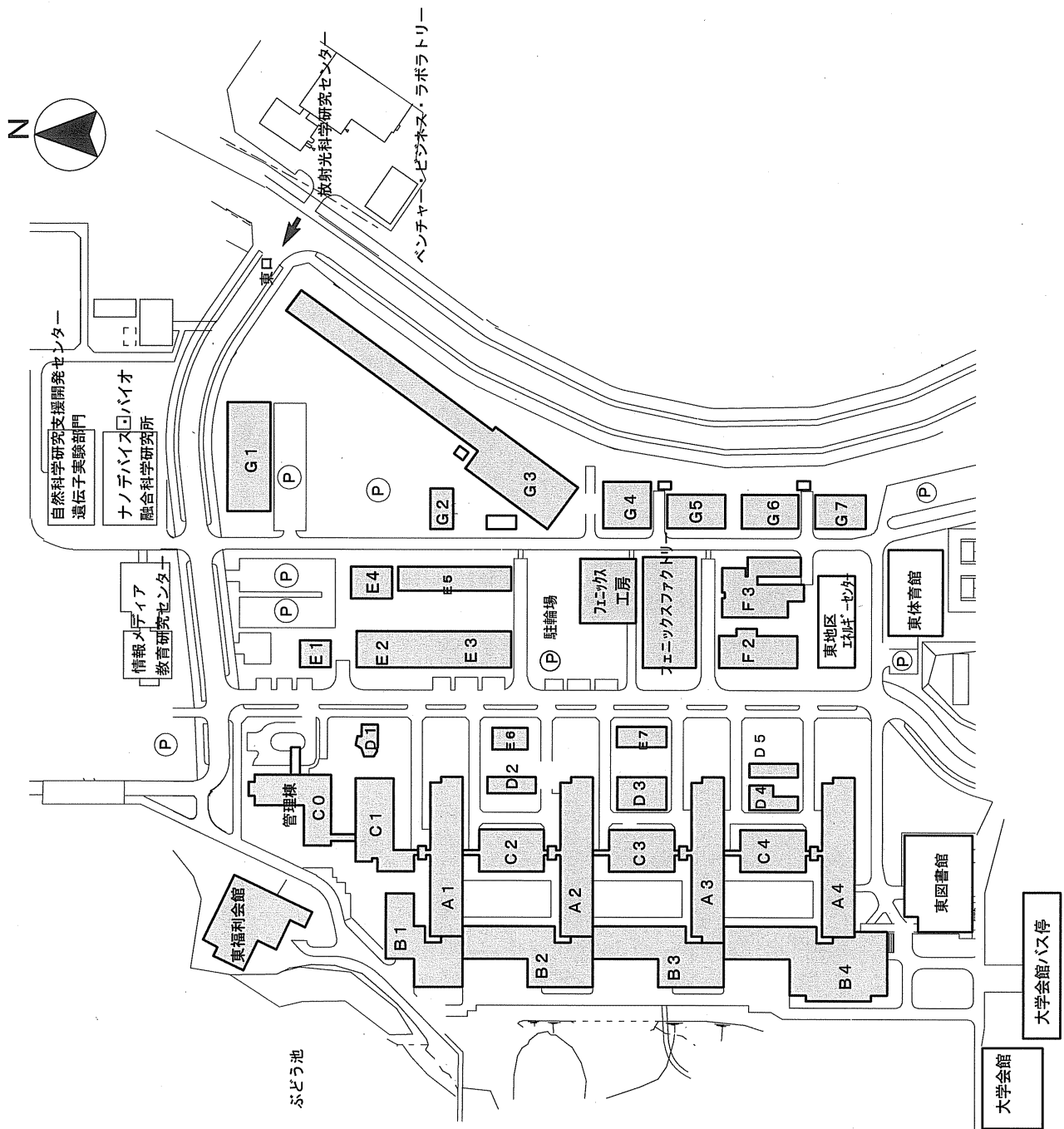
* 図書館利用上の注意

1. 飲食物の持ち込みはお断りしています。ただし、中央・東・西図書館では各館ゲート外側に蓋付きの飲み物を飲むことができるアメニティスペースをご用意しています。(東千田図書館は飲食禁止です)
2. 館内は禁煙です。
3. 館内では携帯電話はマナーモードにし、会話はご遠慮ください。
4. 情報機器、電子情報類の不正使用はやめましょう。
5. 館内では貴重品は必ず身につけておきましょう。

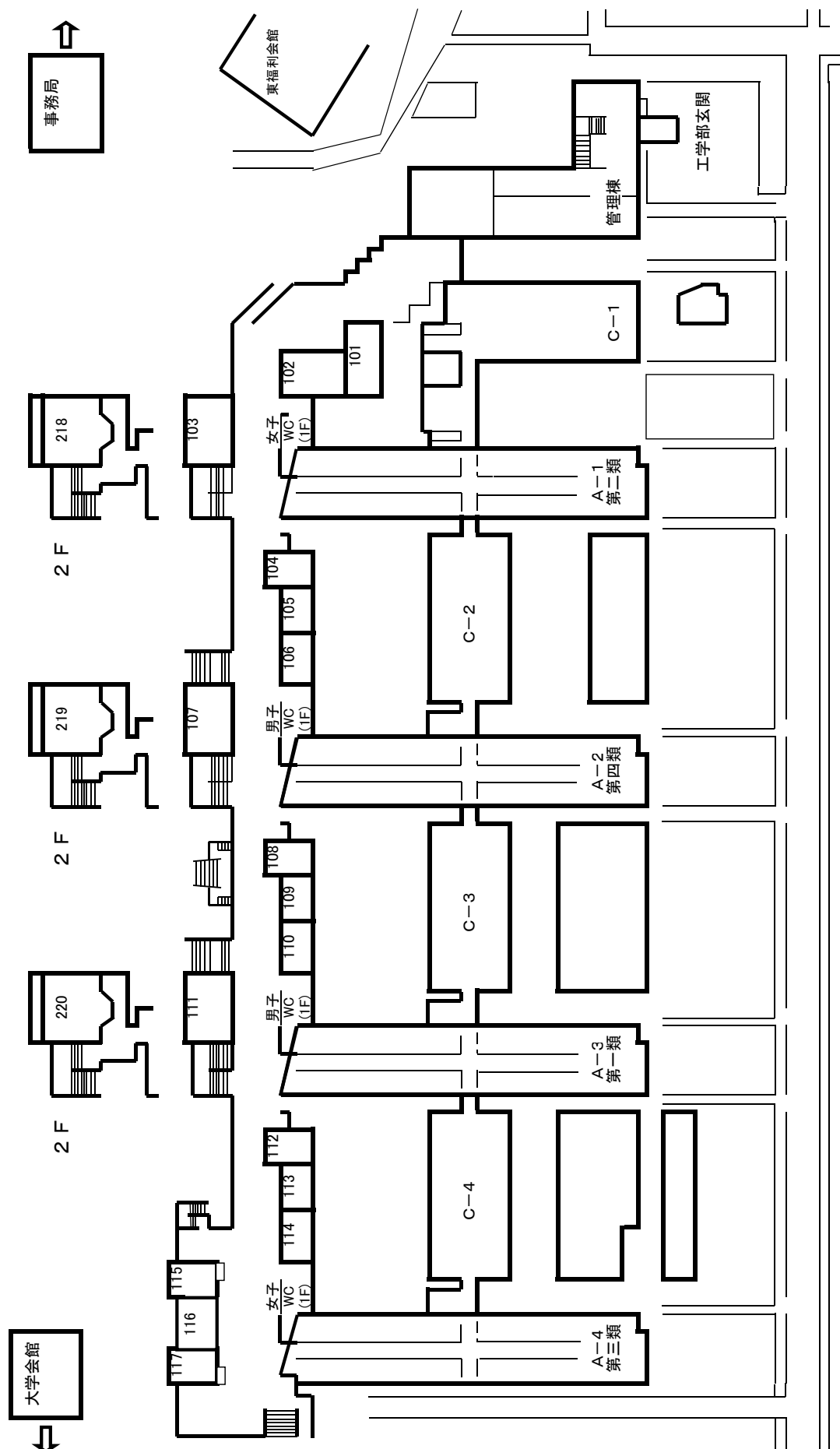
広島大学工学部構内配置図

〒739-8527 広島市鏡山一丁目4番1号
TEL (082) 422-7111 (代)

棟番号	建物名称
A-1	高層実験研究棟
A-2	"
A-3	"
A-4	"
B-1	講義棟
B-2	"
B-3	"
B-4	"
C-0	管理棟
C-1	管低層実験研究棟
C-2	"
C-3	"
C-4	"
D-1	音響実験棟
D-2	非破壊試験棟
D-3	機械力学・工作機械学実験棟
D-4	機械要素実験棟
D-5	危険薬品庫
E-1	共同研究棟
E-2	土木構造・土木材料実験棟
E-3	建築構造実験棟
E-4	建築環境学実験棟
E-5	水理実験棟
E-6	共用棟
E-7	"
F-2	フェニックス工房棟
F-3	化学工学共同実験棟
G-1	工学部放射線総合実験棟
G-2	大型構造物実験棟
G-3	船舶海洋風洞実験棟
G-4	船舶型試験水槽棟
G-5	水力学実験棟
G-6	熱工学・流体力学実験棟
G-7	燃焼工学・エネルギー変換工学実験棟
G-8	第一類風洞実験棟
G-9	フェニックスファクトリー
P	自動車駐車場



工学部講義室配置図



広島大学歌

広島大学選定歌詞
広島大学教育学部音楽科作曲

1 光あり

遠き山なみ 輝きて

新たなる日は ひらけたり

ああわれら

はてなき空に かたちなす

真をぞ きはめん望みなり

2 流あり

古き歴史は 七筋に

わかれてとはに 伝へたり

ああわれら

移らふ時に かはらざる

善きをこそ 努めん集ひなり

3 緑あり

つよき不死の樹 広がりて

葉末は風に そよぎたり

ああわれら

明るき道に 影しるす

美しきもの 求めん願ひなり